



# 阿波市地域防災計画

資料編

阿波市防災会議



# 目 次

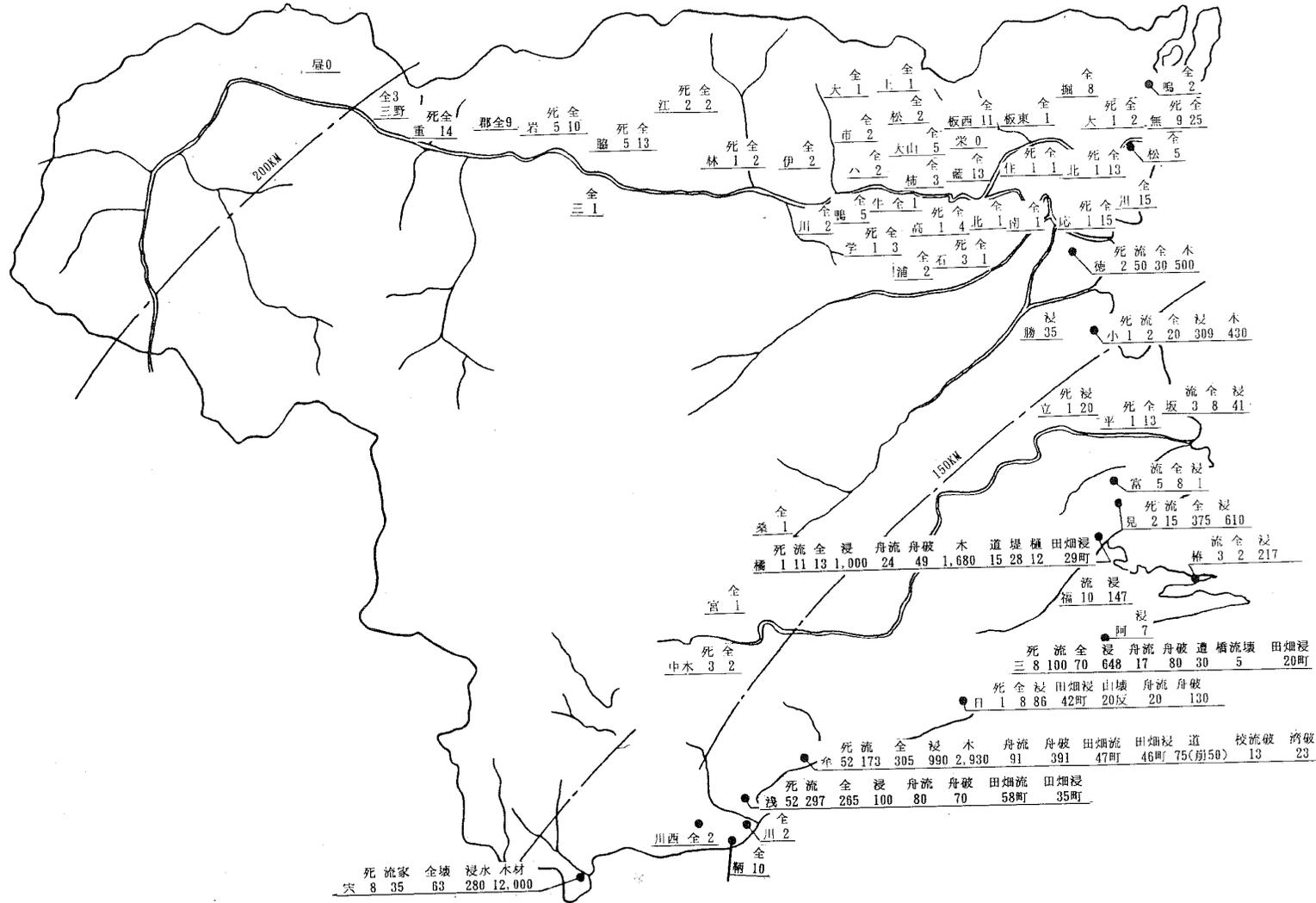
<b>1</b>	<b>災害記録に関する資料</b> .....	<b>1</b>
1	1  北海道大地震分布図.....	2
2	2  関東以西の海溝型の巨大地震.....	3
3	3  主な大地震一覧表.....	4
<b>2</b>	<b>気象等に関する資料</b> .....	<b>6</b>
1	1  震度階級と参考資料.....	7
2	2  津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図.....	11
3	3  各防災機関雨量観測所一覧表.....	11
4	4  徳島県震度情報ネットワークシステムの構成.....	12
5	5  地震海域図.....	12
6	6  台風経路図.....	13
7	7  月別台風傾向図.....	13
8	8  予報地域細分境界図.....	14
<b>3</b>	<b>通信施設に関する資料</b> .....	<b>15</b>
1	1  徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱.....	16
2	2  無線局の局名設置場所等一覧及び使用管理者名簿.....	22
3	3  地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）.....	30
4	4  防犯カメラ設置場所一覧表.....	34
5	5  県警察関係通信系統図.....	37
6	6  無線局局名録.....	38
<b>4</b>	<b>災害危険地域等に関する資料</b> .....	<b>43</b>
1	1  地すべり防止区域指定箇所一覧表.....	44
2	2  急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表.....	45
3	3  急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	45
4	4  急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量規準.....	53
5	5  土石流危険渓流一覧表.....	54
6	6  土石流対策雨量基準.....	57
7	7  砂防指定地一覧表.....	58
8	8  山地に起因する災害危険地.....	61
9	9  水防危険箇所一覧表.....	67
10	10  地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表.....	72
11	11  保安林配備一覧表.....	75
12	12  阿波市の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表.....	75

<b>5</b>	<b>危険物等に関する資料</b> .....	<b>85</b>
1	危険物保有事業所.....	86
2	高圧ガス大量保有事業所一覧表.....	86
3	特定高圧ガス消費者一覧表.....	86
4	市毒物劇物取扱施設数.....	87
5	毒物・劇物製造所一覧表.....	87
6	放射性同位元素保有事業所一覧表.....	87
<b>6</b>	<b>防災資器材等に関する資料</b> .....	<b>88</b>
1	水防倉庫設置及び備蓄資材の状況.....	89
2	林野火災用空中消火資機材等保有状況.....	90
3	副食調味料調達先一覧表.....	91
4	災害救助物資備蓄数.....	92
5	木材保有数.....	93
<b>7</b>	<b>報道体制に関する資料</b> .....	<b>94</b>
1	報道体制.....	95
2	四国放送非常事態対策要綱.....	96
3	エフエム徳島非常事態対策要綱.....	99
4	徳島県における緊急警報放送について.....	101
<b>8</b>	<b>災害救助に関する資料</b> .....	<b>102</b>
1	災害救助法の適用基準.....	103
2	令和3年度災害救助基準.....	104
3	災害救助法による救助の実施機関.....	108
<b>9</b>	<b>医療・防疫に関する資料</b> .....	<b>109</b>
1	病院及び病床数.....	110
2	救急病院等一覧表.....	111
3	救急自動車（患者輸送車）保有状況.....	113
4	特定施設に係る医療機関一覧表.....	113
5	県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧表.....	114
6	防疫用機材保有数.....	117
7	難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧表.....	117
8	火葬場一覧表.....	117
<b>10</b>	<b>交通に関する資料</b> .....	<b>118</b>
1	輸送の確保に関する責任者及び連絡方法.....	119
2	主要交通途絶予想箇所一覧表.....	120
3	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）.....	120
4	市有自動車数.....	120
5	阿波市所在給油取扱所.....	120

11	自衛隊に関する資料.....	121
1	災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表.....	122
12	市災害対策本部に関する資料.....	123
1	阿波市災害対策本部条例.....	124
13	市防災会議及び防災関係機関に関する資料.....	125
1	阿波市防災会議条例.....	126
2	防災関係機関連絡一覧表.....	127
14	関係機関に関する資料.....	129
1	土木業者一覧.....	129
2	水道業者一覧.....	129
3	一部事務組合（消防・隔離病舎）一覧表.....	129
4	消防水利一覧.....	129
5	指定避難所一覧表.....	130
6	避難情報の放送に係る申し合わせ.....	134
7	徳島県職員災害応援隊運営規程.....	138
8	徳島県職員災害応援隊 被災者応援チーム防災専門家チーム マニュアル.....	140
9	地方公共団体向け災害対策用移動通信機器貸出手順書.....	142
15	防災に関する協定.....	151
1	防災に関する協定書一覧表.....	152
16	災害発生時の報告.....	156
1	火災・災害等即報要領.....	157
2	災害報告取扱要領.....	176
17	阿波市防災マップに関する資料.....	188
1	阿波市防災マップ.....	189

# 1 災害記録に関する資料

# 1 南海道大地震分布図 (昭和 21 年 12 月 21 日)



## 2 関東以西の海溝型の巨大地震

関東沖	経過	東海沖	経過	南海沖
				684. 11. 29 (天武 13) M8 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> <u>約203年</u>
				887. 8. 26 (仁和 3) M8~8.5 <u>約212年</u>
			<u>約2年</u>	
		1096. 12. 17 (永長 1) M8~8.5 <u>約402年</u>		1099. 2. 22 (康和 1) M8~8.3 <u>約262年</u>
		1498. 9. 20 (明応 7) M8.2~8.4 <u>約107年</u>		1361. 8. 3 (正平 16) M8 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> ~8.5 <u>約244年</u>
	<u>同日</u>		<u>同日</u>	
1604. 2. 3 (慶長 9) M7.9 <u>約98年</u>		1604. 2. 3 (慶長 9) M7.9 <u>約102年</u>		1604. 2. 3 (慶長 9) M7.9 <u>約102年</u>
	<u>約4年</u>		<u>同日</u>	
1703. 12. 31 (元禄 16) M7.9~8.2 <u>約152年</u>		1707. 10. 28 (宝永 4) M8.4 <u>約147年</u>		1707. 10. 28 (宝永 4) M8.4 <u>約147年</u>

### 3 主な大地震一覧表

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天武 13		土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷者多く、津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
887. 8. 26	仁和 3	8~8.5	五畿、七道	京都で民家・官舎の倒壊、圧死多数、津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1096. 12. 17	永長 1	8~8.5	畿内、東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家 400 余流出、東海沖の巨大地震とみられる。
1099. 2. 22	康和 1	8~8.3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟 20 余町が隆起
1360. 11. 22	正平 15	7.5~8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平 16	8~8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津・阿波・土佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2~8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4万1千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1586. 1. 18	天正 13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害
1605. 2. 3	慶長 9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震、津波が犬吠先から九州太平洋岸まで来襲阿波穴喰で死者 1、500 余等
1707. 10. 28	宝永 4	8.4	五畿・七道	宝永地震、死者 2 万、潰家 6 万、流出家 2 万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政 1	7	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土佐の沿岸、死者 2~3 千人、潰・焼失約 3 万軒
1854. 12. 24	安政 1	8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸・串本で約 1 m 隆起、甲浦・加太で約 1 m 沈下
1905. 6. 2	明治 38		安芸灘	芸予地震、死者 11、家屋全壊 64

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1946. 12. 21	昭和 21	8	南海道沖	南海道地震、死者 1、330、家屋全壊 11、591、半壊 23、487、流失 1、451、焼失 2、598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和 30	6. 4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和 35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者 142、家屋全壊 1、500 余 半壊 2、000 余、（津波被害）
1995. 1. 17	平成 7	7. 2	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大地震、死者不明者 6,310、負傷者 43,177、全壊 100,302、半壊 108,741、一部損壊 227,373、一部地域で震度 7
2000. 10. 6	平成 12	7. 3	鳥取県西部	鳥取県西部地震、負傷者 182、全壊 435、半壊 3,101 等 徳島県内では、建物被害は、「学校で数か所、壁に軽微なひび割れ等」、「海南町の国道 193 号線で道路横の山腹の一部崩壊」、「小松島市喜来団地内で給水管が 1 箇所破裂」、生活に支障はなかった。
2001. 3. 24	平成 13	6. 4	安芸灘	芸予地震、死者 2、負傷者 288、全壊 70、半壊 774 等 徳島県内では、被害報告無し。
2003. 9. 26	平成 15	8. 0	釧路沖	十勝沖地震、死者 1、行方不明者 1、負傷者 849、全壊 116、半壊 368 等
2004. 10. 23	平成 16	6. 8	新潟県中越地方	新潟県中越地震、死者 63、負傷者 4,805、全壊 3,175、半壊 13,785 等
2005. 3. 20	平成 17	7. 0	福岡県、佐賀県	福岡県西方沖地震、死者 1
2007. 3. 25	平成 19	6. 9	石川県能登沖	能登半島地震、死者 15
2008. 6. 14	平成 20	7. 2	岩手県、宮城県	岩手・宮城内陸地震、死者・行方不明者 23
2011. 3. 11	平成 23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、死者 18,958、行方不明者 2,655（総務省消防庁平成 26 年 3 月 26 日）
2016. 4. 14 4. 16	平成 28	7. 3	熊本県	熊本地震、死者 267、負傷者 2,804、全壊 8,673、半壊 162,479
2018. 6. 18	平成 30	6. 1	近畿、三重、徳島	大阪北部地震、死者 5、負傷者 454、全壊 16、半壊 472 ブロック塀倒壊による児童の死亡
2018. 9. 6	平成 30	6. 7	北海道胆振東部	北海道胆振東部地震、死者 41、負傷者 691 全壊 394、半壊 1,016

## 2 気象等に関する資料

# 1 震度階級と参考資料 (気象庁震度階級関連解説表)

## (1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## (2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）□	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。□
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。□
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。□
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。□

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## (3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

#### （4）地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

#### （5）ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 □
-----------	--

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

#### (6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

## 2 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図

(Fネット)



## 3 各防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道 事務所	岩津	阿波町岩津	テレメーター	徳島河川国道事務所	徳島河川国道事務所
	中央橋	吉野町柿原	〃	〃	〃
徳島県 県土整備部	浦池	土成町浦池 字上井 221-3	1mm 転倒ます型自記雨量計	東部県土整備局 (吉野川庁舎)	徳島県県土整備 部砂防防災課
	土柱	阿波町 北正広 203-2	〃	〃	〃
	野田原	市場町 日開谷字野田原	0.5mm 転倒ます型隔測自記 雨量計、テレメーター	東部県土整備局 (吉野川庁舎)	徳島県県土整備 部河川整備課
	宮川内	土成町宮川内 字平間 58	〃	東部県土整備局 (吉野川庁舎) (ダム)	〃
	上畑	土成町宮川内 字上畑 75-16	〃	〃	〃
阿波市	土成支所	土成町 丸山 1-1	ロール型紙長期巻記録計 LD-1 型	阿波市 (建設課)	土成支所
	阿波支所	阿波町 東原 173	長期巻自記雨量計 113-R-56	阿波市 (建設課)	阿波支所
徳島中央広域連合	中消防署	土成町 秋月字月成 12	転倒ます型雨量計	徳島中央広域連合	中消防署

#### 4 徳島県震度情報ネットワークシステムの構成

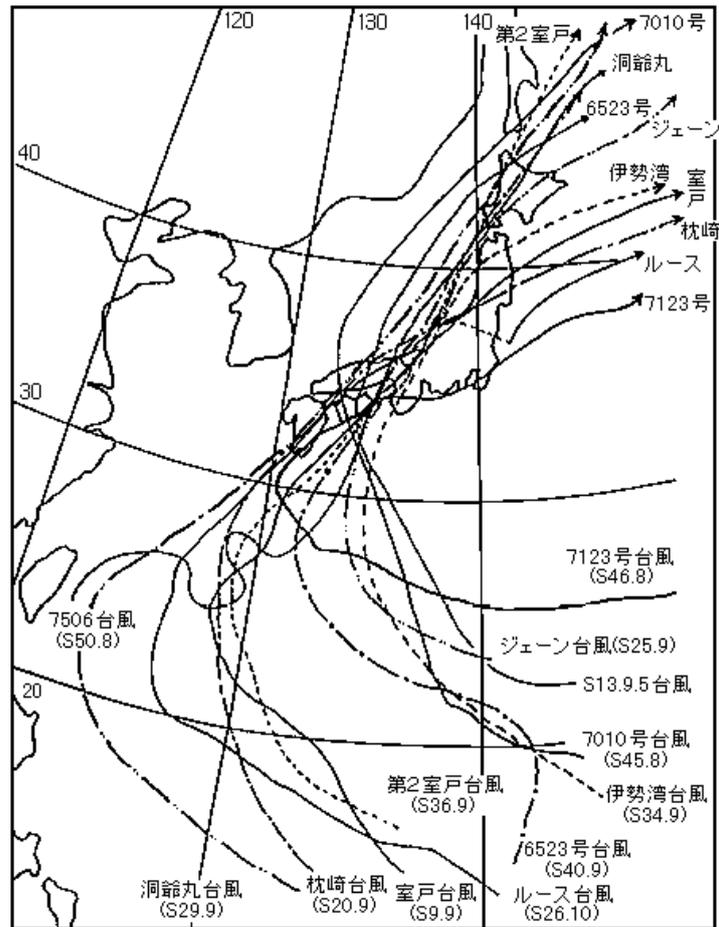
市町村名	徳島県計測震度計	気象庁計測震度計	防災科学技術研究所強震計	設置場所	
阿波市	◎			阿波町東原 173	阿波支所
	◎			吉野町西条字大西 60-1	吉野支所
	◎			土成町土成字丸山 1-1	土成支所
			◎	市場町市場字上野段 385-1	市場防災ひろば

#### 5 地震海域図

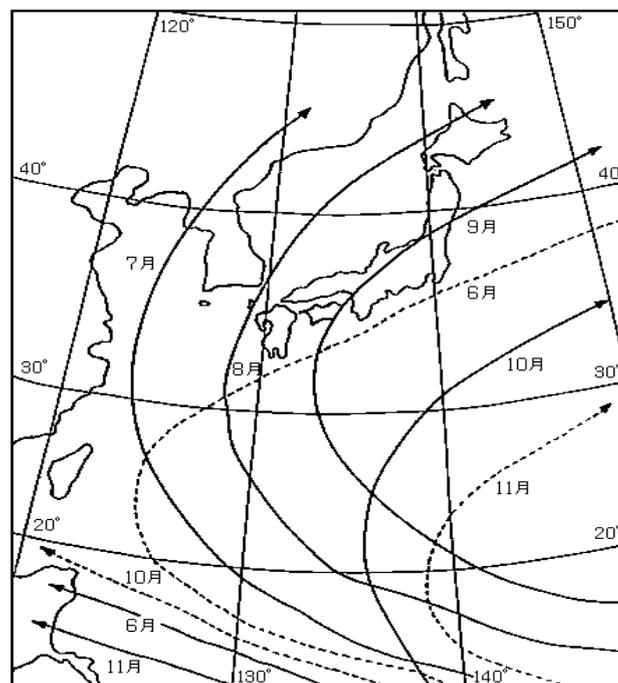
- ① 石内津
- ② 内浦
- ③ 津軽
- ④ 陸奥
- ⑤ 鹿島
- ⑥ 東相
- ⑦ 駿三
- ⑧ 伊熊
- ⑨ 富福
- ⑩ 若大
- ⑪ 狩浦
- ⑫ 軽奥
- ⑬ 仙台
- ⑭ 鹿島
- ⑮ 東相
- ⑯ 駿三
- ⑰ 伊熊
- ⑱ 富福
- ⑲ 若大
- ⑳ 湾湾
- ㉑ 湾湾
- ㉒ 湾湾
- ㉓ 湾湾
- ㉔ 湾湾
- ㉕ 湾湾
- ㉖ 湾湾
- ㉗ 湾湾
- ㉘ 湾湾
- ㉙ 湾湾
- ㉚ 湾湾
- ㉛ 湾湾
- ㉜ 湾湾
- ㉝ 湾湾
- ㉞ 湾湾
- ㉟ 湾湾
- ㊱ 湾湾
- ㊲ 湾湾
- ㊳ 湾湾
- ㊴ 湾湾
- ㊵ 湾湾
- ㊶ 湾湾
- ㊷ 湾湾
- ㊸ 湾湾
- ㊹ 湾湾
- ㊺ 湾湾
- ㊻ 湾湾
- ㊼ 湾湾
- ㊽ 湾湾
- ㊾ 湾湾
- ㊿ 湾湾



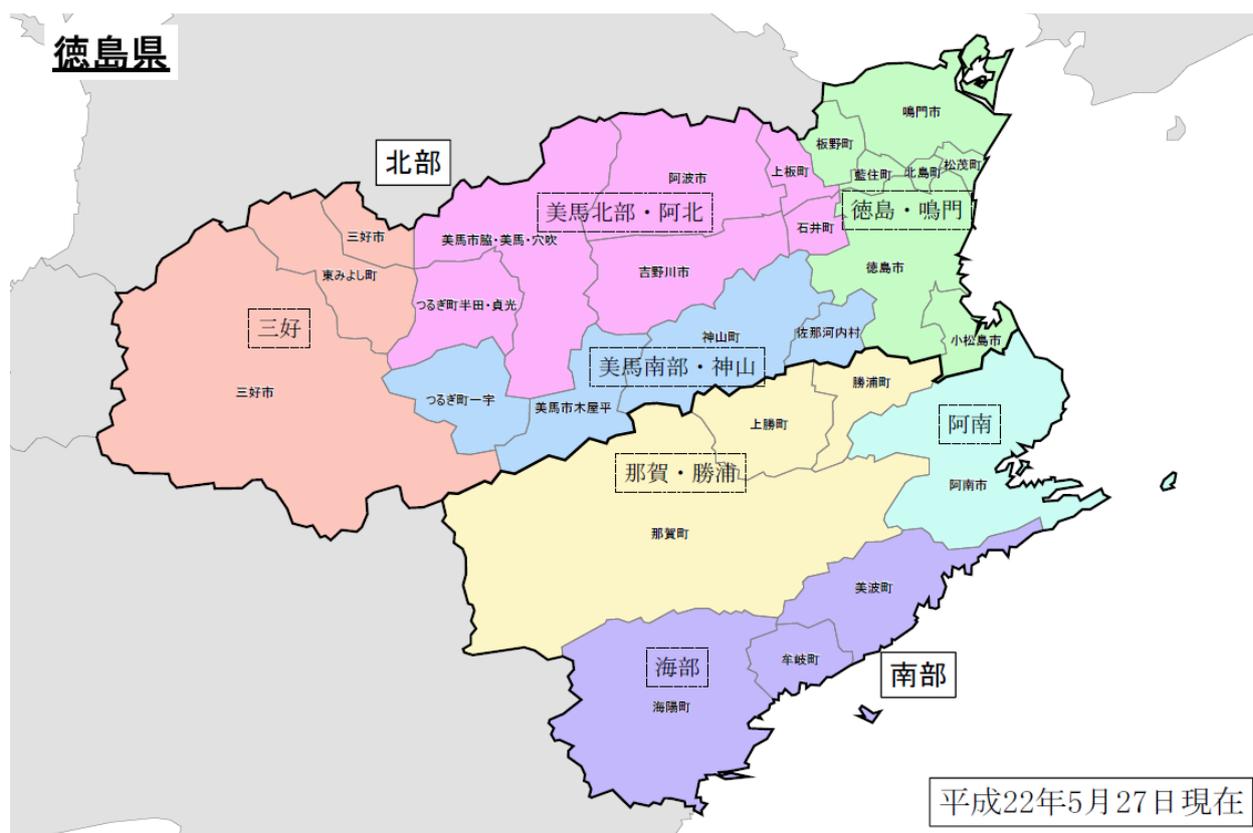
## 6 台風経路図



## 7 月別台風傾向図



## 8 予報地域細分境界図



市町村をまとめた地域の名称		警報・注意報の細分区（26区域）	
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町、板野町
		美馬北部・阿北	吉野川市、 <b>阿波市</b> 、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	勝浦町、上勝町、那賀町
		海部	牟岐町、美波町、海陽町

### 3 通信施設に関する資料

# 1 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

### (無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の無線の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の無線局名の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。

3 登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の無線局名の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

### (統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、徳島県危機管理環境部長をもって充てる。

3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

### (使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。

3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。

4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
  - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
  - イ 録画されたビデオテープを再生伝送すること。

- 6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書2部（録画の場合は、記録媒体を添付すること。）を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書1部を返送するものとする。

（防災カメラの取扱い）

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

- 1 防災カメラとは、徳島県総合情報ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。
- 2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
- 3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災カメラ設置場所周辺の防災業務上必要な映像とする。
- 4 防災カメラの運用は、統制管理者が行う。
- 5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。
- 6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。
- 7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと思われる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。
- 8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。
- 9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。
- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等からの苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

（保守運用）

第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないうとき
- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

### 第3章 管 理

(通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第21条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 無線局の局名、設置場所等一覧及び使用管理者名簿 別表 1-1

	種 別	識別信号	設置場所	所属	使用管理者
1	統制局	ぼうさい とくしまほんぶ	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁	とくしまゼロ 作戦課長
2	中継局	〃びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原7		〃
3	〃	〃みよし	三好市池田町佐馬路馬場 816-4		〃
4	〃	〃りゅうおう	美馬市美馬町字入倉 813 番地の46		〃
5	〃	〃かわい	美馬市木屋平字大北 402-1		〃
6	〃	〃きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊 529-1		〃
7	〃	〃みょうじん	海部郡美波町阿部カシガ フチ 592-4		〃
8	〃	〃かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生名字 鷺ヶ尾 14		〃
9	〃	〃かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ 谷 77-2		〃
10	〃	〃こたに	海部郡海陽町相川字笹無 谷 58-2		〃
11	〃	〃ろくろう	勝浦郡勝浦町大字坂本字 蜂ヶ尻 37-13		〃
1	支部局	〃とうぶ しぶとくしま	徳島市南末広町 37-13	東部県土整備局 徳島庁舎	東部県土整備局長
2	〃	〃とうぶ しぶなると	鳴門市撫養町立岩七枚 19-1	鳴門合同庁舎	東部県土整備局 副局長
3	〃	〃とうぶ しぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南 中須 736-1	吉野川合同庁舎	東部県土整備局 副局長
4	〃	〃せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建 神社下南 73	西部総合県民局 美馬庁舎	西部総合県民局長
5	〃	〃せいぶしぶ みよし	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局 三好庁舎	西部総合県民局長
6	〃	〃なんぶしぶ あなん	阿南市富岡町あ王谷 46	南部総合県民局 阿南庁舎	南部総合県民局長
7	〃	〃なんぶしぶ みなみ	海部郡美波町奥河内字弁 財天 17-1	南部総合県民局 美波庁舎	南部総合県民局長
8	〃	〃なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八 かへ 64-1	南部総合県民局 那賀庁舎	南部総合県民局長
9	(準) 支部 局	〃とくしま ごうちょう	徳島市新蔵町1丁目35	徳島合同庁舎	東部農林水産局長
10	〃	〃せんたー とくしま	板野郡北島町鯛浜字大西 165	防災センター	とくしまゼロ 作戦課長

【アナログ無線】

識別信号 (眉山移動系)		所 属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま	300,302~309	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	301	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局 地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	700	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま	212,215	海上自衛隊 徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	海上自衛隊 徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま	213,214	海上自衛隊 第 24 航空隊	小松島市和田島町字洲端 4-3	海上自衛隊第 24 航空隊運用司令
ぼうさいとくしま こうくうたい	400,401,413, 414,417	消防防災航空隊 事務所	板野郡松茂町笹木野豊久 字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
(全県移動系)				
ぼうさいとくしま	10~15,17, 20~24, 30~39, 48 68,72,75,78 89,93,95~97 118, 123, 124 204~208	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	600,601~604 609~637	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	139,605,606	南部総合県民局 地域創生防災部	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局 地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	201	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局 地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	135,136	南部総合県民局 県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	607,608	西部総合県民局 地域創生観光部 美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局 地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	45,46,153, 154	西部総合県民局 県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	42,44	西部総合県民局 県土整備部西祖谷詰所	三好市西祖谷山村一宇 280-6	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	57,58,156	西部総合県民局 県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	55	西部総合県民局 県土整備部木屋平詰所	美馬市木屋平字川井 161	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	56	西部総合県民局 県土整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字字蔭 475-9	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	1~4, 410,	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久	とくしまゼロ作戦課長

こうくうたい	415, 416	事務所	字朝日野 15-2	
(防災相互系)				
ぼうさいとくしま けん	231,500, 508~516 518,519	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま けん	520,521	消防防災航空隊 事務所	板野郡松茂町笹木野豊久 字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま けん	501	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福 良 43	南部総合県民局 地域創生防災部長
(ヘリテレ)				
ぼうさいとくしま	ヘリテレ	消防防災航空隊 事務所	板野郡松茂町笹木野豊久 字朝日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
(多重系)				
ぼうさいとくしま	1000,1001	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長

【デジタル無線】

識別信号		所属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま	211,500～507 511～513, 515～543, 701～752、 830,831	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	377,510	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	140,141	北泊中継局	鳴門市瀬戸町北泊字北泊 528-41	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	231,559～561	東部農林水産局 徳島庁舎	徳島市新蔵町3-80	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま	361,545～553 755～758	東部県土整備局 徳島庁舎	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	341,562～565 759～762	東部県土整備局 鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩7枚19-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	574	東部農林水産局 吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま	311,567～572 763～766	東部県土整備局 吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	462,589, 785～787	南部総合県民局 地域創生防災部	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局 地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	588	南部総合県民局 地域創生部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局 地域創生部長
ぼうさいとくしま	587	南部総合県民局 農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局 農林水産部部長
ぼうさいとくしま	461,580～586 780～784	南部総合県民局 県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天 17	南部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	664	南部総合県民局 地域創生部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局 地域創成部長
ぼうさいとくしま	662,663	南部総合県民局 農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局 農林水産部長
ぼうさいとくしま	411,655～660 794～798	南部総合県民局 県土整備部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	597,793	南部総合県民局 農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1	南部総合県民局 農林水産部長
ぼうさいとくしま	431,590～596 788～792	南部総合県民局 県土整備部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1	南部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	272,678,679, 813～815	西部総合県民局 地域創成部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社 下南73	西部総合県民局 地域創生部長
ぼうさいとくしま	676,677	西部総合県民局 農林水産部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社 下南73	西部総合県民局 農林水産部長
ぼうさいとくしま	271,670～674 810～812	西部総合県民局 県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社 下南73	西部総合県民局 県土整備部長

ぼうさいとくしま	689	西部総合県民局 地域創生観光部 三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局 地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	688	西部総合県民局 農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局 農林水産部長
ぼうさいとくしま	241,682～686 816～819	西部総合県民局 県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ 2415	西部県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	378,508,509,7 53,754	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝 日野 15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	487	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部総合県民局 地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	292,675,820	西部総合県民局 県土整備部木屋平詰 所	美馬市木屋平字川井 161 番地	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	387	中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	中央病院長
ぼうさいとくしま	259	三好病院	三好市池田町シマ 815-2	三好病院長
ぼうさいとくしま	481,801	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1	海部病院長
ぼうさいとくしま	356	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32	鳴門病院長
ぼうさいとくしま	331,573,768	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間 58	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	471,661,799	福井ダム	阿南市福井町中連 71-1	南部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	321,823	夏子ダム	美馬市脇町字西俣名 2570	西部総合県民局 農林水産部長
ぼうさいとくしま	376	企業局総合管理推進 センター	徳島市新蔵町 1-86	総合管理推進センター 所長
ぼうさいとくしま	391,554,555,7 67	正木ダム	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	451,695,840	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1	総合管理推進センター 所長
ぼうさいとくしま	392	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立 川 9-7	総合管理推進センター 所長
ぼうさいとくしま	687,822	西部総合県民局県土 整備部西祖谷詰所	〃 西祖谷山村一字 280-6	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	821	西部総合県民局県土 整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字字蔭 475-9	西部総合県民局 県土整備部長
ぼうさいとくしま	288	西部防災館	美馬市美馬町字中島	西部総合県民局 地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	389,556～558 769	徳島保健所	徳島市新蔵町 3-80	東部保健福祉局 副局長
ぼうさいとくしま	399,771	小松島県民サービス センター	小松島市堀川町 1-27	東部保健福祉局 副局長
ぼうさいとくしま	328,575,770	吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島 106-2	東部保健福祉局 副局長

ぼうさいとくしま	287,680,681, 824	美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連 23	西部保健福祉環境部 副部長
ぼうさいとくしま	250,690,691, 825	三好保健所	三好市池田町字マチ 2542-4	西部保健福祉環境部 副部長
ぼうさいとくしま	426,665,666, 800	南部総合県民局 保健福祉環境部 阿南庁舎	阿南市領家町野神 319	南部保健福祉環境部 副部長
ぼうさいとくしま	381,161,850	徳島市役所	徳島市幸町 2-5	徳島市長
ぼうさいとくしま	351,162,851	鳴門市役所	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2	鳴門市長
ぼうさいとくしま	393,163,852	小松島市役所	小松島市横須町 1-1	小松島市長
ぼうさいとくしま	421,164,853	阿南市役所	阿南市富岡町トノ町 12-3	阿南市長
ぼうさいとくしま	322,165,854	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島 115-1	吉野川市長
ぼうさいとくしま	337,166,855	阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田 201-1	阿波市長
ぼうさいとくしま	286,167,856	美馬市役所	美馬市穴吹字九反地 5	美馬市長
ぼうさいとくしま	251,168,857	三好市役所	三好市池田町シンマチ 1500-2	三好市長
ぼうさいとくしま	394,169,858	勝浦町役場	勝浦郡勝浦町大字久国字久保 田 3	勝浦町長
ぼうさいとくしま	395,170,859	上勝町役場	〃 上勝町大字福原字下横峰 3-1	上勝町長
ぼうさいとくしま	382,171,860	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村字中辺 71-1	佐那河内村長
ぼうさいとくしま	323,172,861	石井町役場	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	石井町長
ぼうさいとくしま	383,173,862	神山町役場	〃 神山町神領字本野間 100	神山町長
ぼうさいとくしま	452,174,863	那賀町役場	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1	那賀町長
ぼうさいとくしま	485,175,185, 864	牟岐町役場	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	牟岐町長
ぼうさいとくしま	473,176,865	美波町役場	〃 美波町奥河内字本村 18-1	美波町長
ぼうさいとくしま	486,177,866	海陽町役場	〃 海陽町大里字上中須 128	海陽町長
ぼうさいとくしま	352,178,867	松茂町役場	板野郡松茂町広島字東裏 30	松茂町長
ぼうさいとくしま	384,179,868	北島町役場	〃 北島町中村字上地 23-1	北島町長
ぼうさいとくしま	385,180,869	藍住町役場	〃 藍住町奥野矢上前 52-1	藍住町長
ぼうさいとくしま	353,181,870	板野町役場	〃 板野町吹田字町南 22-2	板野町長
ぼうさいとくしま	333,182,871	上板町役場	〃 上板町七条字経塚 42	上板町長
ぼうさいとくしま	284,183,872	つるぎ町役場	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3	つるぎ町長
ぼうさいとくしま	256,184,873	東みよし町役場	三好郡東みよし町加茂 3360	東みよし町長
ぼうさいとくしま	424	阿南市消防本部	阿南市辰己町 1-33	阿南市長
ぼうさいとくしま	257	美馬市消防本部	美馬市脇町字拝原 1742-1	美馬市長

ぼうさいとくしま	454	那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋 250	那賀町長
ぼうさいとくしま	484	海部消防組合 消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光 寺 98-1	海部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	354	板野東部消防組合 消防本部	板野郡北島町北村字大開 11-1	板野東部消防組合 管理者
ぼうさいとくしま	338	板野西部消防組合 消防本部	板野郡板野町羅漢字前田 35	板野西部消防組合管 理者
ぼうさいとくしま	327	名西消防組合 消防本部	名西郡石井町高川原字高川原 66-8	名西消防組合管理者
ぼうさいとくしま	326	徳島中央広域連合 消防本部	徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1	徳島中央広域連合長
ぼうさいとくしま	258	美馬西部消防組合 消防本部	美馬市美馬町字天神 119	美馬西部消防組合 管理者
ぼうさいとくしま	255	みよし広域連合 消防本部	三好郡東みよし町足代 345-1	みよし広域連合長
ぼうさいとくしま	441	長安口ダム	那賀郡那賀町小浜字立石 5-4	那賀川河川事務所 事業計画課長
ぼうさいとくしま	221	徳島地方气象台	徳島市大和町 2-3-36	徳島地方气象台長
ぼうさいとくしま	396	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開 1-11	徳島海上保安部長
ぼうさいとくしま	425	第14施設隊	阿南市那賀川町小延 413-1	陸上自衛隊 第 14 施設隊長
ぼうさいとくしま	355	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	海上自衛隊 徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま	397	第24航空隊	小松島市和田島町洲端 4-3	海上自衛隊 第 24 航空隊司令
ぼうさいとくしま	388	日赤県支部	徳島市庄町 3 丁目 12-1	日本赤十字社 徳島県支部長
ぼうさいとくしま	398	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま	372	NHK 徳島放送局	徳島市寺島本町東 1 丁目 28	NHK 徳島放送局長
ぼうさいとくしま	373	四国放送	徳島市中徳島町 2-5-2	四国放送株式会社 社長
ぼうさいとくしま	375	エフエム徳島	徳島市幸町 1 丁目 6	株式会社エフエム 徳島社長
ぼうさいとくしま	737	自衛隊徳島地方協力 本部	徳島市万代町 3 丁目 5	自衛隊徳島地方協力 本部長
ぼうさいとくしま	900	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2-50-1	徳島大学病院長
ぼうさいとくしま	901	徳島市民病院	徳島市北常三島 2-34	徳島市民病院長
ぼうさいとくしま	902	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知 恵島 120	吉野川医療センター 院長
ぼうさいとくしま	903、907	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 2	阿南医療センター院長
ぼうさいとくしま	904	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	海南病院長
ぼうさいとくしま	905	半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪	半田病院長

			234-1	
ぼうさいとくしま	906	田岡病院	徳島市万代町 4-2-2	田岡病院長
ぼうさいとくしま	908	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪ノ尻字八幡 神社下南 130-3	ホウエツ病院長
ぼうさいとくしま	909	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下 190-1	阿波病院長
ぼうさいとくしま	910	上那賀病院	那賀郡那賀町小浜 137-1	上那賀病院長
ぼうさいとくしま	911	市立三野病院	三好市三野町芝生 1270-30	市立三野病院長
ぼうさいとくしま	912	国立病院機構徳島病 院	吉野川市鴨島町敷地 1354	徳島病院長
ぼうさいとくしま	913	国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北 1-1	東徳島医療センター 院長
ぼうさいとくしま	738	美波病院	海部郡美波町田井 105-1	美波病院長

### 3 地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）別表1-2

設置場所 (地球局)	局番号	住所
徳島県庁	36-211	徳島市万代町1丁目1番地
防災センター	36-377	板野郡北島町鯛浜字大西 165
南部総合県民局美波庁舎	36-461	海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1
西部総合県民局美馬庁舎	36-271	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
徳島県立南部防災館	36-487	海部郡海陽町浅川字西福良43
徳島県衛星可搬局 2	36-213	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2
徳島県衛星可搬局 3	36-214	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2
東みよし町三好庁舎	36-263	三好郡東みよし町昼間 3673-1
(受信専用局)		
徳島県衛星可搬局	36-002	徳島市万代町1丁目1番地
徳島市役所	36-023	徳島市幸町 2-5
鳴門市役所	36-024	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2
小松島市役所	36-026	小松島市横須町 1-1
阿南市役所	36-021	阿南市富岡町トノ町 12-3
吉野川市役所	36-040	吉野川市鴨島町鴨島 115-1
阿波市役所	36-039	阿波市市場町切幡字古田 201-1
美馬市役所	36-042	美馬市穴吹字九反地 5
三好市役所	36-043	三好市池田町シンマチ 1500-2
勝浦町役場	36-009	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
上勝町役場	36-028	〃 上勝町大字福原字下横峰 3-1
佐那河内村役場	36-029	名東郡佐那河内村字中辺 71-1
石井町役場	36-022	名西郡石井町高川原字高川原 121-1
神山町役場	36-030	〃 神山町神領字本野間 100
那賀町役場	36-031	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1
牟岐町役場	36-033	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4
美波町役場	36-032	〃 美波町奥河内字本村 18-1
海陽町役場	36-034	〃 海陽町大里字上中須 128
松茂町役場	36-010	板野郡松茂町広島字東裏 30
北島町役場	36-035	〃 北島町中村字上地 23-1
藍住町役場	36-036	〃 藍住町奥野矢上前 52-1
板野町役場	36-037	〃 板野町吹田字町南 22-2
上板町役場	36-038	〃 上板町七条字経塚 42
つるぎ町役場	36-041	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3
東みよし町役場	36-044	三好郡東みよし町加茂 3360
鳴門市消防本部	36-025	鳴門市撫養町南浜字東浜 170
小松島市消防本部	36-027	小松島市横須町 1-1
阿南市消防本部	36-018	阿南市辰己町 1-33
美馬市消防本部	36-016	美馬市脇町字拝原 1742-1
那賀町消防本部	36-019	那賀郡那賀町百合字石橋 250

海部消防組合消防本部	36-020	海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1
板野東部消防組合消防本部	36-013	板野郡北島町北村字大開 11-1
板野西部消防組合消防本部	36-012	板野郡板野町羅漢字前田 35
名西消防組合消防本部	36-014	名西郡石井町高川原字高川原 66-8
徳島中央広域連合消防本部	36-011	徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1
美馬西部消防組合消防本部	36-017	美馬市美馬町字天神 119
みよし広域連合消防本部	36-015	三好郡東みよし町足代 345-1

地球局の設置場所等（アイピースタージャパン株式会社）別表1-3

設置場所	
徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地
徳島合同庁舎	徳島市新蔵町1丁目35
鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚19-1
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1
東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46
南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ2415
防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165
消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43
木屋平話所	美馬市木屋平字川井161番地
中央病院	徳島市蔵本町1-10-3
三好病院	三好市池田町シマ815-2
海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32
宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間58
福井ダム	阿南市福井町中連71-1
企業局総合管理推進センター	徳島市新蔵町1-86
正木ダム	勝浦郡上勝町正木
川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1
勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7
西部防災館	美馬市美馬町字中島
徳島市	徳島市幸町2-5
鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
小松島市	小松島市横須町1-1
阿南市	阿南市富岡町トノ町12-3
吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島115-1
阿波市	阿波市市場町切幡字古田201-1
美馬市	美馬市穴吹字九反地5
三好市	三好市池田町シンマチ1500-2
勝浦町	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
上勝町	〃 上勝町大字福原字下横峰3-1
佐那河内村	名東郡佐那河内村字中辺71-1
石井町	名西郡石井町高川原字高川原121-1

設置場所	
神山町	〃 神山町神領字本野間 100
那賀町	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1
牟岐町	〃 牟岐町大字中村字本村 7-4
美波町	〃 美波町奥河内字本村 18-1
海陽町	〃 海陽町大里字上中須 128
松茂町	板野郡松茂町広島字東裏 30
北島町	〃 北島町中村字上地 23-1
藍住町	〃 藍住町奥野矢上前 52-1
板野町	板野郡板野町吹田字町南 22-2
上板町	〃 上板町七条字経塚 42
つるぎ町	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3
東みよし町	三好郡東みよし町加茂 3360
徳島市消防局	徳島市新蔵町 1-88
鳴門市消防	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2
小松島市消防	小松島市横須町 1-1
阿南市消防	阿南市富岡町トノ町 1-1
美馬市消防	美馬市脇町字拝原 1742-1
那賀町消防	那賀郡那賀町百合字石橋 250
名西消防	名西郡石井町高川原字高川原 66-8
海部消防	海部郡牟岐町大字川長真光寺 98-1
板野東部消防	板野郡松茂町広島字西川向 25
板野西部消防	板野郡板野町羅漢字前田 35
中央広域連合	吉野川市鴨島町鴨島 115-1
美馬西部消防	美馬市美馬町字天神 119
みよし広域連合	三好郡東みよし町足代 345-1
長安ロダム	那賀郡那賀町小浜字立石 5-4
徳島地方气象台	徳島市大和町 2-3-36
徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開 1-11
第14施設隊	阿南市那賀川町小延 413-1
徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38
第24航空隊	小松島市和田島町洲端 4-3
日赤県支部	徳島市庄町 3 丁目 12-1
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103
NHK 徳島放送局	徳島市寺島本町東 1 丁目 28
四国放送	徳島市中徳島町 2-5-2
エフエム徳島	徳島市幸町 1 丁目 6

#### 4 防災カメラ設置場所一覧表 別表2

設 置 場 所	
眉山中継局	徳島市眉山町茂助ヶ原 7
三好中継局	三好市池田町佐馬路馬場 816-4
明神中継局	海部郡美波町阿部カシガフチ 592-4
六郎山中継局	勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻 37-13
県庁	徳島市万代町 1 丁目 1 番地
鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚 19-1
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1
東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町 37-13
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ玉谷 46
南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河地字弁財天 17-1
南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ 2415
防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165

## デジタル画像伝送予約申込（完了通知）書

年 月 日

様

申込課（室）  
課（室）長名  
担当者職・氏名  
連絡先電話番号

㊞

下記のとおりデジタル画像の伝送をしたいので申し込みます。

記

- 1 伝送方法（該当方法を○で囲む。）  
（1）テレビカメラ映像の生放送  
（2）録画ビデオ再生放送
- 2 伝送に要する時間（カラーバー及び調整音の送信時間10分を加えること。）  
時間 分
- 3 伝送希望日時  
平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 4 伝送目的及び内容（簡単に記入する。）

---

## 予約完了通知書

平成 年 月 日

下記のとおり予約を完了したので通知します。

記

- 1 伝送時間  
平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 使用チャンネル  
送信 CH 受信 CH
- 3 備考

㊞

## デジタル画像視聴、録画申込（承諾）書

年 月 日

様

申込課（室）  
課（室）長名  
担当者職・氏名  
連絡先電話番号

印

下記のとおりデジタル画像の視聴、録画を申し込みます。

記

- 1 視聴、録画番組名及び放送日時  
番組名  
放送日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 視聴人数  
名
- 3 録画用ビデオテープ（SVHS方式）  
分用 本
- 4 備考

---

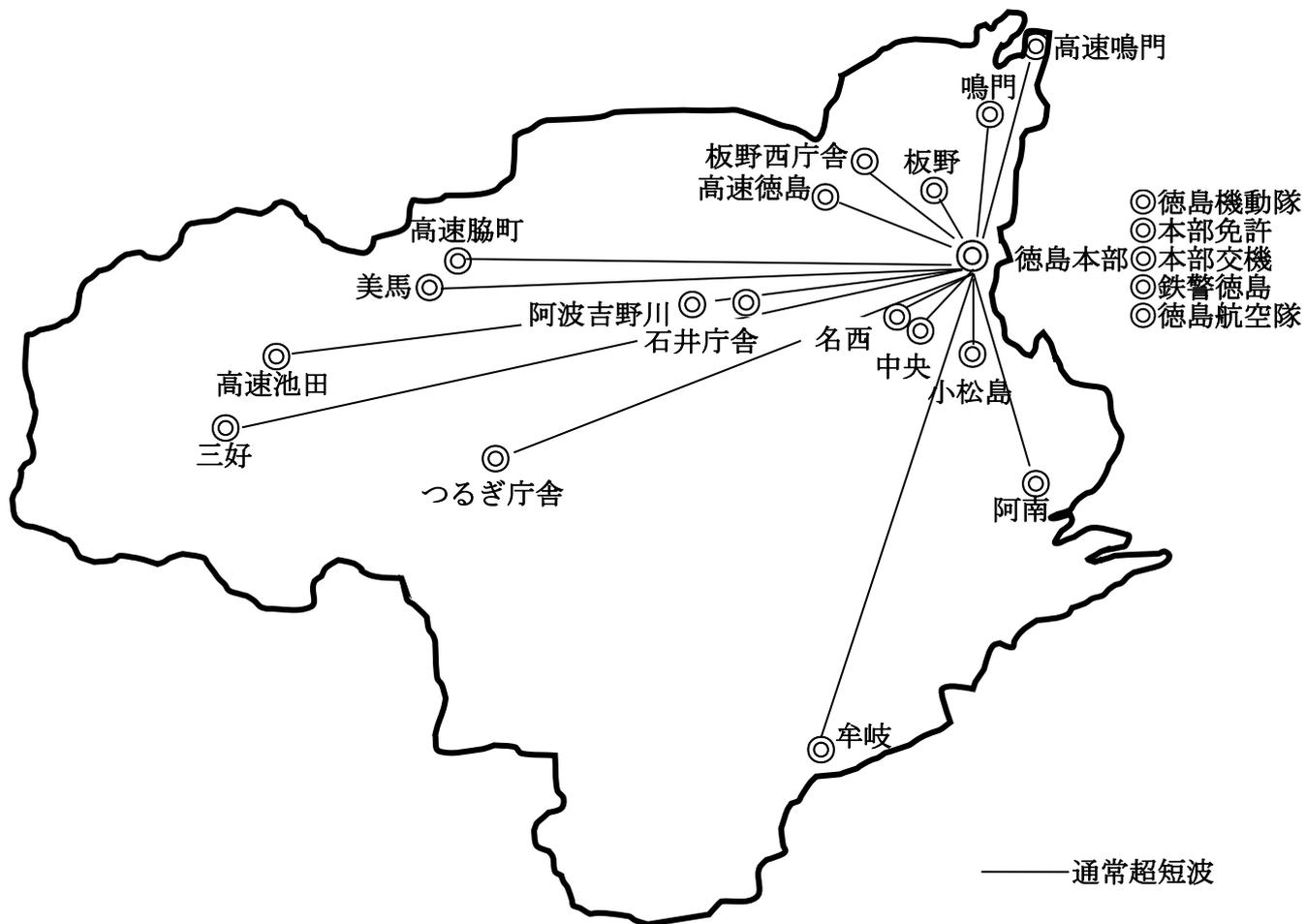
## 視聴、録画承諾書

平成 年 月 日

上記の申込を承諾しました。

印

5 県警察関係通信系統図



## 6 無線局局名録

### (1) 消防関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市八万町	徳島市	眉山基地局	
〃	鳴門市	鳴門消防眉山基地局	
鳴門市瀬戸町	〃	鳴門消防基地局	
小松島市横須町	小松島市	小松島消防基地局	
阿南市辰巳町	阿南市消防本部	阿南消防基地局	
海部郡美波町	〃	阿南消防明神基地局	
徳島市八万町	名西消防組合	眉山基地局	
名西郡神山町	〃	名西消防神山基地局	
那賀郡那賀町	那賀町消防本部	那賀消防本部基地局	
		大戸基地局	
		掛盤基地局	
		黒野田基地局	
海部郡美波町	海部消防組合	海部消防日和佐基地局	
海部郡牟岐町	〃	海部消防牟岐基地局	
海部郡海陽町	〃	海部消防小谷山基地局	
		海部消防海南基地局	
板野郡北島町	板野東部消防組合	板野東部消防本部基地局	
板野郡藍住町	〃	板野東部消防藍住基地局	
板野郡板野町	板野西消防組合	板野西部眉山基地局	
吉野川市鴨島町	徳島中央広連合	徳島中央消防本部基地局	
吉野川市山川町	〃	美郷前進基地局	
美馬市脇町	美馬市	空野前進基地局	
美馬市木屋平	〃	大北前進基地局	
美馬市美馬町	美馬西消防組合	美馬市西部消防組合基地局	
	美馬市	美馬西部前進基地局	
美馬郡つるぎ町	美馬西消防組合	美馬西部消防一宇基地局	
	美馬市	一宇前進基地局	
三好郡東みよし町	みよし広域連合	みよし消防水の丸基地局	
	〃	みよし消防本部	
三好市池田町	〃	みよし消防三好基地局	
		みよし消防池田	
三好市山城町	〃	みよし消防西	
三好市西祖谷山村	〃	みよし消防後山基地局	
三好市東祖谷	〃	みよし消防梅峯基地局	
		みよし消防祖谷	

## (2) 警察関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市八万町	警察庁長官	徳島本部固定局	超短波
徳島市中洲町	〃	中央固定局	〃
徳島市庄町	〃	西固定局	〃
名西郡石井町	〃	石井庁舎固定局	〃
板野郡北島町	〃	板野固定局	〃
板野郡板野町	〃	板野西庁舎固定局	〃
鳴門市大津町	〃	鳴門固定局	〃
小松島市日開野町	〃	小松島固定局	〃
阿南市富岡町	〃	阿南固定局	〃
海部郡牟岐町	〃	牟岐固定局	〃
吉野川市川島町	〃	阿波吉野川固定局	〃
美馬市脇町	〃	美馬固定局	〃
三好市池田町	〃	三好固定局	〃
徳島市応神町	〃	高速徳島固定局	〃
美馬市脇町	〃	高速脇町固定局	〃
三好市井川町	〃	高速池田固定局	〃
鳴門市鳴門町	〃	高速鳴門固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部免許固定局	〃
板野郡松茂町	〃	本部交機固定局	〃
徳島市論田町	〃	徳島機動隊固定局	〃
徳島市寺島本町	〃	鉄警徳島固定局	〃
板野郡松茂町	〃	徳島航空隊固定局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい 1901 陸上移動局・携帯局	防災相互波を保有
徳島市万代町	〃	とくけい 1902 陸上移動局・携帯局	〃
徳島市万代町	〃	とくけい 1903 陸上移動局・携帯局	〃

## (3) 国土交通省関係

所在地	免許人	無線局名	備考
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	対馬場
〃	〃	〃	対貞光
〃	〃	建設美馬基地局	
吉野川市鴨島町	〃	〃	対上板
〃	〃	〃	対竜王
板野郡藍住町	〃	建設藍住固定局	対徳島
板野郡松茂町	〃	建設松茂固定局	対徳島
海部郡美波町	〃	建設明神固定局	対高城山
〃	〃	〃	対日和佐
〃	〃	〃	対長安
〃	〃	〃 基地局	
美馬市美馬町	〃	建設竜王固定局	対徳島
〃	〃	〃	対新高松
〃	〃	〃	対梶ヶ森
〃	〃	〃	対丸亀
〃	〃	〃	対鬼無
〃	〃	〃	対鴨島
〃	〃	〃	対貞光
徳島市上吉野町	〃	建設徳島第2固定局	対鳴門
〃	〃	建設徳島局	
〃	〃	建設徳島固定局	対淡路
〃	〃	〃	対上板
〃	〃	〃	対藍住
〃	〃	〃	対竜王
〃	〃	〃	対松茂
〃	〃	〃	対徳島県
〃	〃	〃	対天ヶ津
〃	〃	〃	対川内
阿南市領家町	〃	建設那賀川固定局	対天ヶ津
〃	〃	〃	
美馬郡つるぎ町	〃	建設貞光固定局	対美馬
〃	〃	〃	対竜王
三好市池田町	国土交通省	建設池田国道固定局	対池田
〃	〃	〃	対馬場
〃	〃	建設馬場固定局	対池田国道
〃	〃	〃	対国政
〃	〃	〃	対美馬
〃	〃	建設馬場基地局	

所在地	免許人	無線局名	備考
三好市山城町	〃	建設国政固定局	対馬場
〃	〃	〃	対下名
〃	〃	建設下名固定局	対国政
〃	〃	〃 基地局	
板野郡上板町	〃	建設上板固定局	対徳島
〃	〃	〃	対鴨島
鳴門市大麻町	〃	建設天ヶ津固定局	対徳島
〃	〃	〃	対高城山
〃	〃	〃	対那賀川
海部郡美波町	〃	建設日和佐固定局	対明神
〃	〃	〃 第2固定局	対那佐第2
海部郡海陽町	〃	建設那佐固定局	対内妻
〃	〃	〃 第2固定局	対日和佐第2
〃	〃	〃 基地局	
鳴門市瀬戸町	〃	建設鳴門固定局	対徳島第2
〃	〃	建設鳴門基地局	
三好市池田町	〃	建設池田固定局	対雲辺寺む
〃	〃	〃	対吉野川
〃	〃	〃	対池田国道
三好市井川町	〃	建設吉野川固定局	対池田
〃	〃	〃	対高城山
〃	〃	〃	対梶ヶ森
那賀郡那賀町	〃	建設那賀川固定局	対天ヶ津
〃	〃	〃	対吉野川
〃	〃	建設長安口固定局	対明神

(4) 西日本電信電話株式会社関係

孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

(5) 報道関係

所在地	免許人	種別	備考
徳島市寺島本町	日本放送協会	基地局	
徳島市中徳島町	四国放送(株)	〃	
〃	(社)徳島新聞社	〃	
徳島市中洲町	(株)読売新聞社	〃	
徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	〃	

(6) アマチュア無線関係

一般財団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島支部

市	局数	町	局数	町、村	局数
徳島市	935	勝浦町	61	松茂町	62
鳴門市	246	上勝町	35	北島町	85
小松島市	347	石井町	102	藍住町	125
阿南市	527	神山町	23	板野町	82
吉野川市	195	那賀町	234	上板町	60
阿波市	259	牟岐町	39	つるぎ町	86
美馬市	234	美波町	46	東みよし町	89
三好市	285	海陽町	133	佐那河内村	39

## 4 災害危険地域等に関する資料

1 地すべり防止区域指定箇所一覧表  
(県砂防・気候防災課)

令和5年3月31日現在

指定 No.	防止区域名	所在地			面積 (ha)
		市	町	字	
149	熊谷	阿波市	土成町	土成	41.58
198	八町	阿波市	土成町	宮川内	63.70
199	見坂	阿波市	土成町	宮川内	78.50
322	九頭字	阿波市	土成町	浦池	114.30
323	上畑	阿波市	土成町	宮川内	18.40
333	金地	阿波市	土成町	浦池	20.90
195	遅越	阿波市	市場町	日開谷	121.20
196	岩野	阿波市	市場町	日開谷	84.90
197	川北	阿波市	市場町	日開谷	62.10
320	犬の墓	阿波市	市場町	犬墓	118.30
321	仁賀木	阿波市	市場町	日開谷	12.50
99	北久保	阿波市	阿波町	北久保	31.29
100	亀底	阿波市	阿波町	亀底	78.89
151	大久保	阿波市	阿波町	大久保	32.12
318	棚ヶ窪	阿波市	阿波町	棚ヶ窪	89.70
319	引地	阿波市	阿波町	引地	23.20
計	16箇所				991.58

## 2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表

指定地 2カ所

令和5年3月31日現在

No.	急傾斜地名	所在地				告示 年月日	告示 番号	指定面積(ha)		
		市	町	大字	字			水平 面積	斜面 面積	家屋 (戸)
44	大北	阿波	市場	犬の墓	大北	S47.11.4	785	1.10	1.41	18
379	立割	〃	阿波		立割、亀底	H12.3.31	253	0.73	0.81	4
小計			2	箇所				1.83	2.22	22

## 3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある箇所

令和5年3月31日現在

箇所 番号	斜面区分	箇所名	位 置				備 考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
I-791	自然斜面	山王子(1)	阿波市	土成町	高尾	山王子	
I-792	〃	佐古(1)	〃	土成町	高尾	佐古	
I-793	〃	平間下	〃	土成町	宮川内	平間	
I-794	〃	見坂(1)	〃	土成町	宮川内	見坂	
I-795	〃	岡(1)	〃	土成町	吉田	岡ノ段の一	
I-796	〃	日吉東(1)	〃	市場町	尾開	日吉	
I-797	〃	奥日開谷(1)	〃	市場町	日開谷	奥日開谷	
I-798	〃	為後(1)	〃	市場町	日開谷	為後	
I-799	〃	三共	〃	市場町	日開谷	川又	
I-800	〃	川北(1)	〃	市場町	日開谷	川又	
I-801	〃	野田原(1)	〃	市場町	日開谷	野田原	
I-802	〃	岩野(1)	〃	市場町	日開谷	岩野	
I-803	〃	三ツ池	〃	市場町	上喜来	三ツ池	
I-804	〃	大北	〃	市場町	犬墓	大北	
I-805	〃	大北(2)	〃	市場町	犬墓	大北	
I-806	〃	白水(1)	〃	市場町	犬墓	白水	
I-807	〃	大月(1)	〃	市場町	犬墓	大月	
I-808	〃	平間(1)	〃	市場町	大影	平間	
I-809	〃	平間(2)	〃	市場町	大影	平間	
I-810	〃	相栗(1)	〃	市場町	大影	相栗	
I-811	〃	ニイヤ(1)	〃	市場町	大影	ニイヤ	
I-812	自然斜面	王地(1)	阿波市	阿波町	久勝	王地	
I-813	〃	亀底	〃	阿波町	伊沢	亀底	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
I-814	〃	桜ノ岡(2)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
I-815	〃	桜ノ岡(1)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
I-816	〃	桜ノ岡(3)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
I-817	〃	桜ノ岡(4)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
I-818	〃	赤坂(1)	〃	阿波町	林	赤坂	
I-2029	人口斜面	北原(1)	〃	土成町	土成	北原	
I-2030	〃	日吉(1)	〃	市場町	尾開	日吉	
I-2031	〃	野田原(2)	〃	市場町	日開谷	野田原	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

令和5年3月31日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
Ⅱ-3762	自然斜面	下山田(1)	阿波市	土成町	高尾	下山田	
Ⅱ-3763	〃	下山田(2)	〃	土成町	高尾	下山田	
Ⅱ-3764	〃	岡(2)	〃	土成町	吉田	岡ノ段の2	
Ⅱ-3765	〃	宮ノ尾(1)	〃	土成町	宮川内	宮ノ尾	
Ⅱ-3766	〃	宮ノ尾(2)	〃	土成町	宮川内	宮ノ尾	
Ⅱ-3767	〃	見坂(2)	〃	土成町	宮川内	見坂	
Ⅱ-3768	〃	平間上	〃	土成町	宮川内	平間	
Ⅱ-3769	〃	相坂(1)	〃	土成町	宮川内	相坂	
Ⅱ-3770	〃	相坂(2)	〃	土成町	宮川内	相坂	
Ⅱ-3771	〃	相婦(1)	〃	土成町	宮川内	相婦	
Ⅱ-3772	〃	相婦(2)	〃	土成町	宮川内	相婦	
Ⅱ-3773	〃	鈴川(1)	〃	土成町	土成	鈴川	
Ⅱ-3774	〃	大場(1)	〃	土成町	成当	大場	
Ⅱ-3775	〃	奥の宮(1)	〃	土成町	浦池	奥の宮	
Ⅱ-3776	〃	奥の宮(2)	〃	土成町	浦池	奥の宮	
Ⅱ-3777	〃	万代(1)	〃	土成町	浦池	万代	
Ⅱ-3778	〃	万代(2)	〃	土成町	浦池	万代	
Ⅱ-3779	〃	白木谷(1)	〃	土成町	浦池	白木谷	
Ⅱ-3780	〃	西の宮(1)	〃	土成町	浦池	西の宮	
Ⅱ-3781	〃	金地(1)	〃	土成町	浦池	金地	
Ⅱ-3782	〃	金地(2)	〃	土成町	浦池	金地	
Ⅱ-3783	〃	金地(3)	〃	土成町	浦池	金地	
Ⅱ-3784	〃	金地(4)	〃	土成町	浦池	金地	

箇所 番号	斜面区分	箇所名	位 置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
Ⅱ-3785	自然斜面	半太夫(1)	阿波市	土成町	浦池	半太夫	
Ⅱ-3786	〃	半太夫(2)	〃	土成町	浦池	半太夫	
Ⅱ-3787	〃	半太夫(3)	〃	土成町	浦池	半太夫	
Ⅱ-3788	〃	九王谷(1)	〃	土成町	浦池	九王谷	
Ⅱ-3789	〃	指谷(1)	〃	土成町	水田	指谷	
Ⅱ-3790	〃	指谷(2)	〃	土成町	水田	指谷	
Ⅱ-3791	〃	観音(1)	〃	市場町	切幡	観音	
Ⅱ-3792	〃	日吉(2)	〃	市場町	尾開	日吉	
Ⅱ-3793	〃	日吉(3)	〃	市場町	尾開	日吉	
Ⅱ-3794	〃	日吉(4)	〃	市場町	尾開	日吉	
Ⅱ-3795	〃	稲荷(1)	〃	市場町	日開谷	稲荷	
Ⅱ-3796	〃	稲荷(2)	〃	市場町	日開谷	稲荷	
Ⅱ-3797	〃	稲荷(3)	〃	市場町	日開谷	稲荷	
Ⅱ-3798	〃	野田原(3)	〃	市場町	日開谷	野田原	
Ⅱ-3799	〃	為後(2)	〃	市場町	日開谷	為後	
Ⅱ-3800	〃	為後(3)	〃	市場町	日開谷	為後	
Ⅱ-3801	〃	中ノ名(1)	〃	市場町	日開谷	中ノ名	
Ⅱ-3802	〃	中ノ名(2)	〃	市場町	日開谷	中ノ名	
Ⅱ-3803	〃	中ノ名(3)	〃	市場町	日開谷	中ノ名	
Ⅱ-3804	〃	中ノ名(4)	〃	市場町	日開谷	中ノ名	
Ⅱ-3805	〃	原田(1)	〃	市場町	日開谷	原田	
Ⅱ-3806	〃	原田(2)	〃	市場町	日開谷	原田	
Ⅱ-3807	〃	奥日開谷(2)	〃	市場町	日開谷	奥日開谷	
Ⅱ-3808	〃	奥日開谷(3)	〃	市場町	日開谷	奥日開谷	
Ⅱ-3809	〃	奥日開谷(4)	〃	市場町	日開谷	奥日開谷	
Ⅱ-3810	〃	奥日開谷(5)	〃	市場町	日開谷	奥日開谷	
Ⅱ-3811	〃	川北(2)	〃	市場町	日開谷	川北	
Ⅱ-3812	〃	川北(3)	〃	市場町	日開谷	川北	
Ⅱ-3813	〃	川北(4)	〃	市場町	日開谷	川北	
Ⅱ-3814	〃	岩野(2)	〃	市場町	日開谷	岩野	
Ⅱ-3815	〃	岩野(3)	〃	市場町	日開谷	岩野	
Ⅱ-3816	〃	遅越(1)	〃	市場町	日開谷	遅越	
Ⅱ-3817	〃	遅越(2)	〃	市場町	日開谷	遅越	
Ⅱ-3818	〃	川原芝(1)	〃	市場町	日開谷	川原芝	
Ⅱ-3819	〃	川原芝(2)	〃	市場町	日開谷	川原芝	
Ⅱ-3820	〃	川原芝(3)	〃	市場町	日開谷	川原芝	
Ⅱ-3821	〃	蛭子(1)	〃	市場町	上喜来	蛭子	

箇所 番号	斜面区分	箇所名	位 置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
Ⅱ-3822	自然斜面	蛭子(2)	阿波市	市場町	上喜来	蛭子	
Ⅱ-3823	〃	平地(1)	〃	市場町	犬墓	平地	
Ⅱ-3824	〃	大北(3)	〃	市場町	犬墓	大北	
Ⅱ-3825	〃	大北(4)	〃	市場町	犬墓	大北	
Ⅱ-3826	〃	大北(5)	〃	市場町	犬墓	大北	
Ⅱ-3827	〃	大北(6)	〃	市場町	犬墓	大北	
Ⅱ-3828	〃	大北(7)	〃	市場町	犬墓	大北	
Ⅱ-3829	〃	白水(2)	〃	市場町	犬墓	白水	
Ⅱ-3830	〃	小月(1)	〃	市場町	犬墓	小月	
Ⅱ-3831	〃	大月(2)	〃	市場町	犬墓	大月	
Ⅱ-3832	〃	竹倉(1)	〃	市場町	犬墓	竹倉	
Ⅱ-3833	〃	竹倉(2)	〃	市場町	犬墓	竹倉	
Ⅱ-3834	〃	竹倉(3)	〃	市場町	犬墓	竹倉	
Ⅱ-3835	〃	竹倉(4)	〃	市場町	犬墓	竹倉	
Ⅱ-3836	〃	竹倉(5)	〃	市場町	犬墓	竹倉	
Ⅱ-3837	〃	座主(1)	〃	市場町	犬墓	座主	
Ⅱ-3838	〃	相栗(2)	〃	市場町	大影	相栗	
Ⅱ-3839	〃	境目(1)	〃	市場町	大影	境目	
Ⅱ-3840	〃	境目(2)	〃	市場町	大影	境目	
Ⅱ-3841	〃	境目(3)	〃	市場町	大影	境目	
Ⅱ-3842	〃	境目(4)	〃	市場町	大影	境目	
Ⅱ-3843	〃	平間(3)	〃	市場町	大影	平間	
Ⅱ-3844	〃	平間(4)	〃	市場町	大影	平間	
Ⅱ-3845	〃	平間(5)	〃	市場町	大影	平間	
Ⅱ-3846	〃	ニイヤ(2)	〃	市場町	大影	ニイヤ	
Ⅱ-3847	〃	ニイヤ(3)	〃	市場町	大影	ニイヤ	
Ⅱ-3848	〃	国行(1)	〃	市場町	大影	国行	
Ⅱ-3849	〃	国行(2)	〃	市場町	大影	国行	
Ⅱ-3850	〃	国行(3)	〃	市場町	大影	国行	
Ⅱ-3851	〃	国行(4)	〃	市場町	大影	国行	
Ⅱ-3852	〃	国行(5)	〃	市場町	大影	国行	
Ⅱ-3853	〃	山王(1)	〃	阿波町	久勝	山王	
Ⅱ-3854	〃	山王(2)	〃	阿波町	久勝	山王	
Ⅱ-3855	〃	谷口(1)	〃	阿波町	久勝	谷口	
Ⅱ-3856	〃	大久保(1)	〃	阿波町	伊沢	大久保	
Ⅱ-3857	〃	大久保(2)	〃	阿波町	伊沢	大久保	
Ⅱ-3858	〃	大久保(3)	〃	阿波町	伊沢	大久保	

箇所 番号	斜面区分	箇所名	位 置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
Ⅱ-3859	自然斜面	大久保(4)	阿波市	阿波町	伊 沢	大久保	
Ⅱ-3860	〃	大久保(5)	〃	阿波町	伊 沢	大久保	
Ⅱ-3861	〃	大久保(6)	〃	阿波町	伊 沢	大久保	
Ⅱ-3862	〃	八丁原(1)	〃	阿波町	伊 沢	八丁原	
Ⅱ-3863	〃	糸 下(1)	〃	阿波町	伊 沢	糸 下	
Ⅱ-3864	〃	糸 下(2)	〃	阿波町	伊 沢	糸 下	
Ⅱ-3865	〃	広 野(1)	〃	阿波町	伊 沢	広 野	
Ⅱ-3866	〃	広 野(2)	〃	阿波町	伊 沢	広 野	
Ⅱ-3867	〃	伊沢谷東縁 (1)	〃	阿波町	伊 沢	伊沢谷東縁	
Ⅱ-3868	〃	伊沢谷東縁 (2)	〃	阿波町	伊 沢	伊沢谷東縁	
Ⅱ-3869	〃	伊沢谷東縁 (3)	〃	阿波町	伊 沢	伊沢谷東縁	
Ⅱ-3870	〃	北久保(1)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3871	〃	北久保(2)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3872	〃	北久保(3)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3873	〃	北久保(4)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3874	〃	北久保(5)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3875	〃	北久保(6)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3876	〃	北久保(7)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3877	〃	北久保(8)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3878	〃	北久保(9)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3879	〃	北久保(10)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3880	〃	北久保(11)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3881	〃	北久保(12)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-3882	〃	立 割(1)	〃	阿波町	伊 沢	立 割	
Ⅱ-3883	〃	立 割(2)	〃	阿波町	伊 沢	立 割	
Ⅱ-3884	〃	立 割(3)	〃	阿波町	伊 沢	立 割	
Ⅱ-3885	〃	亀 底(2)	〃	阿波町	伊 沢	亀 底	
Ⅱ-3886	〃	亀 底(3)	〃	阿波町	伊 沢	亀 底	
Ⅱ-3887	〃	亀 底(4)	〃	阿波町	伊 沢	亀 底	
Ⅱ-3888	〃	真 重(1)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	
Ⅱ-3889	〃	真 重(2)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	
Ⅱ-3890	〃	真 重(3)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	
Ⅱ-3891	〃	真 重(4)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	
Ⅱ-3892	〃	真 重(5)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	
Ⅱ-3893	〃	真 重(6)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	
Ⅱ-3894	〃	引 地(1)	〃	阿波町	伊 沢	引 地	
Ⅱ-3895	〃	引 地(2)	〃	阿波町	伊 沢	引 地	

箇所 番号	斜面区分	箇所名	位 置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
Ⅱ-3896	自然斜面	引 地(3)	阿波市	阿波町	伊 沢	引 地	
Ⅱ-3897	〃	引 地(4)	〃	阿波町	伊 沢	引 地	
Ⅱ-3898	〃	引 地(5)	〃	阿波町	伊 沢	引 地	
Ⅱ-3899	〃	引 地(6)	〃	阿波町	伊 沢	引 地	
Ⅱ-3900	〃	小 倉(1)	〃	阿波町	伊 沢	小 倉	
Ⅱ-3901	〃	桜ノ岡(5)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
Ⅱ-3902	〃	桜ノ岡(6)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
Ⅱ-3903	〃	桜ノ岡(7)	〃	阿波町	林	桜ノ岡	
Ⅱ-3904	〃	赤 坂(2)	〃	阿波町	林	赤 坂	
Ⅱ-3905	〃	日吉谷(1)	〃	阿波町	林	日吉谷	
Ⅱ-3906	〃	北西谷(1)	〃	阿波町	林	北西谷	
Ⅱ-3907	〃	北 岡(1)	〃	阿波町	林	北 岡	
Ⅱ-3908	〃	南西谷(1)	〃	阿波町	林	南西谷	
Ⅱ-3909	〃	東長峰(1)	〃	阿波町	林	東長峰	
Ⅱ-3910	〃	東長峰(2)	〃	阿波町	林	東長峰	
Ⅱ-3911	〃	中長峰(1)	〃	阿波町	林	中長峰	
Ⅱ-3912	〃	中長峰(2)	〃	阿波町	林	中長峰	
Ⅱ-3913	〃	中長峰(3)	〃	阿波町	林	中長峰	
Ⅱ-3914	〃	中長峰(4)	〃	阿波町	林	中長峰	
Ⅱ-3915	〃	西長峰(1)	〃	阿波町	林	西長峰	
Ⅱ-3916	〃	植 桜(1)	〃	阿波町	林	植 桜	
Ⅱ-7753	人工斜面	山ノ本(1)	〃	土成町	土 成	山ノ本	
Ⅱ-7754	〃	金 地(5)	〃	土成町	浦 池	金 地	
Ⅱ-7755	〃	奥日開谷(6)	〃	市場町	日開谷	奥日開谷	
Ⅱ-7756	〃	平 地(2)	〃	市場町	犬 墓	平 地	
Ⅱ-7757	〃	平 地(3)	〃	市場町	犬 墓	平 地	
Ⅱ-7758	〃	平 地(4)	〃	市場町	犬 墓	平 地	
Ⅱ-7759	〃	川 北(5)	〃	市場町	犬 墓	川 北	
Ⅱ-7760	〃	大 北(8)	〃	市場町	犬 墓	大 北	
Ⅱ-7761	〃	大 北(9)	〃	市場町	犬 墓	大 北	
Ⅱ-7762	〃	白 水(3)	〃	市場町	犬 墓	白 水	
Ⅱ-7763	〃	白 水(4)	〃	市場町	犬 墓	白 水	
Ⅱ-7764	〃	竹 倉(6)	〃	市場町	犬 墓	竹 倉	
Ⅱ-7765	〃	平 間(6)	〃	市場町	大 影	平 間	
Ⅱ-7766	〃	八丁原(2)	〃	阿波町	伊 沢	八丁原	
Ⅱ-7767	〃	北久保(13)	〃	阿波町	伊 沢	北久保	
Ⅱ-7768	〃	真 重(7)	〃	阿波町	伊 沢	真 重	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				備考
			市	町	旧大字等	旧小字等	
Ⅱ-7769	人工斜面	桜ノ岡(8)	阿波市	阿波町	伊 沢	桜ノ岡	
Ⅱ-7770	〃	東長峰(3)	〃	阿波町	林	東長峰	

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家はないが、今後新規に住宅が立地する可能性が箇所

令和 5 年 3 月 31 日現在

箇所番号	箇所名	位置				人家戸数	公共的建物数	土木事務所名	備考
		郡・市	町村	旧大字等	旧小字等				
Ⅲ-30	法教田(1)	阿波市	土成町	高尾	法教田			川島	
Ⅲ-31	法教田(2)	阿波市	土成町	高尾	法教田			川島	
Ⅲ-32	西谷(1)	阿波市	土成町	高尾	西谷			川島	
Ⅲ-33	山王子(2)	阿波市	土成町	高尾	山王子			川島	
Ⅲ-34	佐古(2)	阿波市	土成町	高尾	佐古			川島	
Ⅲ-35	佐古(3)	阿波市	土成町	高尾	佐古			川島	
Ⅲ-36	西内(1)	阿波市	土成町	高尾	西内			川島	
Ⅲ-37	向山(1)	阿波市	土成町	高尾	向山			川島	
Ⅲ-38	下山田(3)	阿波市	土成町	高尾	下山田			川島	
Ⅲ-39	大畑(1)	阿波市	土成町	宮川内	大畑			川島	
Ⅲ-40	長瀬(1)	阿波市	土成町	吉田	長瀬			川島	
Ⅲ-41	ハリマタ(1)	阿波市	土成町	吉田	ハリマタ			川島	
Ⅲ-42	落合(1)	阿波市	土成町	土成	落合			川島	
Ⅲ-43	奥ノ宮(3)	阿波市	土成町	土成	山ノ本			川島	
Ⅲ-44	大場(2)	阿波市	土成町	成当	大場			川島	
Ⅲ-45	大場(3)	阿波市	土成町	成当	大場			川島	
Ⅲ-46	大場(4)	阿波市	土成町	成当	大場			川島	
Ⅲ-47	西ノ宮(2)	阿波市	土成町	浦池	西の宮			川島	
Ⅲ-48	日吉(1)	阿波市	土成町	水田	日吉			川島	
Ⅲ-49	明日(1)	阿波市	土成町	秋月	明日			川島	
Ⅲ-50	観音(2)	阿波市	市場町	切幡	観音			川島	
Ⅲ-51	古田(1)	阿波市	市場町	切幡	古田			川島	
Ⅲ-52	古田(2)	阿波市	市場町	切幡	古田			川島	
Ⅲ-53	日吉(5)	阿波市	市場町	尾開	日吉			川島	
Ⅲ-54	日吉(6)	阿波市	市場町	尾開	日吉			川島	

箇所番号	箇所名	位 置				人 家 戸 数	公 共 的 建 物 数	土 木 事 務 所 名	備 考
		郡・市	町村	旧大字等	旧小字等				
Ⅲ-55	日吉(7)	阿波市	市場町	尾開	日吉			川島	
Ⅲ-56	日吉東(2)	阿波市	市場町	尾開	日吉			川島	
Ⅲ-57	野田原(4)	阿波市	市場町	日開谷	野田原			川島	
Ⅲ-58	野田原(5)	阿波市	市場町	日開谷	野田原			川島	
Ⅲ-59	野田原(6)	阿波市	市場町	日開谷	野田原			川島	
Ⅲ-60	稲荷(4)	阿波市	市場町	日開谷	僧都			川島	
Ⅲ-61	相栗(3)	阿波市	市場町	大影	相栗			川島	
Ⅲ-62	竹倉(7)	阿波市	市場町	犬墓	竹倉			川島	
Ⅲ-63	蛭子(3)	阿波市	市場町	上喜来	蛭子			川島	
Ⅲ-64	谷口(2)	阿波市	阿波町	久勝	(谷口)			川島	
Ⅲ-65	谷口(3)	阿波市	阿波町	久勝	(谷口)			川島	
Ⅲ-66	谷口(4)	阿波市	阿波町	久勝	(谷口)			川島	
Ⅲ-67	山王(3)	阿波市	阿波町	久勝	(山王)			川島	
Ⅲ-68	山王(4)	阿波市	阿波町	久勝	(山王)			川島	
Ⅲ-69	広野(3)	阿波市	阿波町	伊沢	(広野)			川島	
Ⅲ-70	糸下(3)	阿波市	阿波町	伊沢	(糸下)			川島	
Ⅲ-71	芋場(1)	阿波市	阿波町	伊沢	(芋場)			川島	
Ⅲ-72	梅ノ東(1)	阿波市	阿波町	伊沢	(梅ノ東)			川島	
Ⅲ-73	小倉(2)	阿波市	阿波町	伊沢	(西正広)			川島	
Ⅲ-74	小倉(3)	阿波市	阿波町	伊沢	(西正広)			川島	
Ⅲ-75	小倉(4)	阿波市	阿波町	伊沢	(十善地)			川島	
Ⅲ-76	桜ノ岡(9)	阿波市	阿波町	林	(桜ノ岡)			川島	
Ⅲ-77	桜ノ岡(10)	阿波市	阿波町	林	(桜ノ岡)			川島	
Ⅲ-78	赤坂(3)	阿波市	阿波町	林	(赤坂)			川島	
Ⅲ-79	東長峰(4)	阿波市	阿波町	林	(東長峰)			川島	
Ⅲ-80	東長峰(5)	阿波市	阿波町	林	(中長峰)			川島	

#### 4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量規準

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmをこえたとき	当日の日雨量が80mmをこえたとき	当日の日雨量が100mmをこえたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が50mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪・融雪ならびに地震・地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

## 5 土石流危険渓流一覧表

### (1) 土石流危険渓流 I

土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等に被害が生ずるおそれがある渓流

令和5年3月31日現在

渓流番号	渓 流 名			所 在 地			渓流概要		備考
	水系名	河川名	渓流名	市	町	字等	渓流長 (km)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	
407-I-001	吉野川	指谷川	日吉谷川	阿波市	土成町	秋月	0.12	0.03	
407-I-002	〃	〃	間谷川	〃	〃	秋月	0.12	0.12	
407-I-003	〃	〃	日吉谷川	〃	〃	日吉	0.18	0.03	
407-I-004	〃	九頭宇谷川	馬ヶ谷川	〃	〃	金地	0.52	0.15	
407-I-005	〃	〃	(西の宮谷)	〃	〃	浦地	0.16	0.03	渓流名は 仮称
407-I-006	〃	〃	九頭宇谷川	〃	〃	九頭宇	1.74	3.13	
407-I-007	〃	〃	飛行谷川	〃	〃	檜原	0.55	0.11	
407-I-008	〃	〃	落合谷川	〃	〃	檜原	0.27	0.04	
407-I-009	〃	熊谷川	牛屋谷川	〃	〃	西原	1.00	0.39	
407-I-010	〃	宮川内谷川	佐古谷川	〃	〃	山王子	0.35	0.12	
407-I-011	〃	〃	高尾谷川	〃	〃	林	2.08	3.04	
407-I-012	〃	〃	西谷川	〃	〃	高尾	0.38	0.07	
407-I-013	〃	〃	安楽寺谷川	〃	〃	門田	1.08	0.60	
421-I-001	〃	九栗谷川	かくれ谷川	〃	市場町	上喜来	0.49	0.09	
421-I-002	〃	日開谷川	美濃谷川	〃	〃	北原	0.85	0.25	
421-I-003	〃	〃	ヤカエ谷川	〃	〃	大北	1.00	0.82	
421-I-004	〃	〃	相栗谷ニイヤ川	〃	〃	相栗	0.98	0.47	
421-I-005	〃	〃	(大影谷)	〃	〃	大影	0.30	0.04	渓流名は 仮称
421-I-006	〃	〃	大池谷川	〃	〃	岩野	0.80	0.27	
421-I-007	〃	〃	野田原谷川	〃	〃	野田原	0.30	0.06	
421-I-008	〃	〃	稲荷谷川	〃	〃	稲荷	0.33	0.08	
421-I-009	〃	金清谷川	東谷川	〃	〃	東尾開	0.25	0.05	
421-I-010	〃	柿木谷川	柿木谷川	〃	〃	吉田	1.40	0.55	
421-I-011	〃	〃	切幡谷川	〃	〃	切幡	0.68	0.25	
421-I-012	〃	〃	切幡谷川	〃	〃	古田	0.27	0.05	
421-I-013	〃	〃	(柿ノ木谷)	〃	〃	切幡	0.53	0.14	渓流名は 仮称
422-I-001	〃	芝生川	桜ノ岡谷川	阿波市	阿波町	土柱	0.75	0.17	

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		備考
	水系名	河川名	溪流名	市	町	字等	溪流長 (km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	
422-I-002	吉野川	伊沢谷川	糸下谷川	〃	〃	一ノ瀬	0.20	0.05	
422-I-003	〃	〃	南谷川	〃	〃	北久保	1.00	0.89	
422-I-004	〃	〃	亀底谷川	〃	〃	亀底	0.93	0.60	
422-I-005	〃	大久保谷川	八丁原谷川	〃	〃	八丁原	0.23	0.04	
422-I-006	〃	〃	松谷川	〃	〃	西岡	0.33	0.06	

## (2) 土石流危険溪流Ⅱ

土石流の発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害が生ずるおそれがある溪流

令和5年3月31日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		備考
	水系名	河川名	溪流名	市	町	字等	溪流長(km)	流域面積(k㎡)	
407-II-001	吉野川	九頭宇谷川	高浦谷川	阿波市	土成町	奥ノ宮	0.35	0.13	
407-II-002	〃	宮川内谷川	見坂浦谷川	〃	〃	見坂	0.40	0.07	
407-II-003	〃	〃	(見坂1号谷)	〃	〃	見坂	0.55	0.20	溪流名は仮称
407-II-004	〃	〃	(見坂2号谷)	〃	〃	平間	0.50	0.18	溪流名は仮称
407-II-005	〃	八丁谷川	(上畑谷)	〃	〃	御所	0.63	0.26	溪流名は仮称
407-II-006	〃	宮川内谷川	(相婦1号谷)	〃	〃	相婦	0.17	0.03	溪流名は仮称
407-II-007	〃	〃	(相婦2号谷)	〃	〃	相婦	0.57	0.13	溪流名は仮称
407-II-008	〃	〃	犬細谷川	〃	〃	宮川内	0.85	0.31	
421-II-001	〃	九栗谷川	法寺谷川	〃	市場町	法寺	0.63	0.17	
421-II-002	〃	〃	別埜谷川	〃	〃	遠光	0.90	0.37	
421-II-003	〃	〃	坪井谷川	〃	〃	西原	0.75	0.22	
421-II-004	〃	日開谷川	大畑谷川	〃	〃	白水	0.70	0.08	
421-II-005	〃	〃	(竹倉谷)	〃	〃	遅越	0.70	0.19	溪流名は仮称
421-II-006	〃	〃	前の谷川	〃	〃	番所	1.35	0.68	
421-II-007	〃	〃	九頭宇谷川	〃	〃	大影	0.25	0.03	
421-II-008	〃	〃	大田谷川	〃	〃	平間	0.80	0.22	
421-II-009	〃	〃	荒神谷川	〃	〃	大影	0.38	0.10	
421-II-010	〃	〃	遅越谷川	〃	〃	遅越	0.66	0.22	
421-II-011	〃	〃	(原田谷)	〃	〃	東奥谷	0.43	0.11	溪流名は仮称
421-II-012	〃	〃	ソトバ谷川	〃	〃	為後	0.23	0.03	
421-II-013	〃	〃	馬木谷川	〃	〃	野田原	0.85	0.38	
421-II-014	〃	金清谷川	ヒチヤ谷川	〃	〃	北淵	0.43	0.07	
421-II-015	〃	金清谷川	(日吉東谷)	〃	〃	東尾開	0.18	0.02	溪流名は仮称
421-II-016	〃	柿木谷川	(古田谷)	〃	〃	古田	0.18	0.03	溪流名は仮称
422-II-001	〃	伊沢谷川	(糸下谷)	〃	阿波町	広野	0.29	0.05	溪流名は仮称
422-II-002	〃	伊沢谷川	霧ヶ久保谷川	〃	〃	亀底	0.45	0.40	
422-II-003	〃	大久保谷川	飛谷川	〃	〃	西岡	0.49	0.11	
422-II-004	〃	大久保谷川	谷口谷川	阿波市	阿波	谷口	0.60	0.28	

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		備考
	水系名	河川名	溪流名	市	町	字等	溪流長 (km)	流域面積(k㎡)	
422-II-005	吉野川	松崎谷川	柳谷川	〃	〃	山尻	0.23	0.06	
422-II-006	〃	松崎谷川	松崎谷川	〃	〃	山尻	0.30	0.07	

## 6 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm 以上	300mm 以上
日量	150mm 以上	200mm 以上
6 時間雨量	120mm 以上	180mm 以上
4 時間雨量	100mm 以上	150mm 以上
2 時間雨量	70mm 以上	100mm 以上
1 時間雨量	50mm 以上	60mm 以上

## 7 砂防指定地一覧表

令和5年3月31日現在

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面 積(ha)	備 考
	市	町							
1	阿波市	吉野町	吉野川	宮河内谷川	宮河内谷	S22.11.28	360	1.8900	
2	〃	土成町	〃	宮河内谷川	宮河内谷	T10.9.13	173	45.7500	
3	〃	〃	〃	九頭宇谷川	九頭宇谷	S6.7.11	167	103.9600	
4	〃	〃	〃	宮河内谷川	宮河内谷	S8.4.14	105	3.7800	
5	〃	〃	〃	宮河内谷川	宮河内谷	S16.9.4	516	2.5100	
6	〃	〃	〃	九頭宇谷川	九頭宇谷	S17.3.11	144	7.4500	
7	〃	〃	〃	熊 谷川	熊 谷	S26.2.12	64	1.5700	
8	〃	〃	〃	宮河内谷川	高尾谷	S26.2.12	64	18.7400	
9	〃	〃	〃	宮河内谷川	高尾谷	S26.12.15	1038	32.2200	
10	〃	〃	〃	日吉谷川	間 谷	S38.2.23	271	2.0800	
11	〃	〃	〃	檜原谷川	飛行谷	S38.2.26	277	0.8200	
12	〃	〃	〃	九頭宇谷川	指 谷	S39.1.18	51	7.3000	
13	〃	〃	〃	金蔵谷川	馬ヶ屋	S39.1.18	51	7.9000	
14	〃	〃	〃	宮河内谷川	佐古谷	S40.7.5	1694	2.4000	
15	〃	〃	〃	宮河内谷川	八丁谷	S41.7.26	2350	44.1200	
16	〃	〃	〃	宮河内谷川	宮河内谷	S42.8.26	2630	18.2700	
17	〃	〃	〃	九頭宇谷川	金蔵谷	S42.12.28	4605	2.6000	
18	〃	〃	〃	宮河内谷川	宮河内谷	S43.2.10	154	10.7600	
19	〃	〃	〃	宮河内谷川	大畑谷	S43.2.10	154	3.2700	
20	〃	〃	〃	宮河内谷川	竜砂谷	S44.6.6	3029	4.6600	
21	〃	〃	〃	宮河内谷川	宮河内谷	S50.3.24	467	11.4000	
22	〃	〃	〃	鈴川谷川	落合谷	S50.9.8	1230	1.8000	
23	〃	〃	〃	指谷川	日吉谷及び日吉谷支川	S53.4.27	915	1.6800	
24	〃	〃	〃	宮河内谷川	相婦谷及び岳城谷	S54.1.27	95	10.2000	
25	〃	〃	〃	日開谷川	白木谷及び東白木谷	S55.5.26	1059	8.7500	
26	〃	〃	〃	宮河内谷川	相婦谷	S56.4.30	959	6.3200	
27	〃	〃	〃	九頭宇谷川	指谷及び同支川	S59.3.29	758	1.3800	
28	〃	〃	〃	九頭宇谷川	墓の谷	S60.9.7	1218	0.6100	
29	〃	〃	〃	九頭宇谷川	飛行谷	H29.2.26	864	1.4528	
30	〃	市場町	〃	日開谷川	日開谷	T15.12.24	242	26.2900	
31	〃	〃	〃	九頭宇谷川	指谷	S22.11.28	360	1.6800	
32	〃	〃	〃	柿ノ木谷川	柿ノ木谷	S24.3.2	140	6.3800	
33	〃	〃	〃	九頭宇谷川	九頭宇谷	S24.3.2	140	2.2700	
34	〃	〃	〃	日開谷川	金清谷	S26.2.12	64	4.0300	
35	〃	〃	〃	日開谷川	日開谷	S26.2.12	64	2.1000	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面 積 (ha)	備 考
	市	町							
36	阿波市	市場町	吉野川	柿ノ木谷川	柿ノ木谷	S27.8.8	1112	2.4100	
37	〃	〃	〃	柿ノ木谷川	柿ノ木谷	S28.12.14	1487	1.7700	
38	〃	〃	〃	日開谷川	金清谷	S28.12.14	1487	2.7700	
39	〃	〃	〃	日開谷川	高西谷	S29.3.29	283	10.7300	
40	〃	〃	〃	柿ノ木谷川	柿ノ木谷	S29.7.9	1256	10.5500	
41	〃	〃	〃	九栗谷川	坪井谷	S30.10.3	1213	2.3800	
42	〃	〃	〃	九栗谷川	別埜谷	S30.10.3	1213	2.8500	
43	〃	〃	〃	別埜谷川	法寺谷	S30.10.3	1213	1.9800	
44	〃	〃	〃	二賀木谷川	西二賀木谷	S34.12.14	2459	3.0500	
45	〃	〃	〃	日開谷川	日開谷	S34.12.14	2459	3.5700	
46	〃	〃	〃	柿ノ木谷川	宮の内谷	S39.5.23	1359	1.1000	
47	〃	〃	〃	松崎谷川	松崎谷	S41.7.26	2350	2.6900	
48	〃	〃	〃	日開谷川	僧都谷	S41.7.26	2350	39.1700	
49	〃	〃	〃	柿ノ木谷川	宮の内谷	S45.9.14	1390	2.7100	
50	〃	〃	〃	坪井谷川	かくれ谷	S50.3.24	467	2.5800	
51	〃	〃	〃	日開谷川	稲荷谷	S51.2.18	155	2.3000	
52	〃	〃	〃	日開谷川	大池谷	S51.9.24	1299	2.3000	
53	〃	〃	〃	日開谷川	飯 谷	S52.2.3	93	4.8000	
54	〃	〃	〃	日開谷川	ヤカエ谷	S54.1.27	95	3.5000	
55	〃	〃	〃	日開谷川	妙見谷	S54.1.27	95	4.5000	
56	〃	〃	〃	日開谷川	相栗谷	S56.4.30	959	1.5600	
57	〃	〃	〃	日開谷川	柳 谷	S62.12.9	2073	0.9100	
58	〃	〃	〃	日開谷川	仁賀木谷川	H2.9.10	1549	6.1000	
59	〃	〃	〃	日開谷川	野田原谷	H22.4.23	445	5.0957	
60	〃	阿波町	〃	伊沢谷川	伊沢谷	S4.10.4	315	23.7400	
61	〃	〃	〃	大久保谷川	大久保谷	S11.7.24	426	13.5700	
62	〃	〃	〃	芝生谷川	芝生谷	S12.9.15	552	22.5400	
63	〃	〃	〃	伊沢谷川	伊沢谷	S18.4.30	246	7.6200	
64	〃	〃	〃	芝生谷川	芝生谷	S18.4.30	247	19.6100	
65	〃	〃	〃	日吉谷川	郷司谷	S22.11.28	360	3.7100	
66	〃	〃	〃	五明谷川	日吉谷	S23.11.13	171	10.2800	
67	〃	〃	〃	大久保谷川	大久保谷	S29.1.21	22	3.1200	
68	〃	〃	〃	姥ヶ谷川	姥ヶ谷	S29.11.8	1508	7.5000	
69	〃	〃	〃	切戸谷川	切戸谷	S29.11.8	1508	3.9800	
なし	〃	〃	〃	切戸谷川	切戸谷	H6.7.19	1663	-2.8100	S29.11.8 の部 分解除
70	〃	〃	〃	伊沢谷川	伊沢谷	S31.4.16	723	8.1700	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	市	町							
71	阿波市	阿波町	吉野川	芝生谷川	五明谷	S37.6.19	1414	2.9000	
72	〃	〃	〃	伊沢谷川	明地谷川	S37.6.19	1414	2.2000	
73	〃	〃	〃	郷司谷川	地林谷	S38.2.23	271	3.4000	
74	〃	〃	〃	伊沢谷川	北久保谷	S38.2.23	271	2.5000	
75	〃	〃	〃	日吉谷川	西谷及び支川	S41.7.26	2350	2.2700	
76	〃	〃	〃	伊沢谷川	薬師谷	S42.3.31	1181	14.3200	
77	〃	〃	〃	五明谷川	王子谷	S47.4.17	815	2.4500	
78	〃	〃	〃	願成寺谷川	飛谷	S47.4.17	815	4.3500	
79	〃	〃	〃	飛谷川	松谷	S47.5.11	930	5.1600	
80	〃	〃	〃	王子谷川	東王子谷及び中王子谷	S47.5.11	930	1.5600	
81	〃	〃	〃	西谷川	長光寺谷	S48.2.21	331	3.5600	
82	〃	〃	〃	芝生谷川	たちばな谷 たちばな小谷 及び桜の岡谷	S48.8.2	1676	2.0000	
83	〃	〃	〃	五明谷川	王子谷及び東王子谷	S48.8.2	1676	2.8000	
84	〃	〃	〃	芝生谷川	桜ノ岡谷	S51.2.18	155	1.1000	
85	〃	〃	〃	松崎谷川	柳谷	S51.2.18	155	2.4000	
86	〃	〃	〃	伊沢谷川	芋場谷	S59.10.13	1392	0.4100	
87	〃	〃	〃	伊沢谷川	芋場谷	H17.9.5	981	0.5045	
88	〃	〃	〃	伊沢谷川	芋場谷	H20.10.21	4937	0.3588	
89	〃	〃	〃	伊沢谷川	北久保谷	R3.9.27	1284	0.7111	

## 8 山地に起因する災害危険地

令和5年3月31日現在

番 号	山腹崩壊危険 地区名	所 在 地			面積 (ha)
		市	町	字	
1	金 地	阿波市	土成町	浦池字金地 834	10.00
2	日 吉	〃	〃	秋月字明月 96-1	2.00
3	西の宮 1	〃	〃	浦池字西の宮 570	3.00
4	西の宮 2	〃	〃	浦池字西ノ宮 567	2.00
5	万 代	〃	〃	浦池字万代 1405-1	2.00
6	千 代	〃	〃	浦池字西山 2301	2.00
7	浦ノ池 1	〃	〃	浦池字東山 2516	20.00
8	浦ノ池 2	〃	〃	浦池字東山 2531	2.00
9	成 当	〃	〃	浦池字金蔵 92-2	3.00
10	檜 原	〃	〃	土成字鈴川 38-1	4.00
11	太田尾	〃	〃	宮川内字太田尾	12.00
12	清 延	〃	〃	宮川内字八丁 56	5.00
13	相 坂	〃	〃	宮川内字藤ヶ内 17	20.00
14	苺 庭	〃	〃	宮川内字苺庭 38	33.00
15	太鼓坂	〃	〃	宮川内字上畑 89-3	4.00
16	上 畑	〃	〃	宮川内字上畑 96	10.00
17	平 間	〃	〃	宮川内字平間 55	14.00
18	宮の下 1	〃	〃	宮川内字宮ノ尾 7-1	2.00
19	宮の下 2	〃	〃	宮川内字宮ノ尾	2.00
20	大 月	〃	市場町	大月 261	8.00
21	小 竹	〃	〃	小竹	7.00
22	岩 野	〃	〃	岩野	10.00
23	中ノ名	〃	〃	中ノ名	1.00
24	中ノ名下	〃	〃	中ノ名 142	2.00
25	中ノ名上	〃	〃	中ノ名 1	2.00
26	楠根地	〃	〃	奥日開谷	2.00
27	仁賀木下	〃	〃	仁賀木	12.00
28	為 後	〃	〃	為後	3.00
29	為後上	〃	〃	為後 70-1	6.00
30	為後下	〃	〃	野日原 331	5.00
31	野田原 1	〃	〃	野田原	6.00
32	大 北	〃	〃	平地 340	2.00
33	座主下	〃	〃	平地 337-2	2.00
34	座主中	〃	〃	座主	2.00
35	座主上	〃	〃	座主 58	4.00
36	平 地	〃	〃	平地	6.00
37	野田原 2	〃	〃	野田原	8.00

番 号	山腹崩壊危険 地区名	所 在 地			面積 (ha)
		市	町	字	
38	稲 荷	阿波市	市場町	稲荷	4.00
39	僧都谷口	〃	〃	僧都	6.00
40	僧都口	〃	〃	僧都	2.00
41	高西谷下	〃	〃	高西 1	21.00
42	八 坂	〃	〃	八坂	3.00
43	日 吉	〃	〃	日吉	1.00
44	坤山上	〃	〃	坤山	1.00
45	坤 山	〃	〃	坤山 22	2.00
46	芋地谷	〃	〃	小竹 68	7.00
47	宇 佐	〃	〃	宇佐 141-1	3.00
48	伊沢北向 1	〃	阿波町	伊沢谷東縁	5.00
49	伊沢北向 2	〃	〃	伊沢谷東縁	9.00
50	大未谷	〃	〃	真重	28.00
51	亀底谷	〃	〃	亀底	2.00
52	北久保谷	〃	〃	北久保 184	3.00
53	北久保	〃	〃	北久保	2.00
54	南 谷	〃	〃	広野	4.00
55	藤ヶ谷下	〃	〃	糸下 37-2	2.00
56	藤ヶ谷上	〃	〃	糸下 87	1.00
57	芋 場	〃	〃	芋場	2.00
58	芝生谷上	〃	〃	棚ヶ窪	3.00
59	芝生谷下	〃	〃	棚ヶ窪	11.00
60	桜ノ岡東	〃	〃	桜ノ岡	27.00
61	桜ノ岡谷	〃	〃	桜ノ岡	9.00
62	桜ノ岡	〃	〃	桜ノ岡	6.00
63	橘 谷	〃	〃	桜ノ岡	8.00
64	十善地	〃	〃	十善地	6.00
65	郷司谷	〃	〃	中長峰	12.00
66	ウサギ谷	〃	〃	大久保	4.00
67	谷 口	〃	〃	大久保	7.00
68	北内谷	〃	〃	大久保	11.00
69	柏 谷	〃	〃	柏谷左右	13.00
70	松 谷	〃	〃	鳶谷	15.00
71	北正広	〃	〃	北正広	11.60
	小 計 71 地区				491.60

番 号	崩壊土砂流出 危険地区名	所在地			面積 (ha)
		市	町	字	
1	浦ノ池西	阿波市	土成町	浦池白木谷	1.20
2	指谷上	〃	〃	水田字指谷 151	0.75
3	半太夫	〃	〃	浦池半太夫	0.75
4	九頭宇谷	〃	〃	浦池九頭宇	1.47
5	法寺谷	〃	〃	土成字鈴川 54	1.47
6	檜 原	〃	〃	土成字鈴川 41	3.60
7	山の木	〃	〃	土成字鈴川 40-3	0.75
8	鈴川下	〃	〃	土成字鈴川 25	0.54
9	鈴川奥	〃	〃	土成字鈴川 32	1.50
10	前 田	〃	〃	土成字前田	0.90
11	熊 谷	〃	〃	土成字鈴川	0.42
12	八丁谷	〃	〃	宮川内字射場ヶ丸 5	1.80
13	八丁谷下	〃	〃	宮川内字日僧 37	1.62
14	日僧谷	〃	〃	宮川内字日僧 18	1.50
15	角倉谷	〃	〃	宮川内字角倉 7-1	3.90
16	藤ヶ内	〃	〃	宮川内字相坂 186-2	3.30
17	藤ヶ内谷	〃	〃	宮川内字藤ヶ内	4.20
18	宮川内上流	〃	〃	宮川内字御所 57	6.00
19	御 所	〃	〃	宮川内字上畑 81-11	2.70
20	次郎助谷	〃	〃	宮川内字次郎助 3	3.15
21	竜舎谷	〃	〃	宮川内字相婦 89-1	3.00
22	相婦谷	〃	〃	宮川内字相婦 68-9	1.80
23	相婦谷中	〃	〃	宮川内字落倉 13-2	0.60
24	相婦谷下	〃	〃	宮川内字落倉 13-1	0.15
25	落倉谷	〃	〃	宮川内字落倉	1.98
26	落 倉	〃	〃	宮川内字落倉 5-1	2.40
27	ゆすわ谷	〃	〃	宮川内字落久保 99-1	0.75
28	大 畑	〃	〃	高尾字佐古 65	0.54
29	山王子西	〃	〃	高尾字深谷 138	3.24
30	山王子東	〃	〃	高尾字深谷 138	3.24
31	佐 古	〃	〃	高尾字佐古 127-2	1.50
32	高 尾	〃	〃	高尾字山王子 31-1	0.09
33	番所上	〃	市場町	国行	2.40
34	番所下	〃	〃	国行	2.88
35	大影上	〃	〃	国行	2.64
36	大影中	〃	〃	国行	1.62
37	大影下	〃	〃	ニイヤ	3.24

番 号	崩壊土砂流出危険 地区名	所在地			面積 (ha)
		市	町	字	
38	相栗谷	阿波市	市場町	相栗	1.35
39	竹倉谷	〃	〃	竹倉	3.36
40	川原柴上	〃	〃	仁賀木	1.68
41	境目1	〃	〃	川原柴	1.27
42	境目2	〃	〃	川原柴	0.18
43	川原芝下1	〃	〃	川原柴	1.92
44	川原芝下2	〃	〃	川原柴 443-7	1.20
45	荒神谷	〃	〃	川原柴	0.45
46	遅越	〃	〃	遅越	0.84
47	岩野上	〃	〃	遅越	0.90
48	古屋敷	〃	〃	竹倉	1.05
49	大月谷上	〃	〃	大月	1.80
50	大月谷下	〃	〃	大月	3.96
51	小竹	〃	〃	小月	1.44
52	岩野北	〃	〃	岩野	2.10
53	岩野	〃	〃	岩野	0.72
54	白水下	〃	〃	白水 192	1.80
55	大北上	〃	〃	大北	0.90
56	大北下(ヤカイ谷)	〃	〃	大北	2.64
57	川北	〃	〃	川北 598	2.40
58	座主谷	〃	〃	座主	2.16
59	蛭子	〃	〃	北谷	1.26
60	西仁賀木	〃	〃	仁賀木	1.32
61	中ノ名上1	〃	〃	仁賀木	0.36
62	中ノ名上2	〃	〃	仁賀木 13	0.90
63	中ノ名中	〃	〃	仁賀木	0.60
64	西谷	〃	〃	仁賀木	0.30
65	仁賀木	〃	〃	奥日開谷	1.44
66	奥日開谷	〃	〃	奥日開谷	0.63
67	奥日開谷上	〃	〃	奥日開谷	1.08
68	花子	〃	〃	東花子	0.81
69	花子下	〃	〃	東花子	0.63
70	楠根地	〃	〃	東花子	2.40
71	タカズテ谷	〃	〃	東谷奥	0.72
72	長谷	〃	〃	東谷奥	1.80
73	西仁賀木下	〃	〃	奥日開谷	0.24
74	妙見谷	〃	〃	原田	2.04

番 号	崩落土砂流出危険 地区名	所在地			面積 (ha)
		市	町	字	
75	根来谷	阿波市	市場町	根来	2.70
76	仁賀木橋下	〃	〃	仁賀木	0.72
77	為 後	〃	〃	為後	5.94
78	馬木谷上	〃	〃	野田原	1.26
79	僧 都	〃	〃	稻荷.僧都	3.96
80	高西谷	〃	〃	高西 102	6.00
81	金清上	〃	〃	栩谷	2.52
82	金清下	〃	〃	金清	0.60
83	柿木谷	〃	〃	坤山	2.10
84	坤 山	〃	〃	坤山	0.29
85	柿ノ木谷下	〃	〃	坤山	0.36
86	観音谷	〃	〃	乾山	1.50
87	乾 山	〃	〃	乾山	0.33
88	前の谷	〃	〃	小竹	1.26
89	北芋地谷	〃	〃	小竹	0.72
90	芋地谷	〃	〃	小竹	0.84
91	法寺谷	〃	〃	原淵	0.72
92	引地谷上流	〃	阿波町	伊沢谷東縁	0.72
93	引地谷	〃	〃	引地	0.75
94	東 縁	〃	〃	伊沢谷東縁	0.48
95	引地谷下流	〃	〃	引地	0.36
96	東縁下 1	〃	〃	伊沢谷東縁	0.45
97	引地 1	〃	〃	引地	0.72
98	東縁下 2	〃	〃	伊沢谷東縁 163-7	1.80
99	引地 2	〃	〃	引地	1.56
100	東縁下 3	〃	〃	伊沢谷東縁 163-2	1.80
101	引地 3	〃	〃	引地	1.20
102	真重谷	〃	〃	真重	0.36
103	真 重	〃	〃	真重 92-2	0.48
104	霧ヶ谷	〃	〃	真重 219	1.05
105	亀底谷	〃	〃	亀底	0.72
106	立割谷	〃	〃	立割	1.17
107	北久保谷	〃	〃	北久保	1.65
108	南 谷	〃	〃	広野	1.05
109	藤ヶ谷上	〃	〃	広野	0.18
110	藤ヶ谷下	〃	〃	糸下	0.84
111	明地谷	〃	〃	明地谷	2.34

番 号	崩落土砂流出危険 地区名	所在地			面積 (ha)
		市	町	字	
112	芝生谷	阿波市	阿波町	棚ヶ窪	1.80
113	北 谷	〃	〃	北正広	0.31
114	芋場谷	〃	〃	芋場	0.24
115	梅ノ東	〃	〃	姥ヶ懐 10	0.08
116	土柱谷	〃	〃	桜ノ岡	1.80
117	五名谷	〃	〃	北山	0.63
118	五名谷下	〃	〃	北山	0.75
119	西 谷	〃	〃	東長峰	0.58
120	北岡谷	〃	〃	中長峰	1.96
121	鳶 谷	〃	〃	鳶谷	1.15
122	大久保谷本流	〃	〃	大久保	0.90
123	泉 谷	〃	〃	大久保	0.36
124	八万谷	〃	〃	大久保	0.48
125	しゃっかし谷	〃	〃	大久保	0.60
126	たちばな谷	〃	〃	大久保	0.90
127	ウサギ谷	〃	〃	大久保	0.60
128	北内谷	〃	〃	大久保	0.27
129	イズリハ谷	〃	〃	天西山	0.39
130	大佐古谷	〃	〃	天西山 242	0.27
131	棚 谷	〃	〃	天西山 46	1.62
132	ミコン谷	〃	〃	北内谷南	0.36
133	柏 谷	〃	〃	柏谷左右	0.84
134	柳 谷	〃	〃	天西山	0.48
135	松 谷	〃	〃	字天西山	0.27
	小 計 135 地区				193.38

※「山地災害危険地区」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な箇所として把握しているものです。

位置については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能です。

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaigai/>

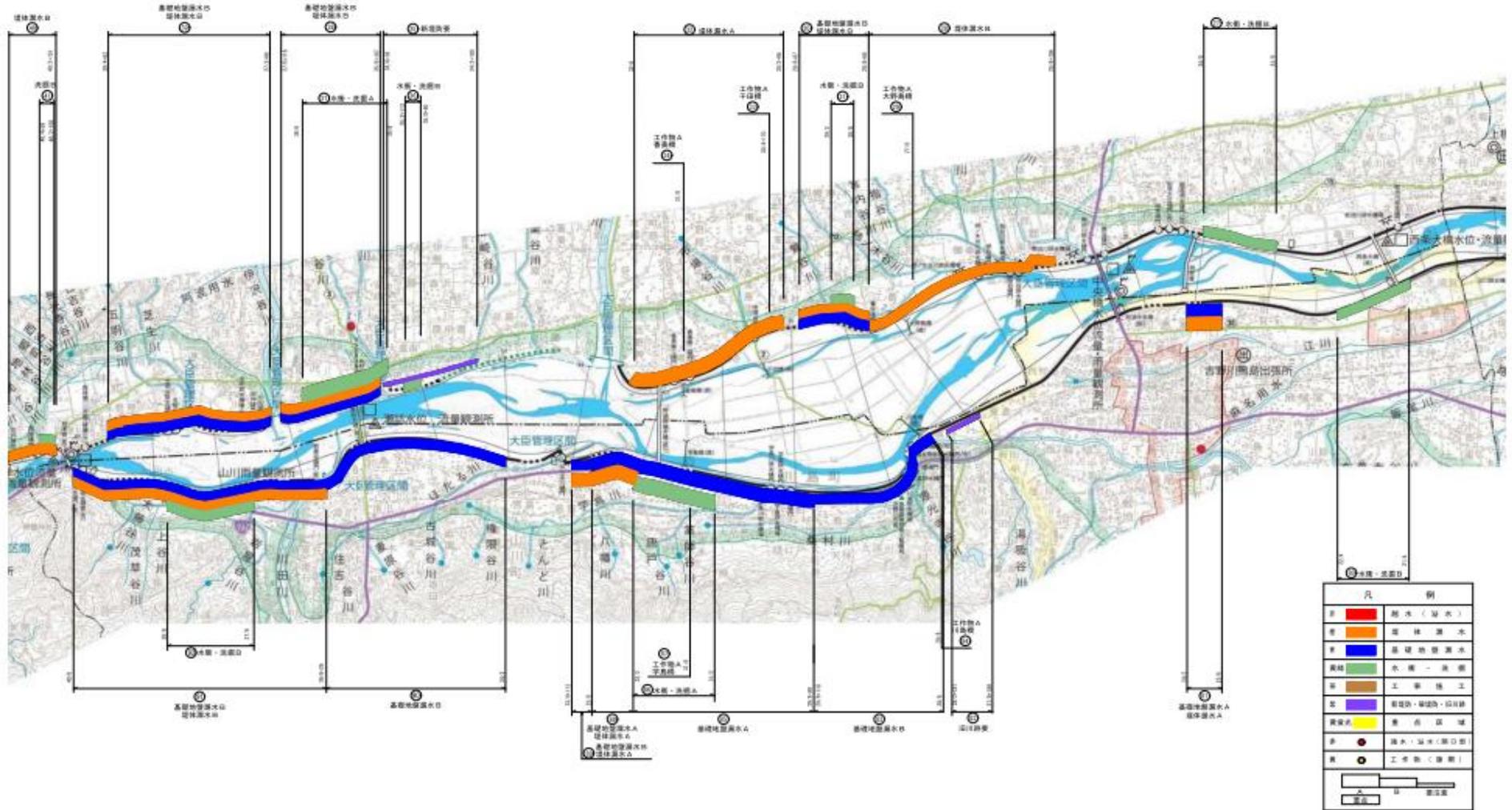
## 9 水防危険箇所一覽表

### (1) 令和5年度 吉野川水系 吉野川 重要水防箇所一覽表 左岸

令和6年3月31日現在

河川名	県指定番号	市町村名 水防管理 団体	重要箇所 名	重要状況	評定	延長	延長担当出 張所	県担当土木 事務所	備 考
吉野川	27	阿波市	吉野箇所	水衛・洗掘	B(B)	1,000	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 23.0k～24.0k
吉野川	28	阿波市	市場箇所	提体漏水	B	2,696	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 25.8k+104～ 28.6k+88
吉野川	29	阿波市	市場箇所	工作物 (橋梁)	A	—	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 27.8k (大野島 橋 (潜水橋))
吉野川	30	阿波市	市場箇所	提体漏水 基礎地盤漏水	B(B)	1,199 (1,199)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 28.6k+88～ 29.8k+87
吉野川	31	阿波市	市場箇所	水衛・洗掘	B(B)	400 (400)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 28.8k～29.2k
吉野川	32	阿波市	市場箇所	提体漏水	A	2,156	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 30.2k+98～ 32.6k
吉野川	33	阿波市	市場箇所	工作物 (橋梁)	A	—	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 30.4k+170 (千 田橋 (潜水橋))
吉野川	34	阿波市	市場箇所	工作物 (橋梁)	A	—	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 31.8k (香美橋 (潜水橋))
吉野川	35	阿波市	勝命箇所	新堤防	要	1,336	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 34.2k+100～ 35.6k+36
吉野川	36	阿波市	伊沢市 箇所	水衛・洗掘	B(B)	270 (270)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 35.0k+60～ 35.2k+113
吉野川	37	阿波市	西原箇所	水衛・洗掘	A(A)	1,200 (1,200)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 35.6k～36.8k
吉野川	38	阿波市	西原箇所	提体漏水 基礎地盤漏水	B(B)	1,411 (1,411)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 35.6k+167～ 37.0k+116
吉野川	39	阿波市	川久保 箇所 西林箇所	提体漏水 基礎地盤漏水	B(B)	2,189 (2,189)	吉野川 上板出張所	東部 総合県民局	左岸 37.2k+98～ 39.4k+83
吉野川	40	阿波市	西林箇所	提体漏水	B	620	吉野川	吉野川	左岸 40.2k+151～ 40.8k
吉野川	41	阿波市	西林箇所	洗 掘	B	185	吉野川 上板出張所	東部 総合県民局	左岸 40.2k+156～ 40.4k+59

令和5年度重要水防箇所平面図 (吉野川20k/0~40k/0) S = 1 : 25,000



(2) 重要水防区域一覧表 (東部県土整備局)

県 番 号	河川名	左 右 岸	管 理 区 分	市	重要水防区域					種 別	対 策  水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置		
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸 数 (戸)	市民数 (人)	担当水防団 及び人数	避 難 場 所	収 容 能 力 (人)
7	吉野川	左	国	阿波市	市場町 大野島 香美 1箇所	4,895	大野島橋	3,895 (1,199) 1,000 (400)		堤体漏水 基盤漏水 工作物(橋梁) 水衝・洗掘 "	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 — 捨てブロック工 "	伊月 郷社本 江ノ島	153	612	市場方面 第1、2、3 分団 57	市場小学校(体育館) 八幡小学校(体育館) 八幡公民館	300 250 100
8	"	"	"	"	市場町 郷社前 住吉本 善入寺 八幡本 渡西原 1箇所 1箇所	2,156	2,156 千田橋 香美橋			堤体漏水 工作物(橋梁) "	—	郷社前 住吉本 善入寺 八幡本 渡西原	21 53 91 92 21 123	38 124 192 195 55 243	市場方面 第3分団 (19)	市場小学校(体育館) 市場コミュニティセンター 市場武道館 市場中学校(体育館)	(300) 100 350 500
9	"	"	"	"	阿波町 伊沢 勝命 西原 前島	2,878	1,200	270 (270) 378 (1,033) (1,411)	1030 (306)	水衝 洗掘 新堤防 " 堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	シート張工 木流工 — 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工	伊沢市 勝命外2 西原 元町南 元町北	37 30 173	112 90 613 15	阿波方面 第1、2分団 33 第5分団 15	久勝小学校(体育館) 阿波久勝公民館 阿波体育館 阿波農村環境改善センター	250 200 500 250
10	"	"	"	"	阿波町 川久保	1,245		1,245 (1,245)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工	南組 川久保	107	356	阿波方面 第6分団 21	阿波体育館 阿波農村環境改善センター	(500) (250)
11	"	"	"	"	阿波町 西林	944		944 (944)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工	枯木 外12	337	1,267	阿波方面 第7分団 15	阿波農村環境改善センター	(250)
12	"	"	"	"	阿波町 西林 乙岩津	620		620 (185)		堤体漏水 洗掘	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 木流し工 シート張り工	岩津	141 (337)	423 (1,267)	阿波方面 第7分団 (15)	阿波農村環境改善センター	(250)

(3) 県管理重要水防区域一覧表 (東部県土整備局)

県番号	河川名	左右岸	管理区分	市	重要水防区域					種別	対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置		
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	市民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)
41	願成寺谷川	左右	県	阿波市	阿波町 東原	150		150		洗掘	むしろ張工	東原	25	93	阿波方面 第4分団 15 阿波方面 第5分団 (15)	伊沢小学校 (体育館) 伊沢公民館	(250) (200)
42	市場谷川	〃	〃	〃	市場町 香美	1,000		1,000		堤防高	積土のう工	香美	115	400	市場方面 第3分団 19	市場小学校 (体育館)	(300)
43	〃	〃	〃	〃	市場町 吉野川合流 点～鳴池県 道境	200		200 (1,000)		洪水痕跡	積土のう工	香美	84	275	市場方面 第3分団 (19)	市場小学校 (体育館)	(300)
44	柿ノ木谷川	〃	〃	〃	市場町 大野島	1,000		1,000		堤防高	積土のう工	大野島一 松 大野島二	30	100	市場方面 第1分団 (23)	八幡公民館 八幡小学校 (体育館)	(100) (250)
45	〃	〃	〃	〃	市場町 吉野川合流 点～鶯谷川合 流点	1,120		1,120		洪水痕跡	積土のう工	大野島	224	680	市場方面 第1分団 (23)	八幡公民館 八幡小学校 (体育館)	(100) (250)
46	宮ノ内谷川	〃	〃	〃	市場町 水田	300		300		堤防高	積土のう工	八幡 伊月	60	200	市場方面 第1分団 (23)	八幡公民館 八幡小学校 (体育館)	(100) (250)
47	鶯谷川	〃	〃	〃	市場町 山野上	730		730		洗掘	木流し工 シート張り工	山野上二 山野上三	15	40	市場方面 第2分団 (15)	市場小学校 (体育館)	(300)
48	〃	〃	〃	〃	市場町 柿ノ木谷川合 流点～大野 島・江ノ島	3,200		3,200		洪水痕跡	積土のう工	大野島	120	380	市場方面 第1分団 (23)	八幡公民館 八幡小学校 (体育館)	(100) (250)
49	九頭字谷川	〃	〃	〃	市場町 伊月	300	300			法すべり	シート張り工	伊月四 伊月五	30	200	市場方面 第1分団 (23)	八幡公民館 八幡小学校 (体育館)	(100) (250)

県 番 号	河川名	左 右 岸	管 理 区 分	市	重要水防区域				種 別	対 策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置			
					場 所	延長 (m)	A (m)	B (m)			要 (m)	地区名	戸数 (戸)	市民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)
50	熊谷川	〃	〃	〃	吉野町 鳴門池田 線下流	730		730		堤防高	積土のう工	西二条昭 和南北二 条	277	895	吉野方面 第 6, 7 分団 (30)	阿波高等学校 (体育館) 柿原小学校 (体育館)	550 200
51	〃	〃	〃	〃	土成町 土 成	2,000	2,000			堤防高	積土のう工 シート張り工 木流し工	土 成	(60)	(350)	土成方面 第 5, 6 分団 (30)	土成中学校 (体育館)	500
52	〃	右	〃	〃	吉野町 吉野川合流点 ～柿原シノ原	600	600			洪水痕跡	積土のう工	シノ原南 南二条 一丁目	97	256	吉野方面 第 6, 7 分団 (30)	柿原小学校 (体育館)	(200)
53	蛇池川	左 右	〃	〃	吉野町 吉野川上流 点～上流端	2,000		2,000		堤防高	積土のう工	亀 田 折 口	12	37	吉野方面 第 3 分団 15	吉野中学校 (体育館)	550
54	九頭宇 谷川	〃	〃	〃	土成町 土 成 成 当	3,000	3,000			堤防高	積土のう工 シート張り工 木流し工	土 成 成当都	150	800	土成方面 第 5, 6, 7 分団 48 (30)	土成小学校 (体育館)	350
55	指谷川	〃	〃	〃	土成町 水 田 秋 月	100	100			堤防高	積土のう工 シート張り工 木流し工	水 田 秋 月	50	250	土成方面 第 8 分団 15	土成小学校 (体育館)	(350)
56	〃	右	〃	〃	市場町 吉野川合流 点～間谷川 合流点	750	750			洪水痕跡	積土のう工	秀 清 六反田 池 田	31	91	市場方面 第 1 分団 (23) 土成方面 第 5 分団 (16)	八幡小学校 (体育館)	(250)
57	五明谷川	〃	〃	〃	阿波町 吉野川合流 点～第二中 坪橋 中河原橋～ 五明谷橋	450		330 120				五 明 王子川	91	333	阿波方面 第 6 分団 21	阿波農村環境改善センター	(250)

## 10 地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表

令和5年3月31現在

### (1) 震度4以上

県番号	名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )	所有者	管理者	届出年月日
2	御所池 (相坂ダム)	阿波市土成町字宮川内 字相坂8 他12筆	15.9	90.0	245,000	御所土地改良区 自然人、阿波市	御所土地改良区	R 1.12.9
3	別埜池	阿波市阿波町山王1番 1 他4筆	15.0	180.0	164,000	阿波東部土地改良区、 久千田村、西別野	阿波東部土地改良区	R 1.12.16
計	2箇所							

### (2) 震度5弱以上

県番号	名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )	所有者	管理者名	届出年月日
206	牛屋谷池	土成町吉田字椎ヶ丸 16-1	7.1	31.0	1,000	自然人	御所土地改良区	R 1.12.9
207	西谷小池	土成町高尾字西谷29 番	6.3	100.0	2,000	自然人	自然人	R 1.12.5
208	西谷池	土成町高尾字西谷27 番	9.6	50.0	19,300	自然人	自然人	R 1.12.5
209	深谷池	土成町高尾字深谷 123番地先	11.6	48.0	14,000	阿波市農地整備課	阿波市農地整備課	不要
210	神明池	土成町水田字出口 184地先	5.4	124.0	11,000	阿波市農地整備課	土成西部土地改良区	R 1.12.9
211	浦之池	土成町浦池字万代 1305番1、浦池字西 宮500番3	2.2	700.0	290,000	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	R 1.12.9
212	日吉池	土成町水田字日吉 10-2 他14筆	11.7	59.0	28,000	土成西部土地改良区 自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9
213	間谷池	土成町水田字日吉 269番2 他16筆	13.5	63.0	24,300	土成西部土地改良区 阿波市農地整備課 自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9
214	大場池	土成町成当大字大場 1439番	11.4	53.0	21,500	自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9
215	北池	土成町土成字大法寺 288番	3.6	170.0	28,000	土成西部土地改良区	土成西部土地改良区	R 1.12.9
216	耕整東池	土成町土成字前田 151-1 他6筆	11.9	70.0	25,000	土成西部土地改良区 阿波市農地整備課 自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9
217	馬越池	土成町宮川内字宮ノ 尾1	5.4	42.0	14,000	自然人	自然人	R 3.1.26
218	安楽寺谷池	土成町高尾字法教田 225-12地先	13.0	32.0	14,000	阿波市農地整備課 上板町	阿波市農地整備課	不要
219	安楽寺池	土成町高尾字法教田 他4筆	7.2	15.0	14,000	自然人、国	自然人	R 2.9.24
220	熊谷池	土成町土成字前田 196番	6.6	31.0	3,000	自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9
221	日吉奥池	土成町水田字日吉25 番1 他3筆	10.0	45.0	5,000	自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9
222	日吉中池	土成町成当字大場 1468-2 他5筆	9.5	35.0	7,000	土成西部土地改良区 自然人	土成西部土地改良区	R 1.12.9

県番号	名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )	所有者	管理者名	届出年月日
223	第2金清池	市場町尾開字日吉663	14.3	85.0	115,000	金清土地改良区	市場中央土地改良区	R 1.12.6
224	第1金清池	市場町尾開字日吉661 他2筆	13.3	95.0	85,100	金清土地改良区 阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
225	尼池	市場町切幡字観音134-1 他1筆	9.5	49.0	5,300	阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
226	姥ヶ池	市場町切幡字観音157	9.4	43.0	5,200	阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
227	喜蓮池	市場町切幡字古田7	3.6	10.0	3,500	官有	市場中央土地改良区	R 1.12.6
228	源太池	市場町切幡字池ノ本120 他2筆	4.8	213.0	6,600	官有、徳島県 阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
229	新導下池	市場町山野上字末広101-1 他4筆	4.6	43.0	12,000	阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
230	上溜池	市場町山野上字大西27、道	6.7	54.0	8,000	徳島県 阿波市農地整備課	阿波市農地整備課	不要
231	池谷池	市場町香美字善入寺北9-1 他3筆	4.8	87.0	15,000	大蔵省、農林水産省	市場中央土地改良区	R 1.12.6
232	蓮池	市場町香美字原田71 他1筆	3.6	98.0	4,100	官有 阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
233	仲間池	市場町上喜来字蛭子2136 他2筆	4.5	36.0	1,700	阿波市農地整備課 自然人	市場中央土地改良区	R 1.12.6
234	上池	市場町上喜来字横田1番 他4筆	6.7	592.0	120,000	阿波東部土地改良区 阿波市農地整備課	阿波東部土地改良区	R 1.12.16
235	上三ツ池	市場町上喜来字北原1426-4	5.6	40.0	1,400	阿波市農地整備課 (上喜来村)	市場中央土地改良区	R 1.12.6
236	中三ツ池	市場町上喜来字北原1427 他1筆	4.1	26.0	4,000	阿波市農地整備課 (上喜来村)	市場中央土地改良区	R 1.12.6
237	下三ツ池	市場町上喜来字北原1489-1	6.1	58.0	3,000	自然人	市場中央土地改良区	R 1.12.6
239	奥の池	市場町大俣字原淵114-1 他1筆	9.7	38.0	2,900	徳島県	市場中央土地改良区	R 1.12.6
239	中の池	市場町大字字原淵118-1、2、3、4	7.9	77.0	3,500	徳島県	市場中央土地改良区	R 1.12.6
240	下の池	市場町大字字山路73-3 他1筆	5.0	38.0	2,000	阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
241	浦の谷池	市場町大俣字宇佐144-2	10.2	33.0	6,000	阿波市農地整備課 (大俣村)	市場中央土地改良区	R 1.12.6
242	弁天上池	市場町大俣字原淵314 他1筆	4.0	110.0	1,900	徳島県 阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
243	弁天中池	市場町大俣字原淵326 他1筆	4.1	110.0	1,000	徳島県 阿波市農地整備課	市場中央土地改良区	R 1.12.6
244	釜谷池	市場町切幡字古田253	10.4	42.0	9,900	阿波市農地整備課 (切幡村)	市場中央土地改良区	R 1.12.6
245	中池	市場町切幡字古田107番 他1筆	4.0	30.0	1,300	阿波市農地整備課 自然人	自然人	R 1.12.5
246	ぶざ池	市場町上喜来字岡1565番 他1筆	1.8	70.0	1,200	阿波市農地整備課 自然人	自然人	R 1.12.5
247	沖津池	市場町大俣字宇行峯208番	2.5	69.0	1,800	自然人	自然人	R 1.12.9
248	浦池	阿波町字井出口280番	12.5	60.0	22,000	官有	阿波東部土地改良区	R 1.12.16

県番号	名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水量(m3)	所有者	管理者名	届出年月日
249	伊沢池	阿波町東芝生 198	9.8	314.0	42,000	阿波中部土地改良区	阿波中部土地改良区	R 1.12.16
250	薬師谷下池	阿波町北正広 165 番 1 他 6 筆	14.5	65.0	43,500	薬師谷土地改良区 阿波市農地整備課	阿波中部土地改良区	R 1.12.16
251	薬師谷上池	阿波町北正広 165-2、-3	14.0	67.0	70,000	薬師谷土地改良区	阿波中部土地改良区	R 1.12.16
252	釜谷池	阿波町東長峰 689 番 2	10.4	80.0	100,000	自然人	阿波西部土地改良区	R 1.12.12
253	倉谷池	阿波町医王寺 220 番 2 地先	13.0	127.0	60,000	不明	阿波西部土地改良区	R 1.12.12
254	なぎたな池	阿波町西長峰 57、 2-36	6.8	40.0	9,000	阿波市農地整備課 自然人	阿波西部土地改良区	R 1.12.12
255	三方堤	阿波町西長峰 152 番 1 地先	7.0	282.0	11,000	阿波市農地整備課	阿波西部土地改良区	R 1.12.12
256	北賀池	阿波町中長峰 326 番 7 地先	7.0	26.0	40,000	阿波市農地整備課	阿波西部土地改良区	R 1.12.12
257	西原上池	阿波町丸山 212 番 他 1 筆	4.0	31.0	2,600	阿波中部土地改良区 阿波市農地整備課	阿波中部土地改良区	R 1.12.16
258	西原下池	阿波町丸山 216 番 他 1 筆	2.2	37.0	1,000	阿波中部土地改良区 阿波市農地整備課	阿波中部土地改良区	R 1.12.16
259	蛭田池	阿波町岡地 319-1	5.3	50.0	14,700	自然人	阿波中部土地改良区	R 1.12.16
260	中池	阿波町西ノ岡 182、 170-3、他 1 筆	5.5	31.0	900	阿波市農地整備課 自然人	自然人	R 2.9.28
261	大池	阿波町西ノ岡 169-1	2.8	36.0	1,000	自然人	自然人	R 2.9.28
262	法華寺	阿波町西ノ岡 304-1	4.5	44.0	2,100	自然人 阿波市農地整備課	自然人	R 2.9.24
263	大内池	阿波町八丁原 122-1	2.0	17.0	300	自然人	自然人	R 1.12.14
264	おくの池	阿波町東長峰 329-3	5.0	36.0	3,100	自然人	自然人	R 1.12.5
265	三徳池	阿波町東長峰 76 番 6 地先	5.2	40.0	2,600	阿波市農地整備課	阿波西部土地改良区	R 1.12.12
266	浄地谷下池	市場町切幡字古田 158	1.6	21.0	400	自然人	市場中央土地改良区	R 1.12.27
計	61箇所							

## 11 保安林配備一覧表

### (1) 民有保安林配備現況表

令和5年3月31日現在

総合県民局・東部農林水産局名	保安林の種類	水源かん養保安林		土砂流出保安林 土砂崩壊防備保安		その他の 防災保安林		計 ha	
		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
東部(吉野川)	阿波市	48	3,752	245	1,766	—	—	293	5,518

### (2) 国有(林野庁)保安林現況表

令和5年3月31日現在

総合県民局・東部農林水産局名	保安林の種類	水源かん養保安林		土砂流出防備 保安林官有		国有	官有	計 ha
		国有	官有	国有	官有			
東部(吉野川)	阿波市	—	249	—	—	0	249	249

## 12 阿波市の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域区域一覧

土砂災害警戒区域等及び避難体制

### 【避難体制】

市は、土砂災害に関する情報の収集に努めるとともに、土砂災害に関する情報を入手した場合及び土砂災害警戒情報が発令されたときは、速やかに音声告知端末及び屋外拡声機で地域住民に伝達する。併せて、消防・警察等関係機関へも伝達する。

地域住民は、必要に応じて自主避難すると共に、予兆現象を発見した場合や市から避難勧告等が発令された場合には、速やかに隣近所に声を掛け合って区域毎に定められた避難所に避難する。

また、土砂災害警戒区域内に災害時要援護者関連施設がある場合には、施設管理者等に土砂災害に関する情報等を周知するとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報伝達方法を事前に定めておくものとする。

<急傾斜地の崩壊>

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
I-793	阿波市	土成町	宮川内字平間	平間下	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3768	阿波市	土成町	宮川内字平間	平間上	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-794	阿波市	土成町	宮川内字見坂	見坂(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3769	阿波市	土成町	宮川内字相坂	相坂(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3770	阿波市	土成町	宮川内字相坂	相坂(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3771	阿波市	土成町	宮川内字相婦	相婦(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3772	阿波市	土成町	宮川内字相婦	相婦(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3774	阿波市	土成町	成当	大場(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3775	阿波市	土成町	浦池	奥の宮(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3782	阿波市	土成町	浦池	金地(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3783	阿波市	土成町	浦池	金地(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3784	阿波市	土成町	浦池	金地(4)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-7754	阿波市	土成町	浦池	金地(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3789	阿波市	土成町	水田字指谷	指谷(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3790	阿波市	土成町	水田字指谷	指谷(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-795	阿波市	土成町	吉田字岡の段の一、岡ノ山、一の坂	岡(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-2029	阿波市	土成町	土成字前田、鈴川	北原(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3764	阿波市	土成町	吉田字岡の段の二、岡ノ山	岡(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3773	阿波市	土成町	土成字鈴川、北原	鈴川(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3776	阿波市	土成町	浦池	奥宮(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3777	阿波市	土成町	浦池	万代(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3778	阿波市	土成町	浦池	万代(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3779	阿波市	土成町	浦池	白木谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3780	阿波市	土成町	浦池	西ノ宮(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3781	阿波市	土成町	浦池	金地(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3785	阿波市	土成町	浦池	半太夫(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3786	阿波市	土成町	浦池	半太夫(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3787	阿波市	土成町	浦池	半太夫(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-3788	阿波市	土成町	浦池	九王谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
II-7753	阿波市	土成町	土成字鈴川、山ノ本	山ノ本(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-41	阿波市	土成町	吉田字岡ノ山、ハリマタ、岡の段の二	ハリマタ(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-42	阿波市	土成町	土成字鈴川、山ノ本、北原	落合(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-43	阿波市	土成町	土成字山ノ本、鈴川、殿開、浦池	奥ノ宮(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-44	阿波市	土成町	浦池	大場(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
III-45	阿波市	土成町	成当	大場(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
Ⅲ-46	阿波市	土成町	浦池	大場(4)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-47	阿波市	土成町	浦池	西ノ宮(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-48	阿波市	土成町	水田字日吉、成当	日吉(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-49	阿波市	土成町	秋月字明月	明月(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-791	阿波市	土成町	高尾字山王子	山王子(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-792	阿波市	土成町	高尾字佐古	佐古(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-3762	阿波市	土成町	宮川内字下山田、宮ノ下	下山田(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-3763	阿波市	土成町	宮川内字下山田、高尾字向山	下山田(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-3765	阿波市	土成町	宮川内字宮ノ尾・宮ノ下	宮ノ尾(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅱ-3766	阿波市	土成町	宮川内字宮ノ尾・西谷・上山田	宮ノ尾(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-30	阿波市	土成町	高尾字法教田	法教田(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-31	阿波市	土成町	高尾字法教田	法教田(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-32	阿波市	土成町	高尾字法教田・西谷	西谷(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-33	阿波市	土成町	高尾字山王子	山王子(2)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-35	阿波市	土成町	高尾字佐古	佐古(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-36	阿波市	土成町	高尾字向山・西内・佐古、宮川内字上山田	西内(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-37	阿波市	土成町	高尾字向山・休場・けやき原、宮川内字下山田	向山(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-38	阿波市	土成町	宮川内字下山田・上山田	下山田(3)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-39	阿波市	土成町	宮川内字大畑・西谷・落久保	大畑(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
Ⅲ-40	阿波市	土成町	宮川内字見坂	長瀬(1)	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	R1.12.20	597
I-803	阿波市	市場町	上喜来字蛭子	三ツ池	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
Ⅱ-3821	阿波市	市場町	上喜来字蛭子	蛭子(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
Ⅱ-3822	阿波市	市場町	上喜来字蛭子	蛭子(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-804	阿波市	市場町	犬墓字大北	大北	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-805	阿波市	市場町	犬墓字大北	大北(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
Ⅱ-7761	阿波市	市場町	犬墓字大北	大北(9)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
Ⅱ-3823	阿波市	市場町	犬墓字平地	平地(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
Ⅱ-7756	阿波市	市場町	犬墓字平地	平地(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
Ⅱ-7758	阿波市	市場町	犬墓字平地	平地(4)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-806	阿波市	市場町	犬墓字白水	白水(1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-7762	阿波市	市場町	犬墓字白水	白水(3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3824	阿波市	市場町	犬墓字白水	白水(5)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3825	阿波市	市場町	犬墓字大北	大北(4)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3826	阿波市	市場町	犬墓字大北	大北(5)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3827	阿波市	市場町	犬墓字大北	大北(6)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
Ⅱ-7760	阿波市	市場町	犬墓字大北	大 北 (8)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
I-807	阿波市	市場町	犬墓字大月	大 月 (1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3831	阿波市	市場町	犬墓字大月、日開谷字岩野	大 月 (2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3830	阿波市	市場町	犬墓字小月	小 月 (1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3837	阿波市	市場町	犬墓字座主	座 主 (1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
I-802	阿波市	市場町	日開谷字岩野	岩 野 (1)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3815	阿波市	市場町	日開谷字岩野	岩 野 (3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3811	阿波市	市場町	日開谷字川北	川 北 (2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅱ-3817	阿波市	市場町	日開谷字遅越	遅 越 (2)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅲ-57	阿波市	市場町	日開谷字野田原	野田原 (4)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅲ-58	阿波市	市場町	日開谷字野田原	野田原 (5)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅲ-60	阿波市	市場町	日開谷字稲荷	稲 荷 (4)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
Ⅲ-63	阿波市	市場町	上喜来字蛭子、字北谷	蛭 子 (3)	急傾斜地の崩壊	H27.9.18	697	H27.9.18	699
I-798	阿波市	市場町	日開谷字為後	為 後 (1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-799	阿波市	市場町	日開谷字川又	三 共	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-800	阿波市	市場町	日開谷字川北	川 北 (1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-3812	阿波市	市場町	日開谷字川北	川 北 (3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-3813	阿波市	市場町	日開谷字川北	川 北 (4)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-7759	阿波市	市場町	日開谷字川北	川 北 (5)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-801	阿波市	市場町	日開谷字野田原	野田原 (1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
I-2031	阿波市	市場町	日開谷字野田原	野田原 (2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-3798	阿波市	市場町	日開谷字野田原	野田原 (3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-3795	阿波市	市場町	日開谷字稲荷	稲 荷 (1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-3797	阿波市	市場町	日開谷字稲荷	稲 荷 (3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311
Ⅱ-3816	阿波市	市場町	日開谷字遅越	遅 越 (1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3843	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	川原芝 (4)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅲ-52	阿波市	市場町	切幡字古田	古 田 (2)	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	H25.11.8	680
I-808	阿波市	市場町	大影字境目	境 目 (5)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-809	阿波市	市場町	大影字平間	平 間 (1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
I-810	阿波市	市場町	大影字相栗	相 栗 (1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3838	阿波市	市場町	大影字相栗	相 栗 (2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3844	阿波市	市場町	大影字平間	平 間 (2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3845	阿波市	市場町	大影字平間	平 間 (3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-7765	阿波市	市場町	大影字平間	平 間 (4)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
I-796	阿波市	市場町	尾開字日吉	日吉東(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-2030	阿波市	市場町	尾開字日吉	日吉(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3791	阿波市	市場町	切幡字観音	観音(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3792	阿波市	市場町	尾開字日吉	日吉(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3793	阿波市	市場町	尾開字日吉	日吉(3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3794	阿波市	市場町	尾開字日吉	日吉(4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-3801	阿波市	市場町	日開谷字中ノ名	中ノ名(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3802	阿波市	市場町	日開谷字中ノ名	中ノ名(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3803	阿波市	市場町	日開谷字中ノ名	中ノ名(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-797	阿波市	市場町	日開谷字奥日開谷	奥日開谷(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3807	阿波市	市場町	日開谷字奥日開谷	奥日開谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3808	阿波市	市場町	日開谷字奥日開谷	奥日開谷(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3809	阿波市	市場町	日開谷字奥日開谷	奥日開谷(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3810	阿波市	市場町	日開谷字原田	奥日開谷(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7755	阿波市	市場町	日開谷字奥日開谷	奥日開谷(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3799	阿波市	市場町	日開谷字為後	為後(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3800	阿波市	市場町	日開谷字為後	為後(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3805	阿波市	市場町	日開谷字原田	原田(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3806	阿波市	市場町	日開谷字原田	原田(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3832	阿波市	市場町	犬墓字竹倉	竹倉(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3833	阿波市	市場町	日開谷字遅越	竹倉(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3834	阿波市	市場町	日開谷字遅越	竹倉(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3835	阿波市	市場町	犬墓字竹倉、日開谷字遅越	竹倉(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3836	阿波市	市場町	日開谷字遅越	竹倉(5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-7764	阿波市	市場町	日開谷字遅越	竹倉(6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-62	阿波市	市場町	犬墓字竹倉	竹倉(7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
III-61	阿波市	市場町	大影字相栗	相栗(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
I-811	阿波市	市場町	大影字ニイヤ	ニイヤ(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3846	阿波市	市場町	大影字ニイヤ	ニイヤ(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3847	阿波市	市場町	大影字ニイヤ	ニイヤ(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3839	阿波市	市場町	大影字境目	境目(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3840	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	境目(2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3841	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	境目(3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3842	阿波市	市場町	大影字境目	境目(4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
II-3848	阿波市	市場町	大影字国行	国行(1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
Ⅱ-3849	阿波市	市場町	大影字国行	国 行 (2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅱ-3850	阿波市	市場町	大影字国行	国 行 (3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅱ-3851	阿波市	市場町	大影字国行	国 行 (4)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅱ-3852	阿波市	市場町	大影字平間	国 行 (5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅱ-3818	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	川原芝 (1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅲ-51	阿波市	市場町	切幡字古田、字坤山	古 田 (1)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅱ-3819	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	川原芝 (2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅱ-3820	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	川原芝 (3)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅲ-50	阿波市	市場町	切幡字観音	観 音 (2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅲ-53	阿波市	市場町	尾開字日吉	日 吉 (5)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅲ-54	阿波市	市場町	尾開字日吉	日 吉 (6)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅲ-55	阿波市	市場町	尾開字日吉、字金清	日 吉 (7)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅲ-56	阿波市	市場町	切幡字古田、字坤山	日吉東 (2)	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44
Ⅰ-814	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅰ-815	阿波市	阿波町	善 地	桜ノ岡 (1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅰ-816	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (3)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅰ-817	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (4)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅰ-818	阿波市	阿波町	赤 坂	赤 坂 (1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3901	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (5)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3902	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (6)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3903	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (7)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3904	阿波市	阿波町	赤 坂	赤 坂 (2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3905	阿波市	阿波町	日吉谷	日吉谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3910	阿波市	阿波町	東長峰	東長峰 (2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-7769	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (8)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
Ⅱ-3863	阿波市	阿波町	糸 下	糸 下 (1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
Ⅱ-3864	阿波市	阿波町	糸 下	糸 下 (2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
Ⅱ-3865	阿波市	阿波町	広 野	広 野 (1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
Ⅱ-3866	阿波市	阿波町	広 野	広 野 (2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
Ⅰ-813	阿波市	阿波町	亀 底	亀 底	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3867	阿波市	阿波町	伊沢谷東縁	伊沢谷東縁 (1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3868	阿波市	阿波町	伊沢谷東縁	伊沢谷東縁 (2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3869	阿波市	阿波町	伊沢谷東縁	伊沢谷東縁 (3)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3882	阿波市	阿波町	立 割	立 割 (1)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251
Ⅱ-3883	阿波市	阿波町	立 割	立 割 (2)	急傾斜地の崩壊	H24.3.30	250	H24.3.30	251

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
Ⅱ-3884	阿波市	阿波町	立 割	立 割 (3)	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30	250	H24. 3. 30	251
Ⅱ-3885	阿波市	阿波町	亀 底	亀 底 (2)	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30	250	H24. 3. 30	251
Ⅱ-3886	阿波市	阿波町	亀 底	亀 底 (3)	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30	250	H24. 3. 30	251
Ⅱ-3887	阿波市	阿波町	亀 底	亀 底 (4)	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30	250	H24. 3. 30	251
Ⅰ-812	阿波市	阿波町	王 地	王 地 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3855	阿波市	阿波町	谷 口	谷 口 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-64	阿波市	阿波町	天西山、北内谷南	北内谷南 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-65	阿波市	阿波町	天西山、西ノ岡、井出口、谷口	谷 口 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-66	阿波市	阿波町	柏谷左右	柏谷左右 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3856	阿波市	阿波町	大久保	大久保 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3857	阿波市	阿波町	大久保	大久保 (2)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3858	阿波市	阿波町	大久保	大久保 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3859	阿波市	阿波町	大久保	大久保 (4)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3860	阿波市	阿波町	大久保	大久保 (5)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3861	阿波市	阿波町	大久保	大久保 (6)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3862	阿波市	阿波町	八丁原	八丁原 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-7766	阿波市	阿波町	八丁原	八丁原 (2)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3870	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3871	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (2)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3872	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3873	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (4)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3874	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (5)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3875	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (6)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3876	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (7)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3877	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (8)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3878	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (9)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3879	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (10)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3880	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (11)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3881	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (12)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-7767	阿波市	阿波町	北久保	北久保 (13)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3888	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3889	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (2)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3890	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3891	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (4)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3892	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (5)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3893	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (6)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295

危険箇所 番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
Ⅱ-7768	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (7)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3898	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (8)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3899	阿波市	阿波町	真 重	真 重 (9)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3894	阿波市	阿波町	引 地	引 地 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3895	阿波市	阿波町	引 地	引 地 (2)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3896	阿波市	阿波町	引 地	引 地 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3897	阿波市	阿波町	引 地	引 地 (4)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-67	阿波市	阿波町	井出口	井出口 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-68	阿波市	阿波町	井出口	井出口 (2)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-69	阿波市	阿波町	広 野	広 野 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-70	阿波市	阿波町	糸 下	糸 下 (3)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-71	阿波市	阿波町	梅ノ東、芋場	芋 場 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅲ-72	阿波市	阿波町	梅ノ東、姥ヶ懐	梅ノ東 (1)	急傾斜地の崩壊	H29. 5. 23	294	H29. 5. 23	295
Ⅱ-3907	阿波市	阿波町	北岡、西島、中長峰、西長峰	北 岡 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3908	阿波市	阿波町	南西谷、中長峰	南西谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3911	阿波市	阿波町	中長峰	中長峰 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3912	阿波市	阿波町	中長峰	中長峰 (2)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3913	阿波市	阿波町	中長峰	中長峰 (3)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3914	阿波市	阿波町	中長峰	中長峰 (4)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3915	阿波市	阿波町	西長峰、植桜	西長峰 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3916	阿波市	阿波町	西長峰、植桜、北岡	植 桜 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-7770	阿波市	阿波町	東長峰	東長峰 (3)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅲ-79	阿波市	阿波町	西長峰	東長峰 (4)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅲ-80	阿波市	阿波町	中長峰	東長峰 (5)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3906	阿波市	阿波町	北西谷、中長峰、東長峰、南西谷、馬場、日吉谷	北西谷 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3909	阿波市	阿波町	中長峰	東長峰 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅲ-75	阿波市	阿波町	桜ノ岡、十善寺、北正広	小 倉 (4)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅲ-76	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡 (9)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅲ-77	阿波市	阿波町	桜ノ岡、赤坂	桜ノ岡 (10)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅲ-78	阿波市	阿波町	赤 坂	赤 坂 (3)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
番号なし	阿波市	阿波町	桜ノ岡、王子川、五明、赤坂	桜ノ岡 (11)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
番号なし	阿波市	阿波町	赤坂、桜ノ岡	赤 坂 (4)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
番号なし	阿波市	阿波町	北 山	北 山	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
番号なし	阿波市	阿波町	棚ヶ窪	棚ヶ窪 (1)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
番号なし	阿波市	阿波町	棚ヶ窪	棚ヶ窪 (2)	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44
Ⅱ-3464	阿波市 美馬市	阿波町 脇 町	西長峰、植桜、西赤谷	西赤谷 (11)	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597

〈土石流〉

危険箇所番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
407-I-01	阿波市	土成町	秋 月	一本松谷	土石流	H23. 3. 24	168	—	—
407-I-02	阿波市	土成町	秋月、水田	間 谷	土石流	H23. 3. 24	168	—	—
407-I-03	阿波市	土成町	水 田	日吉谷	土石流	H23. 3. 24	168	—	—
407-I-04	阿波市	土成町	浦 池	馬ヶ谷	土石流	H23. 3. 24	168	—	—
407-I-05	阿波市	土成町	浦 池	西の宮谷	土石流	H23. 3. 24	168	—	—
407-I-06	阿波市	土成町	浦 池	九頭宇谷	土石流	H23. 3. 24	168	—	—
407-I-07	阿波市	土成町	土 成	飛行谷	土石流	H23. 3. 24	168	H23. 3. 24	170
407-I-08	阿波市	土成町	土成字鈴川、山ノ本、落合、北原	落合谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-I-09	阿波市	土成町	土成字前田	牛屋谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-01	阿波市	土成町	浦 池	高浦谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
番号なし	阿波市	土成町	土成字鈴川、北原、落合	鈴川谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
番号なし	阿波市	土成町	土成字鈴川、山ノ本、落合、殿開、浦池	櫻原谷	土石流	R1. 12. 20	595	—	—
番号なし	阿波市	土成町	土成字鈴川、殿開、山ノ本、落合、浦池	法寺ヶ谷	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-I-010	阿波市	土成町	高尾字佐古・西内、宮川内字上山田	佐古谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-I-011	阿波市	土成町	高尾字山王子・深谷	高尾谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-I-012	阿波市	土成町	高尾字法教田	浦ノ谷川	土石流	R1. 12. 20	595	—	—
407-II-002	阿波市	土成町	宮川内字見坂	見坂浦谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-003	阿波市	土成町	宮川内字見坂	見坂1号谷	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-004	阿波市	土成町	宮川内字落合・上畑	見坂2号谷	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-005	阿波市	土成町	宮川内字上畑・御所	上畑谷	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-006	阿波市	土成町	宮川内字相婦	相婦1号谷	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-007	阿波市	土成町	宮川内字相婦	相婦2号谷	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-II-008	阿波市	土成町	宮川内字落久保・大畑	大畑谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
407-I-013	阿波市	土成町 上板町	高尾引野字安楽寺	安楽寺谷川	土石流	R1. 12. 20	595	R1. 12. 20	597
421-I-007	阿波市	市場町	日開谷字野田原	野田原谷川	土石流	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
421-II-013	阿波市	市場町	日開谷字野田原、稲荷	馬木谷川	土石流	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
421-I-008	阿波市	市場町	日開谷字稲荷	稲荷谷川	土石流	H21. 5. 20	310	—	—
421-II-012	阿波市	市場町	日開谷字為後	ソトバ谷川	土石流	H21. 5. 20	310	H21. 5. 20	311
421-II-016	阿波市	市場町	切幡字古田	石ヶ谷	土石流	H25. 11. 8	679	H25. 11. 8	680
421-I-005	阿波市	市場町	大 影	大影馬ノ谷	土石流	H24. 3. 30	250	H24. 3. 30	251
421-II-008	阿波市	市場町	平 間	大田谷川	土石流	H24. 3. 30	250	H24. 3. 30	251
421-I-009	阿波市	市場町	尾開字日吉	東 谷	土石流	H26. 3. 28	202	H26. 3. 28	203
421-I-010	阿波市	市場町	切幡字古田	柿ノ木谷川	土石流	H26. 3. 28	202	—	—

危険箇所番号	所在地			区域名称	自然現象の種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番 号	年月日	番 号
421-I-011	阿波市	市場町	切幡字観音	観音谷（1）	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
421-I-012	阿波市	市場町	切幡字観音	観音谷（2）	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
421-I-013	阿波市	市場町	切幡字観音	宮ノ内谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
421-II-014	阿波市	市場町	尾開字八坂	ヒチヤ谷川	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
421-II-015	阿波市	市場町	尾開字日吉	日吉東谷	土石流	H26.3.28	202	—	—
421-I-003	阿波市	市場町	犬墓字大北	ヤカエ谷川	土石流	H27.9.18	697	—	—
421-II-004	阿波市	市場町	犬墓字小月	大畑谷	土石流	H27.9.18	697	H27.9.18	698
421-I-006	阿波市	市場町	日開谷字岩野	大池谷	土石流	H27.9.18	697	H27.9.18	698
421-I-001	阿波市	市場町	上喜来字蛭子、円定、窪二俣、西原	かくれ谷	土石流	H27.3.31	239	—	—
421-I-002	阿波市	市場町	上喜来字蛭子	美濃谷川	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
421-II-001	阿波市	市場町	大俣字山路、原渕	法寺谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
421-II-002	阿波市	市場町	大俣字山路、宇佐、行峯、原	別埜谷	土石流	H27.3.31	239	—	—
421-II-003	阿波市	市場町	上喜来字円定、西原、大俣字宇佐、行峯	坪井谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
422-II-005	阿波市	阿波町	天西山、山王、山尻、大俣字原渕	柳 谷	土石流	H29.5.23	294	—	—
422-II-006	阿波市	阿波町	天西山、山王、山尻、大俣字原渕	松崎谷川	土石流	H29.5.23	294	H29.5.23	295
421-I-004	阿波市	市場町	大影字相栗	相栗谷川	土石流	H31.1.26	43	—	—
421-II-005	阿波市	市場町	犬墓字竹倉	大倉谷	土石流	H31.1.26	43	H31.1.26	44
421-II-009	阿波市	市場町	日開谷字原芝	荒神谷	土石流	H31.1.26	43	—	—
421-II-010	阿波市	市場町	日開谷字遅越	送越谷川	土石流	H31.1.26	43	H31.1.26	44
421-II-011	阿波市	市場町	日開谷字原田、字奥日開谷	川原芝谷川	土石流	H31.1.26	43	H31.1.26	44
421-II-006	阿波市	市場町	大影字国行	前の谷川	土石流	H31.1.26	43	H31.1.26	44
421-II-007	阿波市	市場町	日開谷字川原芝	太田谷	土石流	H31.1.26	43	H31.1.26	44
番号なし	阿波市	市場町	日開谷字僧都、字稻荷	僧都谷川	土石流	H31.1.26	43	H31.1.26	44
番号なし	阿波市	阿波町	明地谷、北正広、梅ノ木原、梅野東、芋場	芋場谷	土石流	H20.3.4	117	H20.3.4	117
422-I-001	阿波市	阿波町	桜ノ岡	桜ノ岡谷川	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
422-I-002	阿波市	阿波町	糸 下	糸下谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
422-I-003	阿波市	阿波町	北久保	南谷川	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
422-II-001	阿波市	阿波町	広 野	糸下谷	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
422-I-004	阿波市	阿波町	亀 底	亀底谷川	土石流	H24.3.30	250	H24.3.30	251
422-II-002	阿波市	阿波町	亀 底	霧ヶ久保谷川	土石流	H24.3.30	250	H24.3.30	251
422-I-005	阿波市	阿波町	鳶谷、八丁原、山ノ神、梅ノ木原、西柴生、北柴生、東柴生、北五味知	八丁原谷	土石流	H29.5.23	294	H29.5.23	295
422-I-006	阿波市	阿波町	柏谷左右、西ノ岡、井出口	松谷川	土石流	H29.5.23	294	H29.5.23	295
422-II-003	阿波市	阿波町	鳶谷、柏谷左右、西ノ岡、井出口、八丁原、山ノ神、北五味地	飛谷川	土石流	H29.5.23	294	H29.5.23	295
422-II-004	阿波市	阿波町	柏谷左右、谷口、井出口、西ノ岡	谷口谷	土石流	H29.5.23	294	H29.5.23	251

## 5 危険物等に関する資料

## 1 危険物保有事業所

### (1) 燃料給油所

燃料給油所は、契約管財課備え付けの事業者一覧表による。

## 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

### (1) 第1種製造者（一般）

令和5年3月31日現在

事業所名	所在地（旧町名）	電話番号	ガスの名称
北島酸素（株）土成工場	土成町土成字殿開 49-1	088-695-3301	酸素、窒素、炭酸ガス
中央広域環境施設組合 中央広域環境センター	吉野町西条字藤原 70-1	088-637-7127	酸素、窒素、天然ガス、 空気
(株) シャースプ	市場町香美字郷社前 29	0883-36-7190	酸素

### (2) 液石

令和5年3月31日現在

事業所名	所在地	電話番号	規模	備考
宮崎商事(株)	市場町上喜来字岸ノ下 832-15	0883-36-5588	貯槽 (20t×2, 0.5t)	充填所
ジェイエイ徳島燃料 サービス(株) 土成LPガスセンター	土成町土成字殿開 65-1	088-695-5380	貯槽 (20t、30t、1t)	充填所 スタンド

## 3 特定高圧ガス消費者一覧表

令和5年3月31日現在

事業所名	所在地	電話番号	ガスの名称
(株) シャースプ	市場町香美字郷社前 29	0883-36-7190	液化酸素
中央広域環境施設組合 中央広域環境センター	吉野町西条字藤原 70-1	088-637-7127	酸素、窒素、天然ガス、 空気
(株) 十川ゴム 徳島工場	市場町上喜来字大門 834-1	0883-35-2110	液化石油ガス

### ※記載事項について

(注1) 液石：液化石油ガス、冷凍：冷凍高圧ガス（冷凍用に使用）

一般：一般高圧ガス（液石、冷凍以外の高圧ガス）

(注2) 特定高圧ガス消費者・・・県への届出事業所

製造、貯蔵所・・・・・・県の許可対象事業所

(注3) 製造（一般+液石 重複）・・・・5事業所

(注4) このリストは、あくまでも高圧ガス「大量」保有事業者を中心に抜粋・編集して記載しているものですので、徳島県内の全ての高圧ガス関係事業所を網羅しているものではありません。

#### 4 市毒物劇物取扱施設数

令和5年3月31日現在

名称	業種	一般販売業	農業用品目販業	特定品目販売業	計
阿波市		5	15	0	20

#### 5 毒物・劇物製造所一覧表

令和5年3月31日現在

事業所名称	所在地	保有主要品目名
キシダ化学(株)徳島工場	土成町殿開 82-4	四フッ化ホウ酸トリエチルメチルアンモニウム、他毒劇物指定令の大半 (試薬メーカー：注文生産)

#### 6 放射性同位元素保有事業者一覧表

令和5年3月31日現在

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
帝國漢方製薬(株)徳島工場	771-1506	土成町土成字北原80番11	○			民	届第8-532号	05
ニッショー工業(有)	771-1622	市場町興崎字北分213	○			民	届第8-1689号	07
佐々木建設株式会社 平成26年度谷島堤防 工事事務	771-1704	阿波町元町94-1	○			民	届第8-10748号	14

## 6 防災資器材等に関する資料

# 1 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況

## (1) 県備蓄資器材

令和5年3月31日現在

県民局 又は 県土整備部	設置場所 水防倉庫	河川名 海岸名 港湾名  (単位)	照明器具	器 具 資 材																					
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジョレン	カケヤ・ハンマー類	土のう袋類	ビニールシート むしろ・	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂	
				個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m <sup>3</sup>	袋
南 部	県土整備部阿南庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		7			28	14	7	20	5	1,600	2	150		3	120	40	50	50	65				
	県土整備部那賀庁舎 水防倉庫	管内河川	5	20	2	4	17	10	5	15	3	1,000	4	6		60	21	30	12						
	県土整備部美波庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		10	20	4	14	10	7	4	10	6,100	10	20					12						
	〃 海部地区水防倉庫	〃		5		1	30	10	10	10	20	5,025		20											
西 部	県土整備部美馬庁舎 水防倉庫	管内河川		6		1	20	3	10		5	2,500		6		40		2							
	県土整備部三好庁舎 水防倉庫	〃		13	4	11	24	13	4	12	4	550	2	2		16		25					2		
東 部	徳島市万代町東部県土 整備局(徳島)水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		20	1	3	57	13	5	9	8	1,600		125		50	700		80	50					
東 部 (鳴門駐在)	東部県土整備局(鳴門)	〃		10	4	7	67	55	10	26	2	9,000	16	4		14	129		30		40				
	〃 大麻水防倉庫	〃					67				20	400				60	100		20						
東 部	東部県土整備局(吉野川) 水防倉庫	管内河川		4	3	4	17	1	4	10	5	4,000	93	92	40	200	60	24	5	100	200				
	〃 吉野地区水防倉庫	〃		5		1	31	3		3	2	3,700	3	69	51		40	5	4						
計	11		5	100	34	35	314	132	62	129	64	35,725	130	494	91	327	1,265	90	258	212	305		2		

## (2) 市備蓄資器材

(風水害編第2章災害応急対策第1節水防計画3水防施設(1)水防倉庫及び資器材のとおり)

## (3) 資器材購入先及び能力

資器材購入先及び能力は、契約管財課備え付けの事業者一覧表による。

## 2 林野火災用空中消火資機材等保有状況

### (1) 県保有分

資器材等の名称	数 量	規 格 等
散布装置（水のう型）	20 基	中型ヘリ用 700 ㍓型
混合機	4 基	
組立水そう	6 基	2,500 ㍓型
可搬式消防ポンプ	4 台	B-3 級
ホース	24 本	口径 65mm 長さ 20m
吸 管	6 本	口径 75mm 長さ 8m
消火薬剤（20kg 入）	100 缶	エフアール S
展着剤（20kg 入）	50 袋	CMC
着色剤（20kg 入）	4 缶	
バケツ	4 基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 750 ㍓型 1 基（大型ヘリ用） （保管場所：徳島県消防防災航空隊）</li> <li>・ 1590 ㍓型 3 基（うち 1 基は陸上自衛隊第 14 飛行隊に貸与中）</li> </ul>

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西 165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：防災人材育成センター（088-683-2100）

連絡先：徳島県危機管理環境部消防保安課（088-621-2284）

### (2) 徳島中央広域連合消防本部保有分

資機材 団体名	ジェットシューター	チェーンソー
	徳島中央広域連合	37

### 3 副食調味料調達先一覧表

食 品 名	生産者団体業者	所 在 地	電話番号	備 考
米 穀	全国農業協同組合連合会 徳島県本部	徳島市北佐古一番町5番12号	(088) 634-2501	
	徳島県食糧卸協同組合	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 115-3	(0883) 63-6015	
漬 物	徳島県漬物加工販売 協同組合	名西郡石井町高川原 天神 337-6	(088) 674-2503	たくあん、 梅干し、奈良 漬、きざみ漬等
味 噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目 95番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088) 652-6472	
醬 油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088) 652-1871	
食 塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088) 664-6380	
魚肉練り 製品	徳島県蒲鉾水産加工業 共同組合	徳島市北沖洲4丁目1-38	(088) 628-2259	
水産加工品	徳島県漁業 共同組合連合会	徳島市東沖洲2丁目13	(088) 636-0500	
即席めん	旭食品(株) 徳島営業所 八百秀(株)	板野郡松茂町住吉 徳島市金沢町1丁目	(088) 699-3355 (088) 664-0260	

#### 4 災害救助物資備蓄数

令和5年3月31日現在

物資名	規格	数量	保管場所
毛布（圧縮真空パック）	140cm×190cm	3,420枚	・日本通運株式会社松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本 183
		1,800枚	・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦 11-12
		3,890枚	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西 165
		790枚	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷 46 ・阿南保健所 阿南市領家町野神 319 ・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷 16- 1
		250枚	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
		250枚	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ 241
計		10,400枚	
日用品セット	タオル、箸、スプーン、石鹸、コップ、軍手、ポリ袋、包帯、歯ブラシ、ポケットティッシュ	2,160セット	・日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本 183
		3,600セット	・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦 11-12
		1,910セット	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西 165
		40セット	・県庁倉庫 徳島市万代町 1- 1
		1,480セット	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷 46 ・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷 16- 1
		240セット	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
		240セット	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ 241
計		9,670セット	

## 5 木材保有数

令和5年3月31日現在

貯木場所在地	面積(m <sup>2</sup> )	貯木能力(m <sup>3</sup> )	現在量(m <sup>3</sup> )	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場 13,300	製品 3,500	1,000	
	土場 4,752	素材 400	0	
県営貯木場	水面 19,400	素材 15,500	0	
徳島県木材団地 共同組合連合会	土場 54,196	素材 154,000	4,000	
徳島中央森林組合 (神山共販所)	土場 6,630	素材 1,700	500	
徳島中央森林組合 (勝浦郡木材センター)	土場 3,743	素材 1,000	800	
木頭森林組合 (相生及び横石)	土場 27,000	素材 5,500	2,500	
三好木材センター 事業共同組合	土場 45,080	素材 15,000	1,000	
計	土場面積 154,692 水面面積 19,400	製品 3,500 素材 182,450	1,000 13,700	

## 7 報道体制に関する資料

# 1 報道体制

## (1) 日本放送協会の災害報道体制

災害の種類と体制
----------

- ◎ 災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶、航空機、鉄道、バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。
- ◎ 規模によって第1種、第2種、第3種の体制をとる。

体制	編成	動員
第1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
第2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する。	1種体制の動員数を越えて動員
第3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象者全員を動員

気象警報等
-------

対応	対象となる警報
G (スーパー) R1 (上のせ) FM (上のせ)	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報

地震情報
------

震度	徳島単	全国
1 2	G (スーパー) R1 (上のせ)	
3 4	(特設ニュースの場合あり)	G (スーパー) R1 (上のせ)
5弱・5強	徳島単で独自放送を開始 ★休日や夜間でも中断ノルマルで一報 (全中受け、参加の場合あり)	G (ノルマル可) R1-FM (上のせ) 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波警報	全波臨時ニュース	

※総合テレビ・R1・FMは、24時間放送

## 2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次のとおり対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは、重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

#### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

##### 1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第2室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランクAの非常事態対策が必要な場合

##### 1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4、近県で震度6以上、首都圏で震度6以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想される時）
- d. その他エリア内住民の生命、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故等で非常事態対策が必要な場合

#### II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクA	非常事態ランクB
テレビ	① 第一報スーパー（CM・提供中も） ② NHKニュース24が地震情報ならカットイン ③ 体制が整えば「臨時ニュース」送出 スタジオ、情報カメラ、CG等で続報 ※県から要請があれば対応	① 第一報スーパー（CM・提供を避けて） ② ①を繰り返しながら続報投入 ③ 可能なところに「臨時ニュース」 ※CM・提供はテレビ編成と協議の上
ラジオ	① 番組・CM中継で第一報（アナウンサー不在の場合は地震・津波CDを送出） ② キー局で特番始まっていれば必要に応じてカットイン ③ 知事の要請によって「EWS」送出 ④ アナウンサー確保後に臨時ニュース ※必要に応じてテレビサイマル放送	① 第一報（CMを避けて） ② ①を繰り返しながら続報投入 ③ 可能なところに「臨時ニュース」 ※必要に応じてテレビサイマル放送

### Ⅲ 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、総合対策本部及び放送対策部を設置する。

#### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランク A に区分された非常事態のうち 1-1 a 項のエリア内で震度 5 以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

#### 3-2 総合対策本部の構成

非常災害対策本部は会長、社長、常勤役員、局長により構成される。

(2018 年度職制による。以下の記述も同じ)

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

#### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

#### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、報道制作局、技術局、営業編成局、ラジオ局、審議室の責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。(放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照)

#### 3-5 BCP 対策部

BCP 対策部は重要業務の継続、早期復旧をはかるため、社員と施設の安全確保、重要書類の確保、物流の調達や補給、救護所の設置などの業務にあたる。

#### 3-6 BCP 対策部の構成

BCP 対策部は、総務、経理、ラ・テ営業、営業開発の部員により構成される。

BCP 対策部には部長を置き、総務局長があたる。(組織図及び役割は下記を参照)

### Ⅳ 非常事態発生時の連絡

非常事態の発生が、夜間及び早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者（部長、不在の時にはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、優先連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

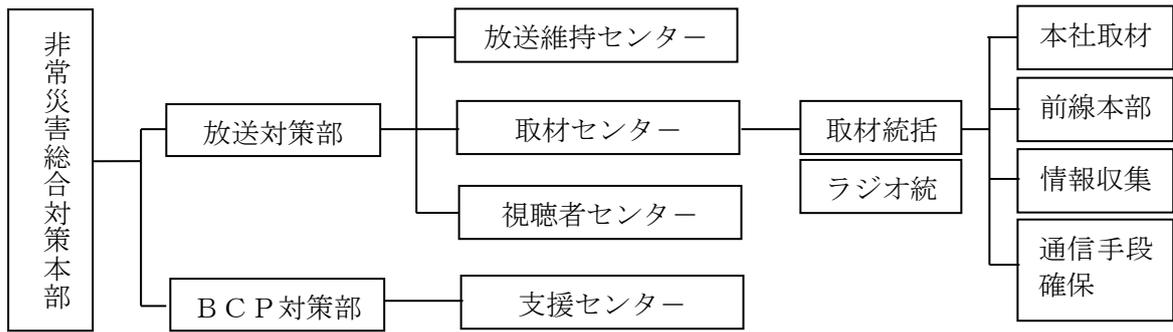
(緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照)

### Ⅴ 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にす

る。  
プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆撫でするような放送は厳に慎まなければならない。

VI 非常事態下の対策本部組織図



### 3 エフエム徳島非常事態対策要綱

#### [1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

#### [2] 非常災害時と初期報道

##### 1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

＜通常の放送設備では放送できない場合＞

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

##### 2. 非常災害ランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

##### 3. 非常災害発生時の番組編成措置

###### (1) A級

###### a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

###### c CM処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後処理とする。

###### (2) B級

###### a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

###### c CM処理

A級に同じ。

##### 4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議）。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

### [3] 非常災害対策本部の設置

#### 1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

#### 2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害対策本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

#### 3. 非常災害発生時の連絡

(1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。

(2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。

(3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。

(4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

#### 4. 非常災害下の放送内容規制

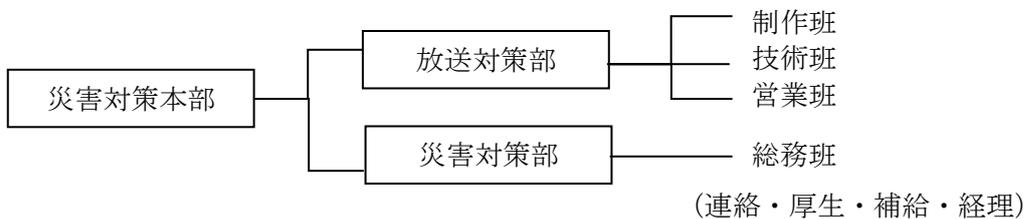
(1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。

(2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。

(3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。

(4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

#### 5. 非常災害下の対策本部組織図



#### 4 徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1 kHz 近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（監視信号）には、すべての受信器を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信器により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信器では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。

また、時計付きの受信器では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

##### 緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大 規 模 地 震 の 警 戒 宣 言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災 対 法 に よ る 放 送 要 請	第 1 種	徳 島

## 8 災害救助に関する資料

## 1 災害救助法の適用基準

阿波市

人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
令和2年10月1日 （国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
34,713	60	30

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

## 2 令和3年度災害救助基準

令和5年3月31日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内  高齢者等の障害者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内  高齢者等の障害者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかった判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。 なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多い場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規 模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は、設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型仮設住宅 1 規 模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す後に加算
全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当た	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		り次の金額以内 小 学 校 児 童 4,500 円 中 学 校 生 徒 4,800 円 高 等 学 校 等 生 徒 5,200 円		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における 通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円 以内 (一時保存) ・ 既存建物借上 費：通常の実費 ・ 既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行 料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当りの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・ 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・ 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 10 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県（法第 17 条第 1 項に規定する都道府県知事等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅 費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合に乗じて得た額の合計額以内にとすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については、100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 3 災害救助法による救助の実施機関

- (1) 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市町村長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市町村長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。
- (4) なお、市町村長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県、市町村	
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町村	
6 医療及び助産	県、市町村	
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	県、市町村	
10 埋葬	市町村	
11 遺体の搜索	市町村	
12 遺体の処理	市町村	
13 障害物の除去	市町村	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

## 9 医療・防疫に関する資料

## 1 病院及び病床数

医療機関名	所在地	開設区分	電話番号	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	病床計
阿波病院	市場町市場字岸ノ下 190 番地 1	厚生(医療)農業 協同組合連合会	0883-36-5151	133					133
大野病院	土成町土成字南原 231 番	医療法人	088-695-2112		35				35
笠井病院	阿波町元町 14	医療法人	0883-35-2720		30				30

## 2 救急病院等一覧表

### (1) 災害拠点病院

#### ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151

#### イ 地域災害拠点病院 (10箇所)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民保健海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域：保健医療圏

### (2) DMA T指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地1	0884-72-1166
	海陽町国民保健海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※圏域：保健医療圏

## (3) 救急告示医療機関

## ア 二次緊急医療医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1-39	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
	東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1
兼松病院		鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
小川病院		鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322
稲次病院		板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター		板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
浦田病院		板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
きたじま田岡病院		板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大麻町字北浦21番地	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40番地の11	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民保健美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地1	0884-72-1166
	海陽町国民保健海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

## イ 三次救急医療機関（救命救急センター等）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全 県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域：救急医療圏

### 3 救急自動車（患者輸送車）保有状況

令和5年3月31日現在

阿波市

種別	台数	定置場所	所有者	備考
救急自動車	1	徳島中央広域連合中消防署	徳島中央広域連合	088-695-2149

### 4 特定施設に係る医療機関一覧表

#### (1) 透析施設

施設名	住所	電話
住友内科病院	徳島市安宅町2-3-5	088-622-1122
沖の洲病院	徳島市城東町1-8-8	088-622-7111
田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
徳島健生病院	徳島市下助任町4-9-1	088-622-7771
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町6-1	088-634-0200
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-633-7159
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
亀井病院	徳島市入万町寺山231	088-668-1177
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
藍住 たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727
鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関西68-5	088-683-0810
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
徳島赤十字病院	小松島小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-6556
阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80-1	0884-44-6556
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
お山のクリニック	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-1030
牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856
海へのクリニック	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	0884-70-5885
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
小松泌尿器科	板野郡藍住町東中富字傍示15-1	088-692-1277
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
藍住川島クリニック	板野郡藍住町徳名字前須西98-11	088-692-0110
浦田病院	板野郡松茂町広島字美波ハリ13	088-699-2921
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-1	0883-55-0110

三加茂田中病院	東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
三木病院	三好市三野町大字芝生1027	0883-77-3900
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

(2) ペースメーカー施設 (体外ペースメーカーを実施する施設)

医療機関名	所在地	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

## 5 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧表

### (1) 医薬品

	保管場所	所在地	電話番号
1	㈱アステイス 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ㈱ 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-29	088-665-3111
3	㈱よんやく 徳島 徳島営業部	板野郡北島町鯛浜字中須 4 番地 2	088-697-0222
4	㈱幸燿 徳島営業部	徳島市川内町加賀須野 463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ㈱ 徳島第一支店徳島西部出張所	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 89-6	0883-63-6111
6	㈱よんやく 徳島西部支店	美馬市美馬町字養泉 14-1	0883-55-2166
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村 75-1	0884-72-1166
8	海陽町立海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
9	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井 105-1	0884-73-1373
10	県立中央病院	徳島市蔵本 1 丁目 10-3	088-631-7151
11	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32	088-683-0011
12	県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131
13	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2-50-1	088-631-3111
14	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2-34	088-622-5121
15	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田中藪 234-1	0883-64-3145
16	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
17	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6-1	0884-28-7777
18	日本赤十字社徳島赤十字病院	小松島市小松島町井利ノ口 103	0885-32-6350

(2) 防疫用薬剤、衛生材料

	保管管理者	保管場所	電話番号
1	東部保健福祉局（徳島保健所）	徳島市新蔵町3丁目80	088-652-5151
2	鳴門県民サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	南部総合県民局（阿南保健所）	阿南市領家町野神319	0884-22-0072
6	南部総合県民局（美波保健所）	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局（吉野川保健所）	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局（美馬保健所）	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	西部総合県民局（三好保健所）	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中州町1丁目58	088-655-1100

## (3) 防疫用薬剤及び衛生材料

令和5年3月31日現在

防 疫 用 薬 剤		
塩化ベンザルコニウム (逆性石鹼液)	500ml	5,500本
衛 生 材 料		
品 名	規 格	数 量
ガーゼ	10m	275個
	300枚	11個
脱脂綿	100g	1370個
	500g	15個
伸縮包帯	62mm×4m	685個
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚	121個
三角巾	90mm×90mm×130cm	275個
骨折セット	約20人分/セット	7セット
弾性包帯	10巻/箱(3種)	48個
伸縮包帯	10巻/箱(3種)	48個
頸椎固定用装具	3種	48個
指固定装具	スタンダード	16個
	フィンガー	2個
固定用装具	6巻/包(腕用)	16個
	6巻/包(指用)	32個
テープ	12巻/箱(25mm)	16個
テープ	6巻/箱(50mm)	16個
外科ハサミ		15本

(徳島県備蓄場所10カ所の合計量)

## 6 防疫用機材保有数

阿波市

令和5年3月31日現在

動力噴霧器				電動噴霧機	電動煙霧機	車載煙霧機	背負式噴霧機	肩掛式噴霧機	手動噴霧機
粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
0	1	0	0	0	0	0	1	0	0

## 7 難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧表

令和5年3月31日現在

圏域	医療機関	所在地	電話番号	備考
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111	協力病院
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011	〃
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121	〃
	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151	〃
	伊月病院	徳島市徳島町2丁目54	088-622-1117	〃
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166	〃
東部Ⅱ	国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	拠点病院
	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222	協力病院
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	〃
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町大字中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131	〃
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1	0884-72-1166	〃
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145	〃
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131	〃
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323	〃

## 8 火葬場一覧表

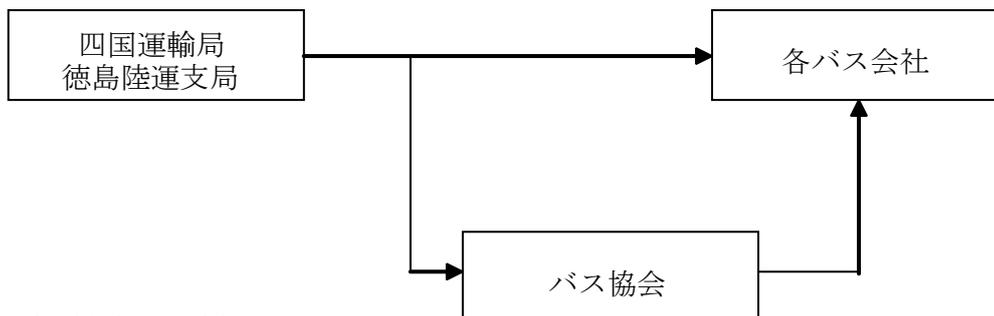
令和5年3月31日現在

名称	設置者	所在地	炉数	管轄保健所
阿北火葬場 0883-36-4132	阿北火葬場管理組合 0883-36-4132	市場町香美字西原15-1	4	吉野川
吉野川市斎場 0883-24-2739	吉野川市（環境衛生課） 0883-22-2230	吉野川市鴨島町知恵島 2137-1	3	吉野川

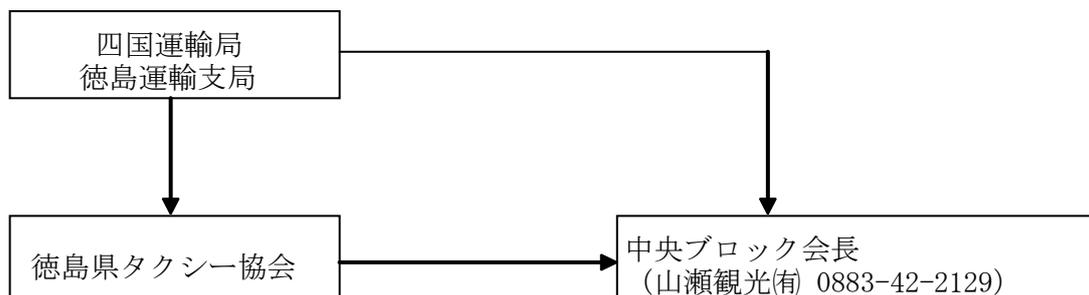
## 10 交通に関する資料

# 1 輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

## (1) バス



## (2) 乗用車 (緊急の場合)



## 2 主要交通途絶予想箇所一覧表

東部県土整備局（吉野川庁舎）管内

令和5年3月31日現在

路線名	予想される事態	同左区域	延長 km	迂回路	備考
主 津田川島線	冠水	市場町千田橋～ 吉野川市川島町川島橋	2.0	国道318号	
主 志度山川線	山腹崩壊	阿波町引地～立割	3.0		
主 鳴門池田線	冠水	阿波町南整理	0.3	船戸切幡上板線	
一 仁賀木山瀬 停車場線	山腹崩壊	市場町楠根地～平地橋	5.0		
一 (旧)市場学 停車場線	冠水2箇所	市場町香美橋～ 吉野川市川島町学島橋	2.0	市場学(停)線 阿波麻植大橋	
一 切幡川島線	冠水1箇所	市場町大野島橋	1.0	国道318号	

## 3 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

令和5年3月31日現在

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員 m	荷重制限 t
千田橋	主 津田川島線	市場町千田	229	3.0	9
御所大橋	一 宮川内牛島停車場線	土成町林	104	4.0	18
下喜来橋	一 船戸切幡上坂線	阿波町下喜来	195	6.5	9
鈴川谷橋	一 浦池南原線	土成町浦の池	20	7.0	14
香美橋	一 市場学停車場線	市場町香美	147	3.0	9
大野島橋	一 切幡川島線	市場町大野島	228	3.0	9

## 4 市有自動車数

令和5年3月31日現在

種別	台数	種別	台数
軽乗用自動車	29	第二種原動機付自転車	1
軽貨物自動車	24	普通特殊自動車（塵芥車）	8
軽特殊自動車（消防車両）	2	普通特殊自動車（消防車両）	38
小型乗用車	10	大型特殊自動車	1
小型貨物自動車	25	スポーツトラック	6
普通乗用自動車	7	フォークリフト（ゴミ収集用）	5
普通貨物自動車	8	バックホー（道路等管理用）	2
普通乗合自動車	6	ブルドーザー（道路等管理用）	1
合計			173

## 5 阿波市所在給油取扱所

燃料給油取扱所は、契約管財課備え付けの事業者一覧表による。

## 11 自衛隊に関する資料

## 1 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表

名 称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場 所との 重複
吉野中学校	吉野町西条 字大西 4-1	阿波市学校教育課	0883-36-8741	中	重複
吉野グラウンド	吉野町西条 字大西 6-1	阿波市社会教育課	0883-36-8743	小	重複
宮川内谷川河川敷	吉野町五条字北原 468 番地 1 地先～ 451 番地 1 地先	阿波市危機管理課	0883-36-8703	中	
土成中学校	土成町吉田 字一本松の二 42	阿波市学校教育課	0883-36-8741	小	重複
吉野川高校土成農場	土成町成当 515	徳島県	0883-24-2117	小	
宮川内ダム公園	土成町宮川内 字平間	商工観光課	0883-365-8722	小	
土成緑の丘 スポーツ公園	土成町土成 北原 1	阿波市社会教育課	0883-36-8743	中	
阿波市役所	市場町切幡 字古田 201-1	阿波市契約管財課	0883-36-8704	中	
河川敷公園	市場町香美 字善入寺 327- 1 地先	阿波市建設課	0883-36-8730	中	
市場グラウンド	市場町市場 字岸ノ下 298- 1	阿波市社会教育課	0883-36-8743	小	
阿波中学校	阿波町東原 230	阿波市学校教育課	0883-36-8741	中	重複
十川ゴム	阿波町東川原 4 番地の 3	十川ゴム (株) 徳島工場	0883-35-2110	中	
阿波土柱	阿波町北正広	(有) 大塚クリーンリネス	0883-35-6047	大	

## 12 市災害対策本部に関する資料

# 1 阿波市災害対策本部条例

平成17年4月1日

条例第15号

改正 平成24年9月27日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、阿波市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 13 市防災会議及び防災関係機関に関する 資料

# 1 阿波市防災会議条例

平成17年4月1日

条例第14号

改正 平成24年9月27日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、阿波市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿波市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長が市の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 徳島中央広域連合中消防署長、徳島中央広域連合西消防署長及び消防団の幹部
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 防災関係機関連絡一覧表

機 関 名		電話番号	防災無線(市)	防災無線(県)
警 察	徳島県警察本部	088-622-3101		* -9560 警備課
	阿波吉野川警察署	0883-36-7110		
消 防	中消防署	088-695-2149		
	西消防署	0883-42-2029		
県	県 庁	088-621-2500		* -9510
	危機管理環境部	088-621-9503 (夜間休日) 088-621-2057		* -9500
	河川整備課	088-621-2572		* -9570~9574
	道路整備課	088-621-2557		* -2557
	保健福祉政策課	088-621-2165		* -2165
	東部保健福祉局 (吉野川保健所庁舎)	0883-24-1114		328
	東部県土整備局 (吉野川庁舎)	0883-26-3751		* -0883-26-9520
国土交通省	四国地方整備局 徳島河川国道事務所 上板出張所	088-694-2531		
気 象 台	徳島地方气象台	088-622-3857		221
電 力	四国電力 送配電株式会社 徳島支社	088-622-7121	340	

## 14 関係機関に関する資料

## 1 土木業者一覧

土木業者一覧は、契約管財課指名業者一覧による。

## 2 水道業者一覧

水道業者一覧は、水道課備え付け一覧による。

## 3 一部事務組合（消防・隔離病舎）一覧表

### (1) 一部事務組合（消防）一覧

組合の名称	事務所の所在地旧町名等	電話及びファックス	構成団体旧町名等
阿南市消防本部	阿南市辰巳町 1 番地 33	電 話 0884-22-1120 F A X 0884-23-1438	阿南市
名西消防組合	石井町高川原字高川原 66-8	電 話 088-674-6788 F A X 088-674-6706	石井町、神山町
板野東部 消防組合	北島町北村字大開 11 番地 1	電 話 088-698-0119 F A X 088-697-3012	松茂町、北島町、藍住町
板野西部 消防組合	板野町羅漢字前田 35	電 話 088-672-0198 F A X 088-672-2977	板野町、上板町
徳島中央 広域連合 消防本部	鴨島町上下島 431-17 連合消防本部内	電 話 0883-24-1702 F A X 0883-24-4606	阿波市、吉野川市
美馬市 消防本部	脇町字拝原 1742-1	電 話 0883-52-3061 F A X 0883-53-9458	脇町、穴吹町、木屋平村
美馬西部 消防組合	美馬町字天神 119 美馬西部消防本部内	電 話 0883-63-2214 F A X 0883-63-2214	美馬町、半田町、貞光町 一字村
三好広域連合 消防本部	東みよし町足代 345 番地 1	電 話 0883-76-5119 F A X 0883-76-5121	三野町、三好町、池田町 山城町、井川町、三加茂町
海部消防組合	牟岐町大字川長字新光寺 98-1	電 話 0884-72-0600 F A X 0884-72-2999	鷺敷町、相生町、由岐町 日和佐町、牟岐町、海南町 海部町、穴喰町

### (2) 一部事務組合（隔離病舎）一覧

組合の名称	事務所の所在地旧町名等	電話及びファックス	構成団体旧町名等
小松島市外二町総合 隔離病舎事務組合	小松島市横須町 1-1 小松島市役所内	電 話 08853-2-2111 F A X 08853-2-2113	小松島市、勝浦町、上勝町
阿南那賀隔離 病舎組合	阿南市畷町亀崎 93-7 老人ホーム福寿荘内	電 話 0884-23-3440 F A X 0884-23-3621	阿南市、那賀川町、羽ノ浦町 鷺敷町、相生町、上那賀町 木沢村、木頭村
海部郡上瀧地区 総合隔離病舎組合	日和佐町奥河内字本村 20 日和佐町役場内	電 話 0884-77-1111 F A X 0884-77-1666	由岐町、日和佐町
海部郡下瀧総合伝染 病隔離病舎組合	牟岐町大字中村字本村 7-4 牟岐町役場内	電 話 0884-72-1111 F A X 0884-72-271,	牟岐町、海南町、海部町 穴喰町
美馬地区隔離病舎 町村組合	半田町字中藪 232-5 半田町立病院内	電 話 0883-64-3145 F A X 0883-64-4138	脇町、美馬町、半田町 貞光町、一字村、穴吹町 木屋平村

## 4 消防水利一覧

分団別水利数調は、危機管理課備え付け図面による。

## 5 指定避難所一覧表

地区名	避難所名等	郵便番号	所在地	電話番号	管理担当 連絡先	災害区分別				指定緊急 避難場所	福祉 避難所	収容 人数 (人)	一時避難 最大(人)
						洪水	崖崩 れ等	地震	内水 氾濫				
一条	吉野中央ふれあい センター	771-1402	阿波市吉野町西条字宮ノ前 27-1	696-2486	36-8716	×	○	○	×			100	100
一条	一条小学校 (体育館)	771-1402	阿波市吉野町西条字岡ノ川 原 135	696-2084	36-8741	×	○	○	×	●		200	200
一条	吉野コミュニテイ センター	771-1402	阿波市吉野町西条字大西 28	696-3964	696-3964	△	○	○	○	●		100	100
一条	吉野スポーツ センター	771-1402	阿波市吉野町西条字大西 6-1	696-2485	36-8743	△	○	○	○			500	500
一条	吉野中学校 (体育館)	771-1402	阿波市吉野町西条字大西 4-1	696-2039	36-8741	△	○	○	○	●		550	550
柿原	柿原小学校 (体育館)	771-1401	阿波市吉野町柿原字ヒロナ カ 256-1	696-2209	36-8741	×	○	○	×	●		200	200
柿原	阿波高等学校 (体育館)	771-1401	阿波市吉野町柿原字ヒロナ カ 180	696-3131	696-3131	○	○	○	×			550	550
柿原	阿波老人ホーム よしの園	771-1401	阿波市吉野町柿原字二条 146	696-5533	696-5533	×	○	○	○		●	12	12
柿原	かきはら子ども園	771-1401	阿波市吉野町柿原字ヒロナ カ 238-1	696-3838	696-3838	×	○	○	×		●	4	4
御所	御所小学校 (体育館)	771-1508	阿波市土成町宮川内字広坪 89	695-2004	36-8741	○	○	○	○	●		250	250
御所	土成地域資源活力 工房	771-1508	阿波市土成町宮川内字平間 28-2	695-5405	36-8722	○	×	○	○			30	30
御所	土成中学校 (体育館)	771-1507	阿波市土成町吉田字一本松 の二 42	695-2008	36-8741	○	○	○	○	●		500	500
御所	阿波老人ホーム 御所園	771-1507	阿波市土成町吉田字梨木原 1-5	695-5533	695-5533	○	○	○	○		●	10	10
土成	土成小学校 (体育館)	771-1504	阿波市土成町成当 1203	695-3064	36-8741	○	○	○	○	●		350	350
土成	土成コミュニテイ センター	771-1506	阿波市土成町土成字丸山 10	695-2311	695-2311	○	○	○	○	●		100	100
土成	デイセンター 一休さん	771-1505	阿波市土成町郡 131-1	695-5151	695-5151	○	○	○	○		●	6	6

地区名	避難場所名等	郵便番号	所在地	電話番号	管理担当 連絡先	災害区分別				指定緊急 避難場所	福祉 避難所	収容 人数 (人)	一時避難
						洪水	崖崩 れ等	地震	内水 氾濫				最大(人)
八幡	八幡小学校 (体育館)	771-1627	阿波市市場町大野島字稲荷 138-1	36-3011	36-8741	×	○	○	○	●		250	250
八幡	八幡公民館	771-2627	阿波市市場町大野島字稲荷 112-1	36-3004	36-8742	△	○	○	×	●		100	100
市場	市場中学校 (体育館)	771-1602	阿波市市場町市場字上野段 6-3	36-2046	36-8741	○	○	○	○	●		500	500
市場	市場小学校 (体育館)	771-1602	阿波市市場町市場字上野段 670	36-2019	36-8741	○	○	○	○	●		300	300
市場	市場コミュニティ センター	771-1602	阿波市市場町市場字上野段 388	—	36-8704	○	○	○	○	●		100	100
市場	市場武道館	771-1622	阿波市市場町興崎字北分 60-1	36-8743	36-8743	○	○	○	○			350	350
市場	老人優先避難所 みどり	771-1610	阿波市市場町香美字秋葉本 80-1	36-7771	36-7771	○	○	○	○		●	7	7
市場	障がい者優先避難 所 すみれ	771-1610	阿波市市場町香美字西原 245	36-6660	36-6660	×	○	○	×		●	14	14
大俣	大俣小学校 (体育館)	771-1612	阿波市市場町上喜来字西原 200	36-2158	36-8741	○	×	○	○	●		200	200
大俣	市場日開谷 体育館	771-1616	阿波市市場町日開谷字野田 原 25	—	36-8743	○	×	○	○			110	110
大俣	大俣公民館 大影分館	771-1615	阿波市市場町大影字境目 39-1	—	36-8742	○	×	○	○			150	150
大俣	大俣公民館	771-1612	阿波市市場町上喜来字田中 602-3	36-2284	36-8742	○	○	○	○	●		120	120
久勝	久勝小学校 (体育館)	771-1702	阿波市阿波町森沢 28	35-2136	36-8741	○	○	○	○	●		250	250
久勝	阿波久勝公民館	771-1701	阿波市阿波町庚申原 218-1	35-2026	36-8742	○	○	○	○	●		200	200
久勝	阿波西高等学校 (体育館)	771-1701	阿波市阿波町下喜来南 228-1	35-3131	35-3131	○	○	○	○			400	400
久勝	デイセンターお龍	771-1701	阿波市阿波町勝名北 10-1	35-8111	35-8111	○	○	○	○		●	8	8

地区名	避難場所名等	郵便番号	所在地	電話番号	管理担当 連絡先	災害区分別				指定緊急 避難場所	福祉 避難所	収容 人数 (人)	一時避難
						洪水	崖崩 れ等	地震	内水 氾濫				最大(人)
久勝	久勝かもめ子ども園	771-1702	阿波市阿波町森沢 24-1	35-5086	35-5086	○	○	○	○		●	10	10
伊沢	阿波中学校 (体育館)	771-1703	阿波市阿波町東原 230-1	35-2040	36-8741	○	○	○	○	●		900	900
伊沢	伊沢小学校 (体育館)	771-1703	阿波市阿波町南柴生 172	35-2034	36-8741	○	○	○	○	●		250	250
伊沢	阿波伊沢公民館	771-1703	阿波市阿波町南柴生 84	35-2152	36-8742	○	○	○	○	●		200	200
伊沢	阿波伊沢北分館	771-1704	阿波市阿波町亀底 199-1	—	36-8742	○	×	○	○	●		50	50
伊沢	阿波農村環境 改善センター	771-1703	阿波市阿波町東原 173-1	35-3939	35-3939	○	○	○	○	●		250	250
伊沢	阿波体育館	771-1703	阿波市阿波町丸山 22	—	36-8743	○	○	○	○			500	500
伊沢	阿波地域交流 センター	771-1703	阿波市阿波町東原 173-1	30-3559	30-3559	○	○	○	○		●	28	28
林	林小学校 (体育館)	771-1706	阿波市阿波町東整理 155-1	35-2039	36-8741	×	○	○	○	●		300	300
林	阿波林公民館	771-1706	阿波市阿波町南整理 182-1	35-2078	36-8742	×	○	○	○	●		200	200
林	特別養護老人 ホーム 蓬萊荘	771-1705	阿波市阿波町北整理 1-1	35-6085	35-6085	×	○	○	○		●	11	11
林	はやし子ども園	771-1706	阿波市阿波町東整理 155-1	35-5047	35-5047	×	○	○	○		●	3	3

※避難所は避難場所を兼ねる。

※災害種別の記号のうち、「×：使用不適、○：使用可能、△：2階以上使用可能」をそれぞれ表しています。

※吉野中学校は、蓄電池を設置していますが、想定最大規模の降雨による吉野川の洪水氾濫時には、蓄電池が浸水する恐れがあるため、ポータブル発電機で対応します。

医療救護所

地 区	施設名称	洪水氾濫	土砂災害	地震	電話番号
吉 野	吉野保健センター	×	○	○	696-3964
土 成	土成中央公民館	○	○	○	695-5305
市 場	市場公民館	○	○	○	36-6464
阿 波	阿波健康福祉センター	○	○	○	35-6033

## 6 避難情報の放送に係る申し合わせ

徳島県と日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざんの各社（以下「放送事業者」という。）とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から放送事業者への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系統は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
  - (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
  - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

(別紙1)

日本放送協会徳島放送局  
四国放送株式会社  
株式会社エフエム徳島 様  
株式会社エフエムびざん  
徳島県危機管理環境部  
(徳島県総合県民局)

\_\_\_\_\_  
(市・町・村) 長

住民への避難情報 (第 号) の周知について (依頼)

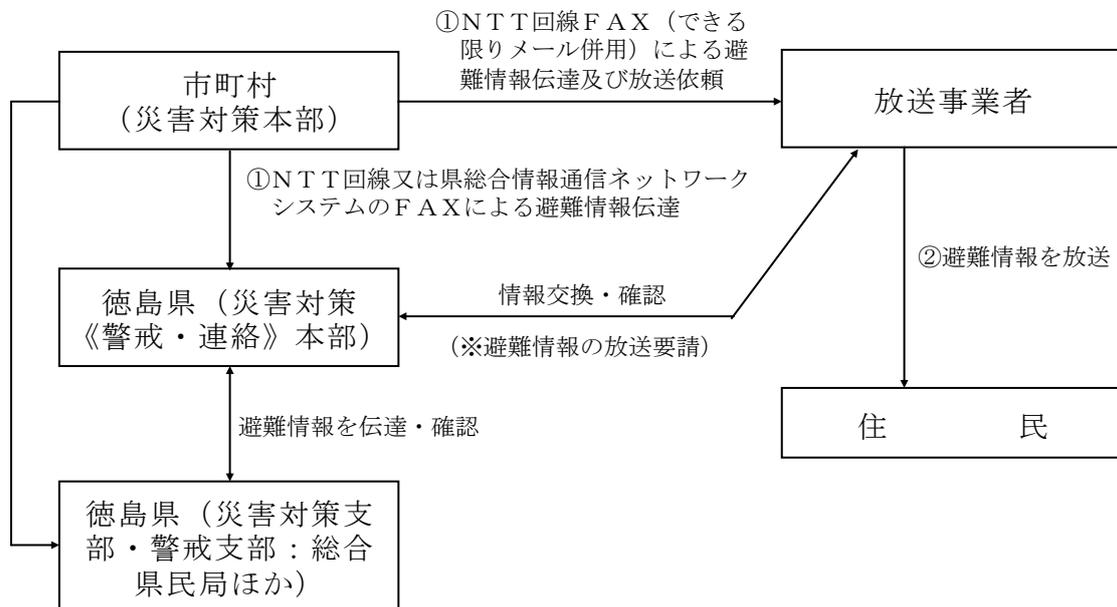
当市 (町・村) において避難情報を発令しました (することにしました) ので、貴社 (局) より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市 町 村 名		発令情報 の種類  ※注1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所 属 名			<input type="checkbox"/> 避難指示 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電 話 番 号			
発令・解除日時	年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他 ( )		
対象地区名等 (避難場所)  ※注2	地区 世帯 人 ( ) 地区 世帯 人 ( ) 地区 世帯 人 ( )		
備 考 (発令理由など)			

※注1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

## 放送事業者との伝達系統



① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。

また、同時に、徳島県災害対策<警戒・連絡>本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、FAXを送信する。

- ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策<警戒・連絡>本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
- ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。

② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。

その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。

※ 市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。

③ 担当者リストの作成

年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

災害時における連絡責任者リスト（放送事業者）

No	公共団体名	課室名	担当者名	電話番号	住所
				F A X 番号	
				メールアドレス	
1	日本放送協会 徳島放送局	放送部	越智 慎治	088-626-5975	770-8554 徳島市南前川町 2-4
				088-653-8722	
				ochi.s-ijy@nhk.or.jp	
2	四国放送	報道制作 局報道部	降旗 哲也	088-623-1119	770-8573 徳島市中徳島町 2-5-2
				088-625-5441	
		網師本誠司	夜間：088-625-5446		
3	株式会社 エフエム徳島	編成制作 部技術運 行課	近藤 光徳	088-656-2111	770-8567 徳島市幸町 1-6
				088-624-3515	
				gijyutsu@fm-tokushim a.co.jp	
				携帯：090-9553-4800	
4	株式会社 エフエムびざ ん	企画営業 部	川田 春夫	088-656-5000	770-8585 徳島市山城町東浜傍示 1-1
				088-656-0791	
				halkawada@bfm.jp	
				rainbow@bfm.jp	

## 7 徳島県職員災害応援隊運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、大規模または重大な災害の発生時等において、被災した県内の市町村及び他の都道府県（以下「市町村等」という。）が行う災害応急対策活動を迅速かつ的確に支援するために、あらかじめ応援可能な県職員を登録しておく徳島県職員災害応援隊（以下「応援隊」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 応援隊は、被災者応援チーム、防災専門家チーム及び災害時市町村派遣チームで構成する。応援隊の隊長は危機管理環境部長とする。

### (被災者応援チーム)

第3条 被災者応援チームは応募のあった県職員を、名簿に登録することにより隊員となり、災害時に市町村等が行う、障害物の除去や屋根のシート張り等の災害応急対策を支援する。

2 被災者応援チームは、1班概ね5名を基本とし、隊長が登録者の中から隊員の所属長との協議を経て編成する。また、それぞれの班に、班を統括する班長を置くこととし、隊長が指名する。

### (防災専門家チーム)

第4条 防災専門家チームは、別表に掲げる防災に関する専門的な知識や経験等を持つ職員を、あらかじめ担当部局で把握しておき、災害発生時には危機管理環境部と担当部局が連携して、市町村等が行う災害応急対策活動を応援する専門家等の派遣を行う。

2 担当部局は、把握している対象職員を、年度当初及び必要に応じて隊長に報告する。

### (災害時市町村派遣チーム)

第5条 災害時市町村派遣チームは、災害対策支部長又は災害対策警戒支部長（以下「災害対策支部長等」という。）が、原則として各市町村毎に2名ずつの県職員を、あらかじめ指定・登録しておき、災害時に市町村の災害対策本部等に派遣し、県と市町村の連絡・調整や、被害状況の収集、報告などを行う。

2 災害対策支部長等は、市町村に派遣する職員を指定または登録変更したときは、隊長に報告する。

### (応援の実施)

第6条 応援隊のうち被災者応援チーム、防災専門家チームの派遣の決定は、知事が行う。

2 災害対策支部長等は、必要があると認めるときは、災害時市町村派遣チームの職員等を市町村に派遣することができる。なお、該当職員を市町村に派遣した場合には、その旨を隊長に報告するものとする。

3 市町村等に派遣された被災者応援チーム、防災専門家チームの隊員は、派遣先の市町村長等の指揮下に入ると共に、複数のチームまたは班が同一の市町村等に派遣された場合には、相互に連携して活動を行う。

4 応援の実施は、本県の災害応急活動に支障のない範囲で行うものとする。

5 防災専門家チームの派遣について、隊長は担当部局へ派遣の要請を行う。担当部局は、把握してい

る職員の中から派遣職員を決定・派遣し、隊長へ報告する。

- 6 防災専門家チームの派遣については、国等の応援要請や協定等で別に定めがある場合はこれを優先する。

#### (経費負担等)

第7条 応援隊の派遣費用及び訓練・研修に伴う出張旅費等については、諸規定に基づき原則として当該隊員の所属が支弁するものとする。各種協定により別に規定がある場合には、これを優先する。

- 2 応援に要する資機材は、県保有資機材を活用することを原則として、隊員の所属部署、危機管理環境部及び関係部局が協力して準備する。

#### (公務災害)

第8条 本運営規程に基づく応援隊の隊員の派遣は出張扱いとし、応援活動期間中の業務に起因して発生した隊員の傷病等は公務災害補償とする。

#### (訓練・研修)

第9条 応援隊に係る業務を円滑に行うため、危機管理環境部は関係部局等と連携し、隊員に対して、必要な訓練や研修等を適宜実施することとし、隊員の所属は、隊員の参加に、できる限り協力するものとする。

#### (その他)

第10条 同一職員の複数チームへの登録については、これを認めるものとする。この場合の派遣については、原則として優先順位を、災害時市町村派遣チーム、防災専門家チーム、被災者応援チームとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、応援隊の各チームの運営に関し必要な事項は、別にチームごとに作成する要領により定める。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年1月30日から施行する。

## 8 徳島県職員災害応援隊 被災者応援チーム・防災専門家チーム マニュアル

### 1 趣旨

県内市町村及び他の都道府県（以下「市町村等」という。）の災害時において、徳島県職員災害応援隊の被災者応援チーム及び防災専門家チームの派遣を的確に行うため、チームの活動等に係るマニュアルを定める。

### 2 派遣時期等

各チームの派遣は、以下の場合行われる。

- (1) 県内市町村における災害の場合、市町村派遣チームの情報等を基に市町村へ支援の要否を確認し、要請があった場合派遣を行う。
- (2) 他の都道府県における災害の場合、各協定により幹事県に支援の要否の確認を行い、要請があった場合派遣を行う。
- (3) 被害が甚大であり、市町村等の要請を確認できない場合、知事の判断で派遣を決定する。

### 3 派遣隊員の決定

- (1) 派遣隊員の決定はまず、危機管理環境部が業務内容、派遣地域を考慮し人選を行い、隊員及び隊員の所属に対して、派遣依頼を行う。
- (2) 派遣依頼を受けた、隊員及び隊員の所属は、隊員自身の家庭及び所属の状況で、チーム参加の可否を判断する
- (3) 危機管理環境部は派遣が困難な隊員がいる場合は、再度人選、派遣依頼を行う。
- (4) 被災者応援チームについては、危機管理環境部が班編制を行い、班毎に班長を指名する。

### 4 出発準備

- (1) 危機管理環境部は、各隊員に派遣先市町村等の災害状況、派遣先市町村等での活動内容、応援隊よりの派遣チーム数、必要資機材、派遣先市町村等担当者、等の情報提供を行う。
- (2) 各隊員は隊員間で、出発時間、参集場所、隊員相互の連絡手段について連絡調整を行う。被災者応援チームの班長はこれを主体的に行う。
- (3) 活動に必要な資機材については、危機管理環境部が各隊員の所属と調整の上、準備する。
- (4) 各隊員は別表1を参考に、個人装備を準備する。
- (5) 宿泊が必要な場合は、危機管理環境部が手配する。
- (6) 危機管理環境部は必要資機材、宿泊所の手配について、各隊員（被災者応援チームについては班長）は隊員間の連絡調整結果について、相互に報告を行う。
- (7) 危機管理環境部は緊急通行車両証票が必要な場合は、これを交付する。

### 5 業務内容

- (1) 移動については、原則公用車を利用する。
- (2) 各隊員は被災市町村等に到着した時、危機管理環境部及び各所属に報告する。
- (3) 被災市町村等における活動は、原則被災市町村等の指揮により行動する。
- (4) 現地到着の際は、市町村等の担当職員と、現地での活動について詳細打ち合わせを行う。
- (5) 活動の状況については定期(1回/日)または必要に応じて、危機管理環境部及び各所属に報告す

る。

- (6) 活動内容について、可能な範囲で写真等に記録を行う。
- (7) 派遣が長期にわたる場合は、危機管理環境部と調整を行う。
- (8) 活動が終了した場合、帰路のルート、出発・到着時刻について危機管理環境部及び各所属に報告する。

## 6 その他

- (1) 活動については、被災市町村等に負担をかけないように、十分注意する。

9 地方公共団体向け災害対策用移動通信機器貸出手順書

平成 2 1 年 7 月 2 7 日  
総務省 重要無線室

## 目 次

### 第 1 章 地方公共団体（災害対策本部）からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

#### 第 1 借受申請書の提出

- 1 様式 1 記入事項
- 2 提出方法
- 3 提出先

#### 第 2 貸付承認

- 1 借受申請書の審査
- 2 貸付の承認
- 3 貸付の否認
- 4 通信機器搬入

#### 第 3 通信機器の引渡

- 1 通信機器の使用方法等の説明
- 2 借受書の受取
- 3 業務完了の報告

#### 第 4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

- 1 借受申請書授受困難時
- 2 貸付承認通知書交付困難時

#### 第 5 貸出における注意事項

- 1 通信機器取扱上の注意
- 2 正常な使用過程において生じた故障
- 3 その他注意事項

### 第 2 章 通信機器の返却手順

#### 第 1 通信機器の返却

- 1 通信機器返却の申出
- 2 搬出手段

### 第 3 章 災害対策用移動通信機器の貸出の流れ

#### ○災害対策用移動通信機器の貸出に係る様式

### 第 1 章 地方公共団体（災害対策本部）からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

#### 第 1 借受申請書の提出

地方公共団体は、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、災害応急対策の実施に必要な通信手段の確保を図るため通信機器の貸付申請を受けようとする際、総合通信局等に貸出要請し

た上、借受申請書（様式1）を入手し、提出する。

総合通信局等は、貸出要請があった旨を総務省重要無線室に2に定める方法で通知する。

## 1 様式1記入事項

### (1) 借受申請書（様式1の最上段）

ア 申請書提出年月日

イ 通信機器を借受する地方公共団体において、通信機器の運用に権限を有する者の氏名

ウ 前項イの者の印（私印でも可）

### (2) 別記

ア 申請者

イ 申請台数

ウ 使用場所（広範囲にわたる場合はその旨記入）

エ 引渡場所及び返却場所

オ 借受希望日

## 2 提出方法

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等による送付によること。

なお、借受申請書の提出を迅速に行うことが困難な場合、地方公共団体の担当者は、最善の伝達手段で所定事項（様式1記入事項）について重要無線室に伝達（万が一連絡がつかないときは総合通信局等担当課に伝達）し、後刻速やかに借受申請書を提出すること。

## 3 提出先

重要無線室に提出すること。

但し、重要無線室への連絡が困難となり、総合通信局等担当課が地方公共団体から借受申請書の提出を受けた場合、速やかに重要無線室に報告すること。

## 第2 貸付承認

重要無線室は、地方公共団体から提出された借受申請書を受理した時は、当該書類を審査し、貸付の承認又は否認を申請者に、総合通信局等経由で通知する。

### 1 借受申請書の審査

重要無線室は、地方公共団体から提出された借受申請書又は電話等迅速な方法で報告された所定事項及び次の各号の確認を行い、それらを総合的に判断し貸付の承認又は否認を決定する。

#### (1) 借受申請書の内容

#### (2) 申請書を提出した地方公共団体の被災状況

#### (3) 申請地方公共団体以外の地方公共団体からの貸出要請の有無

#### (4) 貸出に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

### 2 貸付の承認

前項1の審査の結果、通信機器の貸付を承認することとした場合、申請地方公共団体に貸付承認通知書及び無線局運用証明書を交付し、契約業者に搬出入を指示する。

(1) 地方公共団体への連絡

重要無線室は、速やかに電話等により通信機器の貸付を承認した旨を、総合通信局等経由で地方公共団体に連絡する。

(2) 契約業者への連絡

重要無線室は、契約業者の担当者に電話等で貸付を承認した旨を連絡し、搬入依頼書を送付する。

公印押印済の貸付承認通知書及び無線局運用証明書は、原則、重要無線室が契約業者に持参する。ただし、持参することが困難な場合は、ファクシミリ等により契約業者の担当者あてに通知し、後刻郵送する。

3 貸付の否認

前項1の審査の結果、通信機器の貸付を承認しない場合、速やかに総合通信局等経由で地方公共団体にその旨連絡し、様式2により通知する。

4 通信機器搬入

契約業者は、重要無線室から搬入依頼書を受理した後、48時間以内に指定された場所に通信機器を搬入する。

なお、契約業者が通信機器を搬入することが困難な場合、重要無線室にその状況について通知がある。重要無線室は速やかに総合通信局等及び借受地方公共団体にその旨通知する。

第3 通信機器の引渡

契約業者は、指定された場所に通信機器を搬入した後、以下の手続を行う。

1 通信機器の使用方法等の説明

契約業者は、貸付承認通知書及び無線局運用証明書を貸出要請先の機器運用権者に手交し、搬入した通信機器の使用方法等を機器使用者に説明する。

2 借受書の受取

契約業者は、通信機器の使用方法等の説明後、借受地方公共団体から、前項1で手交した貸付承認通知書のコピーの借受書欄に、通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者の署名及び捺印された借受書を受け取ること。

3 業務完了の報告

契約業者は、前項1及び2が完了次第、重要無線室にその旨を通知し、遅滞なく借受地方公共団体から受理した借受書を重要無線室に送付する。

第4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

通信機器の貸出に際し、緊急性が高くやむを得ないと認められる場合の緊急的措置は、次の各項により行うものとする。

1 借受申請書授受困難時

借受申請書の授受を迅速に行うことが困難な場合、地方公共団体の担当者から電話等迅速な

方法で所定事項を口頭により伝達する等の緊急的措置をとり、後刻速やかに当該地方公共団体から借受申請書の提出を受ける。

## 2 貸付承認通知書交付困難時

貸出要請があった地方公共団体への貸付承認通知書の交付を迅速に行うことが困難な場合は、電話等で承認の内容の通知を行う等の緊急的措置をとり、貸付承認通知書の交付は、後刻遡及処理することとする。

## 第5 貸出における注意事項

### 1 通信機器取扱上の注意

借受地方公共団体は、通信機器を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

### 2 正常な使用過程において生じた故障

借受地方公共団体による正常な使用過程において生じた故障（通信機器の落下等による損壊の場合を除く。）については、契約業者が、個別に対価を徴することなく、修理を行う。

### 3 その他の注意事項

通信機器を亡失又は損傷したとき（2に示したものを除く）、借受地方公共団体はその旨及び理由についての報告書を重要無線室長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。

なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。

## 第2章 通信機器の返却手順

### 第1 通信機器の返却

#### 1 通信機器返却の申出

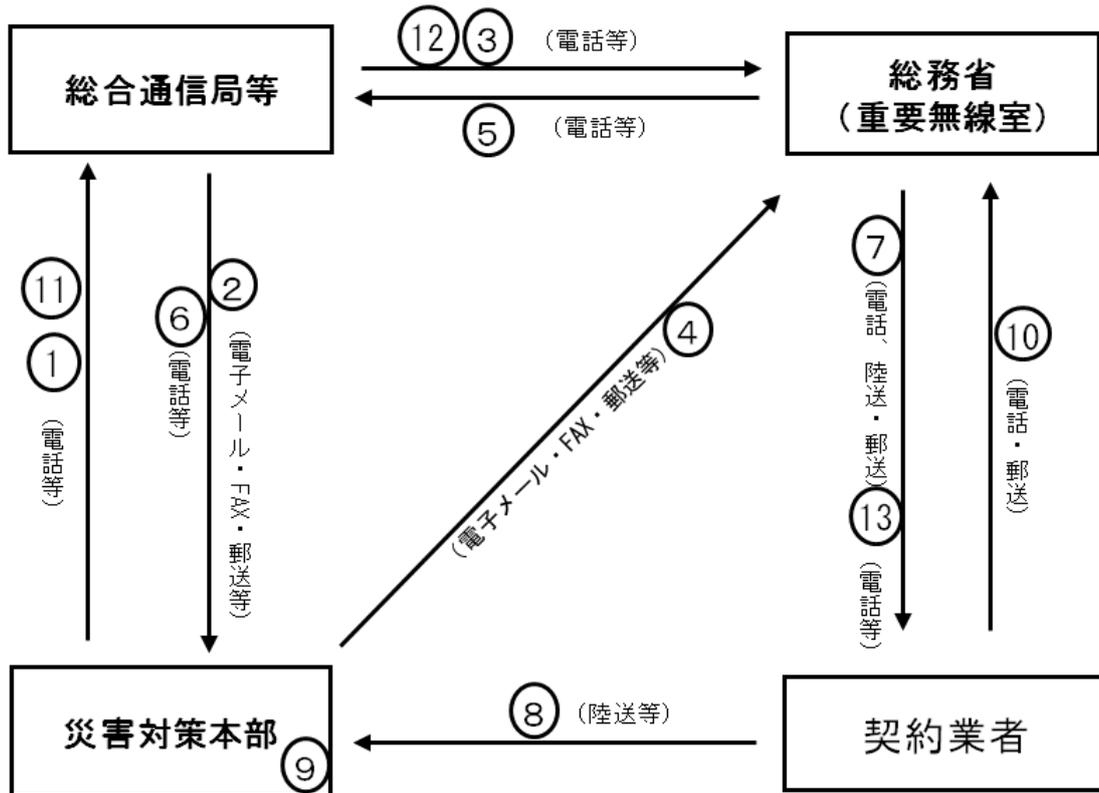
借受地方公共団体から、総合通信局等経由で重要無線室に返却の申出があった場合は、重要無線室は契約業者に通信機器の搬出指示を行う。

借受地方公共団体は、返却の準備として、通信機器・付属品・梱包箱等を整理しておくこと。

#### 2 搬出手段

借受地方公共団体は、契約業者に通信機器を手交により返却する。

第3章 災害対策用移動通信機器の貸出の流れ



<手順の流れ>

- ① 災害対策本部から総合通信局等へ貸出要請をする。
- ② 総合通信局等は災害対策本部へ借受申請書様式を送付する。
- ③ 総務省へ貸出要請があった旨の連絡をする。
- ④ 災害対策本部において、借受申請書を作成（印は無線局運用権限者の私印でも可）し、総務省へ申請書を送付する。
- ⑤ 総務省内で決裁を受け後、総合通信局等へ貸付の内諾を連絡する。
- ⑥ 総合通信局等から災害対策本部へ貸付内諾の連絡をする。
- ⑦ 総務省から契約業者へ通信機器搬入を依頼する。  
総務省から契約業者へ貸付承認通知書及び無線局運用証明書を持参する（持参困難な場合、ファクシミリにより業者担当者あてに連絡後、郵送）。
- ⑧ 契約業者から災害対策本部へ通信機器を搬入する。その際、無線局運用証明書手交する。
- ⑨ 災害対策本部から借受書に受取印（無線局運用権限者の私印でも可）を受ける。
- ⑩ 契約業者は、総務省へ搬入報告を行い、借受書を届ける。
- ⑪ 災害対策本部は、総合通信局等へ機器返却の申出をする。
- ⑫ 総合通信局等は、総務省へ機器返却の申出があった旨連絡する。
- ⑬ 総務省は、契約業者に機器の搬出指示を行う。

様式 1

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記 1～5 のとおりです。

総務省総合通信基盤局  
電波部基幹通信課  
重要無線室長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません

貸付承認通知書

平成 年 月 日付申請を承認する。

令第七条の規程に基づき、別記 2～6 及び 8 のとおり通知する。

殿

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹通信課

重要無線室長 印

借受書

平成 年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

通信機器使用に際しては、別記 8 貸付条件に従います。

令第八条に規定の事項は、別記 2、4 及び 5 のとおりです。

総務省総合通信基盤局  
電波部基幹通信課  
重要無線室長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません

別 記

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	氏名又は名称			
		住所			
2	申請台数	MCA	ショルダー型		台
			ハンディー型		台
		簡易無線			台
3	使用場所	(使用場所が指定できるときのみ記入してください。)			
4	引渡場所及び返納場所				
5	貸付期間等	借受日	年 月 日		
		貸付期間	原則、貸付から1年以内		
6	使用目的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。			
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。			
8	貸付条件	<input type="checkbox"/> 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すこと。 <input type="checkbox"/> 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 <input type="checkbox"/> 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 <input type="checkbox"/> 8 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を重要無線室長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 <input type="checkbox"/> 9 重要無線室長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は重要無線室長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、重要無線室長の指示に従い速やかに返却すること。			
備	考				

貸付否認通知書

平成 年 月 日

殿

総務省総合通信基盤局  
電波部基幹通信課  
重要無線室長 印

平成 年 月 日付申請について、下記理由により申請を否認する。

記

貸付を承認できない理由

Large empty rectangular box for providing the reasons for denial.

以上

## 15 防災に関する協定

## 1 防災に関する協定書一覧表

No	協定名称	協定締結先	協定締結日	主管課
1	広域消防相互応援協定書	大川地区広域行政振興整備事務組合、東かがわ市、徳島中央広域連合	昭和60年7月1日	危機管理課
2	徳島県市町村消防相互応援協定	徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合	平成10年4月1日	危機管理課
3	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年8月1日	危機管理課
4	阿波市音声告知放送卓の設置及び運用に関する協定書	徳島中央広域連合	平成20年3月25日	危機管理課
5	大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定書	阿波市上水道工事店協同組合	平成20年8月20日	業務課
6	災害時の応急措置に関する協定書	徳島県建設労働組合阿波市協議会	平成20年9月12日	危機管理課
7	災害時の応急措置に関する協定書	吉野地区災害対策会	平成29年7月10日	建設課
8	災害時の応急措置に関する協定書	土成地区災害対策会	平成29年7月18日	建設課
9	災害時の応急措置に関する協定書	市場地区災害対策会	平成29年7月10日	建設課
10	災害時の応急措置に関する協定書	阿波地区災害対策会	平成29年7月10日	建設課
11	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	平成23年11月1日	危機管理課
12	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	鴨島電気工事協同組合	平成23年11月1日	危機管理課
13	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	脇町電機工事協同組合	平成23年11月1日	危機管理課
14	徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市	平成24年10月5日	危機管理課
15	災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定書	大塚製薬株式会社	平成24年11月5日	危機管理課
16	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	徳島県及び徳島県内の市町村	平成25年4月5日	危機管理課
17	災害時等における飲料水等の提供に関する協定書	サントリーフーズ株式会社	平成25年5月31日	危機管理課
18	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	平成25年6月3日	危機管理課
19	全国伝統地名(旧国名)市町災害時相互支援に関する協定書	青森県むつ市、三重県志摩市、京都府京丹後市、大阪府摂津市、大阪府和泉市、兵庫県播磨町、岡山県美作市、山口県長門市、愛媛県伊予市	平成25年9月1日	危機管理課

20	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人徳島県エルピーガス協会阿波地区会	平成25年11月1日	危機管理課
21	災害発生時における山地に係る施設等の被害調査に関する協定書	一般社団法人徳島県森林協会	平成26年6月2日	商工観光課
22	福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人共生会	平成26年9月1日	社会福祉課
23	福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人よつ葉会	平成26年9月1日	社会福祉課
24	大災害等緊急時の相互援助協定	四国放送株式会社、徳島県内ケーブルテレビ局 全16局	平成26年9月1日	市政情報課
25	災害時における炊き出し支援業務等の協力に関する協定書	株式会社東洋食品	平成26年11月17日	学校給食センター
26	大規模災害発生時における施設使用に関する協定書	特定非営利活動法人アムダ	平成27年4月13日	危機管理課 社会教育課
27	災害発生時における阿波市と阿波市内等郵便局の協力に関する協定	阿波市内等郵便局	平成27年6月8日	危機管理課
28	福祉避難所の指定に関する協定書	阿波老人ホームよしの園	平成28年11月16日	社会福祉課
29	福祉避難所の指定に関する協定書	阿波老人ホーム御所園	平成28年11月16日	社会福祉課
30	福祉避難所の指定に関する協定書	特別養護老人ホーム蓬萊荘	平成28年11月16日	社会福祉課
31	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	四国合同通運株式会社	平成29年2月6日	環境衛生課
32	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	笠井産業	平成29年2月6日	環境衛生課
33	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	中屋	平成29年2月6日	環境衛生課
34	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	四国合同通運株式会社	平成29年2月6日	環境衛生課
35	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	笠井産業	平成29年2月6日	環境衛生課
36	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	中屋	平成29年2月6日	環境衛生課
37	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社香美興業	平成29年2月6日	環境衛生課
38	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社山一建設	平成29年2月6日	環境衛生課
39	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社中央クリーンセンター	平成29年2月6日	環境衛生課
40	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社パブリック阿波	平成29年2月6日	環境衛生課

41	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社大塚クリーンリネス	平成29年 2月6日	環境衛生課
42	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書【土地の提供】	有限会社大塚クリーンリネス	平成29年 2月6日	環境衛生課
43	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書【土地の提供】	株式会社Jクラシック	平成29年 2月6日	環境衛生課
44	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書【土地の提供】	有限会社山一建設	平成29年 2月6日	環境衛生課
45	し尿汚泥の汲取り及び処理に関する協定書	阿北環境整備組合	平成29年 2月6日	環境衛生課
46	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成29年 11月1日	危機管理課
47	大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定書	阿波吉野川警察署	平成29年 11月17日	契約管財課
48	災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	公益社団法人徳島県建築士会川島地域会、公益社団法人徳島県建築士会	平成30年 11月2日	住宅課
49	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	一般社団法人阿波市医師会	令和2年 3月2日	健康推進課
50	道の駅「どなり」の管理に関する協定	徳島県	令和2年 3月10日	商工観光課
51	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定運営会議	令和2年 6月14日	業務課
52	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	株式会社サンコー	令和2年 10月2日	危機管理課
53	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	徳島トヨタ自動車株式会社	令和2年 12月1日	危機管理課
54	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人健祥会	令和3年 2月5日	社会福祉課
55	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人かもめ福祉会	令和3年 2月5日	社会福祉課
56	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人和田島福祉会	令和3年 2月5日	社会福祉課
57	災害時における協力に関する協定書	有限会社大塚クリーンリネス	令和3年 6月1日	危機管理課
58	覚書【災害対応型自動販売機の災害時対応にかかる運用】	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	令和3年 12月1日	契約管財課
59	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年 12月1日	危機管理課
60	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	令和3年 12月24日	危機管理課

61	独立行政法人水資源機構池田ダム放流に伴う吉野川流域警報業務に関する覚書	徳島中央広域連合消防本部	令和4年 1月6日	危機管理課
62	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	一般社団法人徳島県産業資源循環協会	令和4年 1月21日	環境衛生課
63	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	ジェムカ株式会社	令和4年 1月21日	環境衛生課
64	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	日立建機日本株式会社	令和4年 2月1日	危機管理課
65	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書	喜多機械産業株式会社	令和5年 12月19日	危機管理課
66	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	令和5年 12月19日	危機管理課

※細部協定書（協定内容）については、各主管課及び危機管理課

## 16 災害発生時の報告



# 1 火災・災害等即報要領

## 第1 総則

### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防第158号）」の定めるところによる。

### 3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。

都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報

告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を

行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

###### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）

を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

#### オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### (3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災  
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
  - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
  - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
  - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
    - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
    - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等  
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別  
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況  
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況  
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況  
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項  
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。  
ア 死者3人以上生じた火災  
(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要  
a 建物等の用途、構造及び周囲の状況  
b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過  
(イ) 火災の状況  
a 発見及び通報の状況  
b 避難の状況  
イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災  
(ア) 発見及び通報の状況  
(イ) 延焼拡大の理由  
a 消防事情  
b 都市構成  
c 気象条件  
d その他  
(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称  
(エ) り災者の避難保護の状況  
(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火個所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造階層		建築面積	m <sup>2</sup>		
			延べ面積	m <sup>2</sup>		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼ぼや棟			林野焼損面積	ha
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
		その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認の取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

### (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設に係る事故 4 その他の特定事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者名 \_\_\_\_\_

事故種別	1火災 2爆発 3漏洩 4その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	発見日時	年 月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分 )		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者	人 ( 人 )		
		重症	人 ( 人 )		
		中等症	人 ( 人 )		
		軽症	人 ( 人 )		
消防防災活動 状況及び 救急・救助活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自営防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認の取れていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）  
不審物（爆発物）の有無  
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武装攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃事故 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)  計 人 不明 人	負傷者  重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認の取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

##### (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

##### (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

##### (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

##### (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者名 \_\_\_\_\_  
 災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽症		人		一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認の取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



(2) 第4号様式 (その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)  
(被害状況即報)

都道府県		区分		被害		区分		被害		災害 の 対 策 部 況	府 都 県 道	市 町 村			
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月日時現在)	田	流出・埋没 冠水	ha		公立文教施設	千円						災 害 の 対 策 部 況	府 都 県 道	市 町 村
報告者名		畑	流出・埋没 冠水	ha		農林水産業施設	千円								
			学 校	箇所		公共土木施設	千円								
区 分	被 害	そ	道 路	箇所		小 計	千円			公共施設被害市町村数	団体				
人 的 被 害	死 者 人	うち災害関連死者	人	河 川	箇所	港 湾	箇所	農産被害	千円						
住 家 被 害	負 傷 者	重 症 人	人	清 掃 施 設	箇所	崖 く ず れ	箇所	畜産被害	千円						
住 家 被 害	全 壊	棟		被 害 船 舶	隻	水 道	戸	その他	千円			計 団 体			
													世 帯 人	電 話	回 線 戸
住 家 被 害	半 壊	棟		電 気	戸	ガ ス	戸	被 害 の 概 況							
													世 帯 人	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所
住 家 被 害	一 部 破 損	棟		り 災 世 帯 数	世 帯			状 況	消 防 機 関 等 の 活 動	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
													世 帯 人	り 災 者 数	人
住 家 被 害	床 上 浸 水	棟		火 災 発 生	建 物 件	火 災 発 生	建 物 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣							
													世 帯 人	そ の 他 件	
住 家 被 害	床 下 浸 水	棟		そ の 他 件											
													世 帯 人		
非 住 家	公 共 建 物	棟													
													そ の 他		

※1 被害額は省略することができるものとする。  
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 2 災害報告取扱要領

### 第1 総 則

#### 1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

## 第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものを除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

#### 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。



区 分		被 害		都道府県 災害対策本部	名 称	
公立文教施設	千円				設 置	月 日 時
農林水産施設	千円			解 散	月 日 時	
公共土木施設	千円			設置市町村名 災害対策本部		
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		適用市町村名 災害救助法	計 団体	
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円		計 団体		
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他(避難指示の状況)					

災害名		発生年月日					計	
		区分						
人的被害	死者	人						
	うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

災害名									
発生年月日									計
区分									
人的被害	死	者	人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

災害名		発生年月日	区分											
電	話	回線										計		
	電	気	戸											
	ガ	ス	戸											
そ の 他	ブロック塀等	箇所												
火 災 発 生	建	物	件											
	危	険	物	件										
	そ	の	他	件										
	り	災	世	帯	数									
	り	災	者	数	人									
	公	立	文	教	施	設	千	円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	農	林	水	産	業	施	設	千	円	( )	( )	( )	( )	( )
	公	共	土	木	施	設	千	円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	そ	の	他	の	公	共	施	設	千	円	( )	( )	( )	( )
	小		計				千	円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体	
そ の 他	農	産	被	害			千	円						
	林	産	被	害			千	円						
	畜	産	被	害			千	円						
	水	産	被	害			千	円						
	商	工	被	害			千	円						
	そ	の	他				千	円						
	被	害	総	額			千	円						
都道府県 災害対策本部	設	置		月	日		月	日		月	日		月	日
	解	散		月	日		月	日		月	日		月	日
	災	害	対	策	本	部	設	置	市	町	村	団	体	団
	災	害	救	助	法	適	用	市	町	村	団	体	団	体
	消	防	職	員	出	動	延	人	数		人		人	
	消	防	団	員	出	動	延	人	数		人		人	

## 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2) 死者の計上場所について

(1)アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ア) 被災地が確定又は推定できる場合

→ 被災地で計上

(イ) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く。）

→ 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合

→ 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1)イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市

村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

- ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの
- エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの
- オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

- ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上
- イ 被災地が不明な場合
  - 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上
- ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合
  - 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し 適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

- ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの
  - 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
- イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの
  - 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

- ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上
- イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合
  - 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

#### 4 その他

- (1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

- (2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。
- (3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

## 15 阿波市防災マップに関する資料

(ため池ハザードマップは、別冊参照)





# 阿波市 総合ハザードマップ 阿波地区

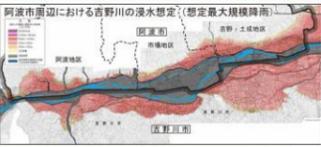
このマップは、吉野川の浸水想定（徳島河川国道事務所作成）、土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所（徳島県作成）、中央構造線活断層地震の被害想定（徳島県作成）等に基づいて、万が一の事態の際、みなさんの避難に役立つよう作成したものです。

# 「吉野川の洪水氾濫（想定最大規模） 土砂災害 地震」

吉野川沿岸上流域の2日間総雨量765mm

**ハザードマップの調べ方**  
このハザードマップの情報は、タブレットやスマートフォンなどから、いつでも確認することができます。QRコードを読み取ってください。

●本マップでは、吉野川の浸水想定（想定最大規模降雨：吉野川沿岸上流域の2日間総雨量765mm）、土砂災害の危険な区域・箇所、中央構造線活断層地震等が起きた際の震度・液状化について、色分け等によって示しています。  
●また、指定避難所のそれぞれの広さに対する避難定数を示しています。それぞれの広さに対して、利用可能な指定避難所を掲載しております。  
●他の図り方によっては、浸水想定が想定より深くなることある場合がございます。  
●中央構造線の活断層については、本マップの範囲にとりまわっています。  
お問い合わせ先 阿波市役所 危機管理課 電話 0883-36-8703

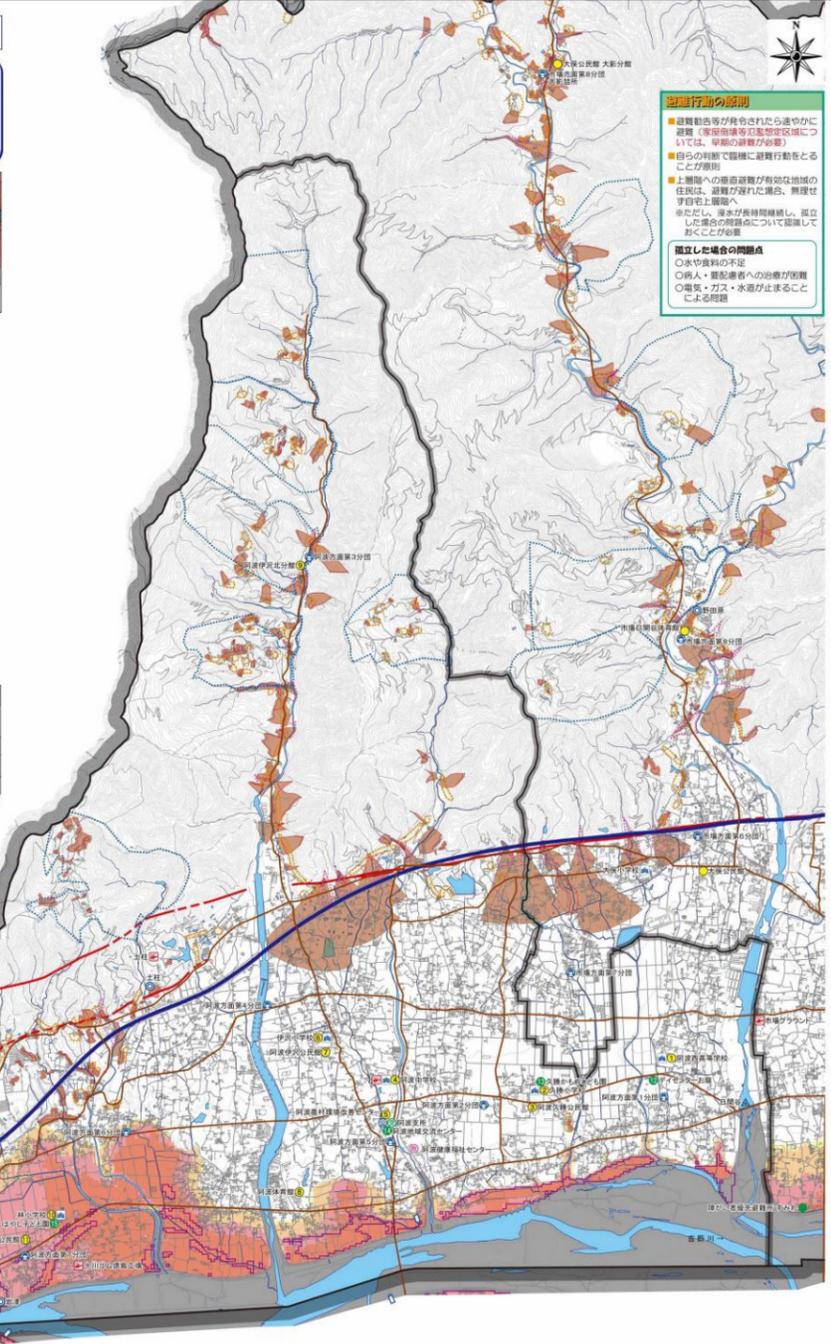


### 阿波市指定避難所・指定緊急避難場所（阿波地区）

指定避難所・指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	避難定数	備考
1 阿波高等学校(体育館)	○	○	35-311	—
2 久藤小学校(体育館)	○	○	35-316	●
3 阿波久藤公民館	○	○	35-309	●
4 阿波中学校(体育館)	○	○	35-340	●
5 阿波健康福祉センター	○	○	35-309	●
6 伊予小学校(体育館)	○	○	35-304	●
7 阿波伊予公民館	○	○	35-312	●
8 阿波体育館	○	○	36-8743	—
9 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
10 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
11 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
12 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
13 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
14 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
15 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
16 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
17 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
18 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
19 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
20 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
21 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
22 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
23 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
24 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
25 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
26 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
27 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
28 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
29 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
30 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
31 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
32 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
33 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
34 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
35 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
36 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
37 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
38 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
39 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
40 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
41 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
42 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
43 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
44 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
45 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
46 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
47 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
48 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
49 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
50 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
51 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
52 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
53 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
54 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
55 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
56 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
57 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
58 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
59 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
60 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
61 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
62 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
63 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
64 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
65 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
66 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
67 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
68 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
69 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
70 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
71 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
72 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
73 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
74 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
75 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
76 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
77 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
78 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
79 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
80 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
81 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
82 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
83 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
84 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
85 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
86 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
87 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
88 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
89 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
90 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
91 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
92 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
93 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
94 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
95 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
96 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
97 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
98 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
99 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
100 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—

**医療救護所**  
必要に応じて、阿波市医師会と相談し、学校、集会所、病院等に医療救護所を設置。  
■市で設置可能な医療救護所  
地区 施設名 洪水氾濫 土砂災害 地震(震度) 電話番号  
阿波地区 阿波健康福祉センター ○ ○ ○ 35-6010  
○:利用可能 ×:利用不可

**避難所への配慮**  
避難所には、高齢者・障がい者・乳幼児等は、避難所で生活するに際して多くの困難が生じます。  
●避難所は、バリアフリーや、介護員の設置など、災害時要配慮者が生活しやすい環境を有しています。



### 危険なところ

土砂災害警戒区域（令和3年2月現在）  
●土砂災害警戒区域  
●土砂災害危険箇所

### 避難所への配慮

避難所には、高齢者・障がい者・乳幼児等は、避難所で生活するに際して多くの困難が生じます。  
●避難所は、バリアフリーや、介護員の設置など、災害時要配慮者が生活しやすい環境を有しています。

# 阿波市 総合ハザードマップ (阿波地区)

このマップは、中小河川の氾濫の実績、土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所（徳島県作成）に基づいて、日常的に起こりうる災害に対して、みなさんの避難に役立つよう作成したものです。

# 中小河川の氾濫 土砂災害

**ハザードマップの調べ方**  
このハザードマップの情報は、タブレットやスマートフォンなどから、いつでも確認することができます。QRコードを読み取ってください。

●本マップでは、過去10年以内による浸水があった区域、土砂災害の危険な区域・箇所について、色分け等によって示しています。  
●また、指定避難所のそれぞれの広さに対する避難定数を示しています。それぞれの広さに対して、利用可能な指定避難所を掲載しております。  
●他の図り方によっては、浸水想定が想定より深くなることある場合がございます。  
●中央構造線の活断層については、本マップの範囲にとりまわっています。  
お問い合わせ先 阿波市役所 危機管理課 電話 0883-36-8703

### 阿波市指定避難所・指定緊急避難場所（阿波地区）

指定避難所・指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	避難定数	備考
1 阿波高等学校(体育館)	○	○	35-311	—
2 久藤小学校(体育館)	○	○	35-316	●
3 阿波久藤公民館	○	○	35-309	●
4 阿波中学校(体育館)	○	○	35-340	●
5 阿波健康福祉センター	○	○	35-309	●
6 伊予小学校(体育館)	○	○	35-304	●
7 阿波伊予公民館	○	○	35-312	●
8 阿波体育館	○	○	36-8743	—
9 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
10 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
11 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
12 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
13 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
14 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
15 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
16 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
17 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
18 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
19 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
20 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
21 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
22 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
23 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
24 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
25 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
26 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
27 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
28 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
29 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
30 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
31 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
32 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
33 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
34 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
35 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
36 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
37 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
38 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
39 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
40 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
41 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
42 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
43 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
44 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
45 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
46 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
47 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
48 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
49 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
50 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
51 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
52 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
53 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
54 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
55 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
56 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
57 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
58 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
59 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
60 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
61 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
62 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
63 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
64 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
65 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
66 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
67 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
68 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
69 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
70 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
71 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—
72 阿波伊予西分館	○	○	36-8742	—
73 阿波伊予南分館	○	○	36-8742	—
74 阿波伊予北分館	○	○	36-8742	—
75 阿波伊予東分館	○	○	36-8742	—



## 阿波市地域防災計画 資料編

平成17年 7月 策定  
平成18年 8月 改定  
平成21年 8月 改定  
平成26年 7月 改定  
平成29年 2月 改定  
平成31年 2月 改定  
令和 2年 2月 改定  
令和 3年 2月 改定  
令和 4年 3月 改定  
令和 5年 3月 改定  
令和 6年 3月 改定

発行 阿波市防災会議

阿波市市場町切幡字古田 201 番地1

TEL 0883-36-8700

FAX 0883-36-8760

編集 阿波市危機管理課